



第三次 富士市環境基本計画

2021

～富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち～



富士市

はじめに

雄大な富士山と美しく豊かな駿河湾に抱かれた本市は、豊富な地下水や森林資源などの「富士山の恵み」によって育まれつつ、発展を遂げてきました。その背景には、市民、事業者の皆様と市が力を合わせて大気汚染や水質汚濁などの公害問題に取り組み、克服してきた歴史があります。

その後、本市では、良好な環境を永遠に継承することを目的に「富士市環境基本条例」に基づく「富士市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に向けた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性等を定め、環境行政を推進してまいりました。

世界に目を向けますと、平成27年には国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、気候変動に適応する対策や森林・水の豊かさの保全、生態系の保護などが目標に掲げられました。また、令和2年に流行した新型コロナウイルスによる社会情勢の激変は、環境分野にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、「第三次富士市環境基本計画」は、気候変動適応法に基づく本市の「適応策」を含めた「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」のほか、「生物多様性ふじ戦略」や「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を含めた計画となっております。

本計画における望ましい環境像である「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の実現には、市民、事業者、関係機関の皆様との幅の広い連携や協働により取り組むことが大切でありますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの市民及び事業者の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、富士市環境審議会の委員の皆様には、熱心にご審議いただきましたことを心から御礼申し上げます。

令和3年3月

富士市長 小長井 義正



目次

第三次富士市環境基本計画の読みかた	1
第1章 計画の基本的事項	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 基本的事項	7
第3節 第二次計画の評価	9
第2章 環境の現状	13
第1節 富士市の概況	13
第2節 生物多様性	16
第3節 地球温暖化	21
第4節 生活環境	25
第5節 廃棄物・環境美化	28
第6節 富士・愛鷹山麓地域の環境	30
第7節 パートナーシップ	33
第8節 市民・事業者の意識	34
第3章 望ましい環境像	36
第1節 望ましい環境像	36
第2節 目指す将来像	37
第3節 基本目標	41
第4章 市の施策	44
第1節 市の施策の見方について	44
第2節 体系図	45
第3節 市の施策	47
第5章 環境配慮指針	70
第1節 環境配慮指針とは	70
第2節 市民・事業者の環境配慮指針	70
第3節 土地利用に係る環境配慮指針	76
第6章 計画の進行管理	80
第1節 計画の進行管理	80
第2節 計画の推進体制	81
資料編	82
1 策定の経緯	82
2 委員名簿	83
3 諮問・答申	84
4 富士市環境基本条例	85
5 用語解説	88

第三次富士市環境基本計画の読みかた

参考となる話題を
コラムとして紹介
しています



環境基本計画とは何か？

環境基本計画が必要となっている背景や環境問題を取り巻く状況、第三次富士市環境基本計画の基本的事項についてまとめています。

環境基本計画はなぜ必要か？→P.3～6

環境基本計画の必要性やパリ協定、SDGs など環境問題を取り巻く状況などについて紹介します。

第三次富士市環境基本計画とは？→P.7～12

計画の位置づけ、期間、対象とする環境の範囲、取り組む主体と役割、第二次富士市環境基本計画の評価などについて示しています。

富士市の環境の現状はどうか？

富士市の概況や生物多様性、地球温暖化、生活環境、廃棄物・環境美化、富士・愛鷹山麓地域の環境、パートナーシップの現状についてまとめています。

富士市はどんなまちか？→P.13～15

人口・世帯数、気象、産業、土地利用など、富士市の概況について紹介します。

生物多様性の現状は？→P.16～20

市内に生息・生育する生物の特徴、6つに分類される生態系、生物多様性と人との関わりなどについて紹介します。

地球温暖化の現状は？→P.21～24

温室効果ガス排出量、住宅の革新的省エネルギー技術導入促進、交通、公園・緑地の状況などについて紹介します。

生活環境の現状は？→P.25～27

大気汚染・悪臭、水質・水資源、騒音・振動などの公害や、有害化学物質の状況などについて紹介します。

廃棄物・環境美化の現状は？→P.28～29

ごみの減量や資源化、ごみの適正処理、環境美化の状況などについて紹介します。

富士・愛鷹山麓地域の環境の現状は？→P.30～32

国立公園や自然環境保全地域などに指定されている地域を含めた富士・愛鷹山麓地域の環境の現状について紹介します。

パートナーシップの現状は？→P.33

環境教育・環境学習、協働の取組状況などについて紹介します。

市民・事業者の意識は？→P.34～35

市民や事業者のみなさんが行政に期待する取組やその認知度などについて、アンケート調査の結果を紹介します。

2050（令和32）年度に富士市はどんなまちを目指すのか？

富士山の恵みをみんなが認識し、地域内での資源や人のつながりを大切にすることで、環境が守られ、それによって社会や経済も発展をしているまちを目指します。

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」

望ましい環境像とは？→P.36

富士山の恵みをはじめとする良好な環境を継承した2050（令和32）年度のまちの姿を描いています。





2030（令和12）年度までにどんなまちを目指すのか？

国が提唱する「地域循環共生圏」の考え方や「水循環基本法」に基づき、本市にとって重要な「水」をテーマとした「ふじ・水循環共生圏 2030」を目指す将来像として掲げています。

「ふじ・水循環共生圏 2030」とは？→P.37~40

本市に生息・生育する生物、人間の暮らしや産業にとっての基盤である「水」の循環を将来にわたって維持していくため、2030（令和12）年度に向け、市民・事業者・市が協働で取り組むための目指す将来像です。



「基本目標」とは？→P.41~43

「望ましい環境像」、「目指す将来像」の実現に向けて6つの「基本目標」を設定しています。



市民・事業者・市の取組、土地利用で配慮することは？

望ましい環境像の実現に向けた市民・事業者・市の取組、土地利用に係る環境配慮指針について示しています。

市の施策の見方→P.44
計画の体系図→P.45~46

生物多様性に関する取組は？

- 1-1 多様な生物について知る
- 1-2 多様な生物や生態系をまもる
- 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる

市→P.47~50

市民事業者→P.70~71



地球温暖化に関する取組は？

- 2-1 再生可能エネルギーをつかう
- 2-2 脱炭素を目指して行動する
- 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる
- 2-4 資源を循環させる

市→P.51~56

市民事業者→P.71~72



生活環境に関する取組は？

- 3-1 空気をきれいにする
- 3-2 きれいな水を大切に使う
- 3-3 快適な暮らしを守る

市→P.57~60

市民事業者→P.72~73



廃棄物・環境美化に関する取組は？

- 4-1 ごみを減らす
- 4-2 ごみを適正に処理する
- 4-3 美しいまちにする

市→P.61~64

市民事業者→P.73~74



富士・愛鷹山麓地域の環境に関する取組は？

- 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する

市→P.65~66

市民事業者→P.74



パートナーシップに関する取組は？

- 6-1 環境を学び広げる
- 6-2 協働の輪を広げる

市→P.67~69

市民事業者→P.75



土地利用に係る環境配慮指針は？

自然環境に対する環境配慮指針→P.76~77

開発における環境配慮指針→P.78~79



計画を推進するために何をするか？

計画の進行管理や推進体制について示しています。

計画の進行管理の方法は？→P.80

計画を着実に進行管理していくため、計画の点検・評価、見直しの方法について紹介します。

計画の推進体制は？→P.81

計画を推進していくための体制について紹介します。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景



1-1 計画策定の目的

地球規模の危機

私たちの便利で快適な生活は、森林の開発や水質汚濁、ごみの発生など、自然環境や生活環境への環境負荷を増大させるとともに、化石燃料の使用により、地球温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。

特に近年では、地球温暖化が原因とみられる記録的な集中豪雨や猛暑などによる災害の発生、使い捨て製品に起因するプラスチックごみによる海洋汚染、食べきれずに廃棄される食品ロスが注目されるなど、地域の課題が地球規模の危機と密接に関わる問題が生じています。

これらの問題は、私たち一人ひとりが影響を受けるとともに、その原因者となっているため、今後は市民・事業者・市が一体となって、生活様式や社会構造のあり方そのものを持続可能なものに変えていくことが求められています。



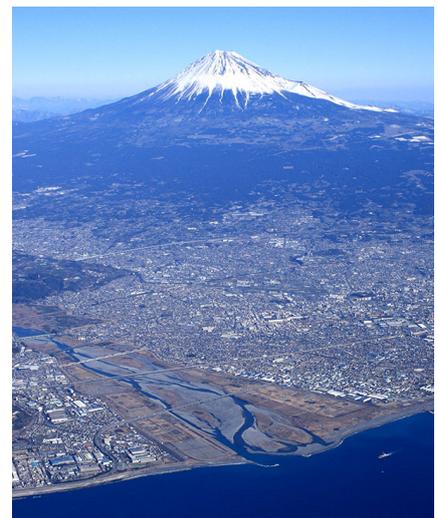
富士山の恵みをはじめとする良好な環境を、永遠に継承するために

■「富士市環境基本条例」と「富士市環境基本計画」

本市では、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、2000（平成12）年12月に「富士市環境基本条例」を制定しました。

2002（平成14）年3月には、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向性などを定めた「富士市環境基本計画」を、2011（平成23）年3月には第二次計画となる「第二次富士市環境基本計画（富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」（以降、第二次計画という）を策定し、環境行政を推進してきました。

また、2017（平成29）年3月には、第二次計画の第4章・第5章を改定した「第二次富士市環境基本計画（改定）」を策定しました。



■「第三次富士市環境基本計画」の策定

第二次計画策定以降の社会情勢や環境の変化、今後生じうる問題などに的確に対応するため、市行政の横断的な取組のほか、市民・事業者・市など各主体の協働による取組を目指した新たな「第三次富士市環境基本計画」（以降、第三次計画、または本計画という）を策定しました。

1-2 社会情勢や環境の変化

近年、本市を取り巻く社会や環境は大きく変化しています。第三次計画の策定にあたっては、これらの社会情勢や環境変化に対応していく必要があります。

人口減少をはじめとする社会情勢の変化

日本の総人口は戦後、増加を続けていましたが、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計*によると、総人口は2050（令和32）年には約1億192万人にまで減少することが予測されています。また、2019（令和元）年には、出生数が過去最低の86.5万人となる一方で、高齢化率は過去最高の28.4%となっています。今後も高齢化率は高くなり、2050（令和32）年には37.7%に達するなど、これまでにない超高齢社会を迎えると想定されています。

このほか、安全・安心意識の高揚、子育てへの関心の高まり、社会資本の老朽化、地方財政のひっ迫、新型コロナウイルス感染症への対応など、環境問題にも関連する社会情勢が大きく変化しています。

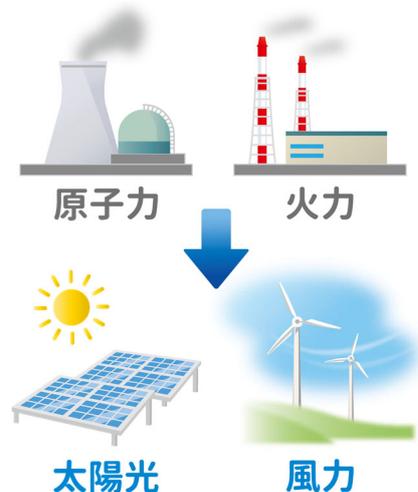
エネルギー政策や環境技術の変革

■東日本大震災による電力不足の発生

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）により、東北地方や関東地方の太平洋沿岸に大津波が襲い、壊滅的な被害をもたらしました。この災害により、東京電力福島第一原子力発電所や多くの火力発電所が停止して電力不足が発生したことから、自立分散型エネルギーの重要性が高まりました。

■エネルギー政策の大転換

日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示す「第4次エネルギー基本計画」が2014（平成26）年4月に閣議決定されました。この計画では、東日本大震災や原子力発電所の事故などを受け、再生可能エネルギーの導入を最大限加速し、積極的に推進していくことが明記されました。その後、2018（平成30）年7月には「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定され、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーを2050（令和32）年に主力電源とすることが明記されました。



■環境技術の進展

人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）などの技術革新が進むとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や電気自動車が徐々に普及してきています。これらの環境技術が進展することにより、私たちの暮らしが便利になるとともに、環境への負荷の低減にも役立っています。



* 出生中位（死亡中位）推計。

SDGs・パリ協定など世界共通の目標の広がり

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として作成され、「SDGs（持続可能な開発目標）」として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

SDGsの推進を図るため、政府は2016（平成28）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



SDGsの17のゴール

■2030（令和12）年に向けたパリ協定の発効

2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）では、地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。先進国及び途上国を含む世界197か国・地域が参加する歴史的な枠組みとなっています。その後、パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2℃未満にする（1.5℃に抑えるよう努力する）、②今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組んでその内容を報告する、などがあります。

SDGsやパリ協定に向けた国内の動き

■「第五次環境基本計画」の閣議決定

国は、SDGsの策定やパリ協定の発効を受けて、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、SDGsの考え方も活用しながら、イノベーションの創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」という考え方が提唱されました。



地域循環共生圏のイメージ

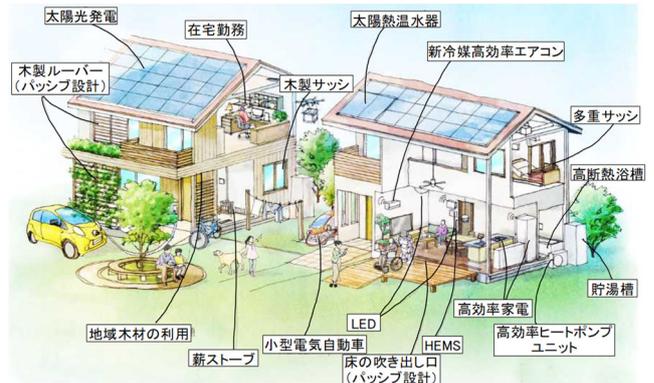
【資料：環境省】

■パリ協定に対応するための「地球温暖化対策計画」の策定

国は、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」を 2016（平成 28）年 5 月に閣議決定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合的な計画であり、地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである」とされています。また、温室効果ガスの削減目標として、短期目標「2020（令和 2）年度までに 2005（平成 17）年度を基準値として 3.8%以上削減」、中期目標「2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度を基準値として 26%削減」が盛り込まれています。

■脱炭素社会を目指す長期戦略の閣議決定

国は、温室効果ガス削減の長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を 2019（令和元）年 6 月に閣議決定しました。この戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を目指すとともに、2050（令和 32）年までに 80%の削減（長期大幅削減）に大胆に取り組むこと、イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現などを示しています。



長期大幅削減における暮らしのイメージ
【資料：環境省（加筆修正）】

近年、注目を集めている環境問題への対応

■「気候変動適応法」の施行

気候変動による様々な影響に適応するための対策を推進するため、「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年 6 月に公布、同年 12 月に施行され、同法第 7 条に基づく「気候変動適応計画」が同年 11 月に閣議決定されました。適応計画の中では、①農業、森林・林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 つの分野ごとに施策が掲載されています。



■「プラスチック資源循環戦略」の策定

海洋プラスチックごみ問題、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、国は 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略では、2030（令和 12）年までに、使い捨てプラスチック（容器包装など）の排出を、これまでの努力も含め、累積で 25%抑制するという目標を掲げています。



■「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では、2017（平成 29）年度に約 612 万トンの食品ロスが発生しました。この食品ロスを削減するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が 2019（令和元）年 5 月に公布、同年 10 月に施行されました。この法律では、地方公共団体が国の基本方針を踏まえて削減推進計画を策定・実施することや、事業者や消費者の役割を定めています。



第2節 基本的事項



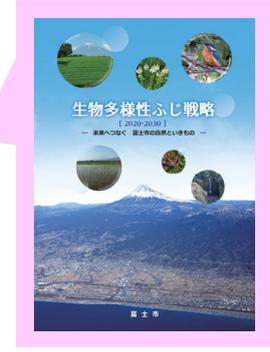
2-1 計画の位置づけ

本計画は、「富士市環境基本条例」に基づき、国や県の環境基本計画と連携するとともに、「富士市総合計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられます。また、その他の環境に関連する計画や各種の事業計画などについても、各施策の内容と整合を図るものとします。

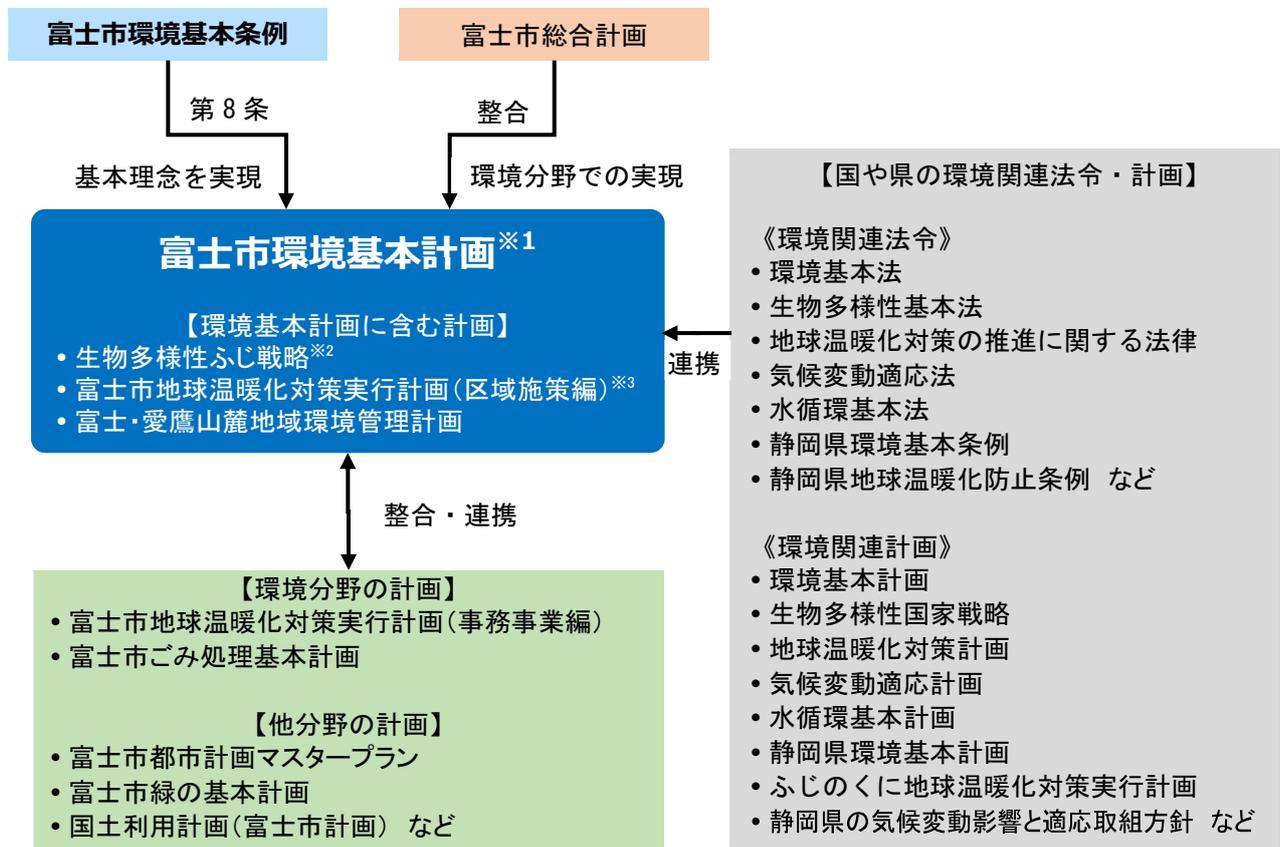
なお、本計画では、「生物多様性ふじ戦略」「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の個別計画を含む形で策定しました。



第三次計画



生物多様性ふじ戦略



計画の位置付け

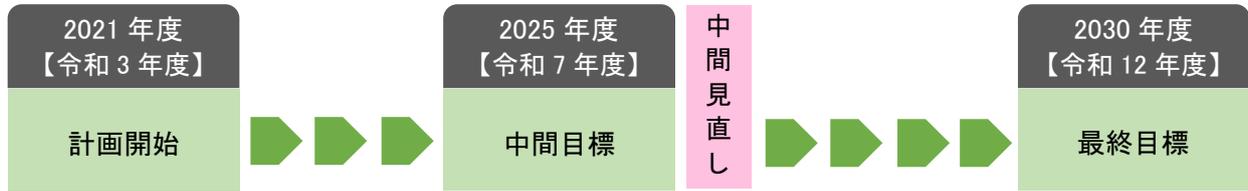
※1 「富士市環境基本条例」第8条に基づく環境基本計画

※2 「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略

※3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)及び「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画

2-2 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。
また、環境問題や社会情勢の変化に応じて、概ね5年に一度見直しを行うこととします。



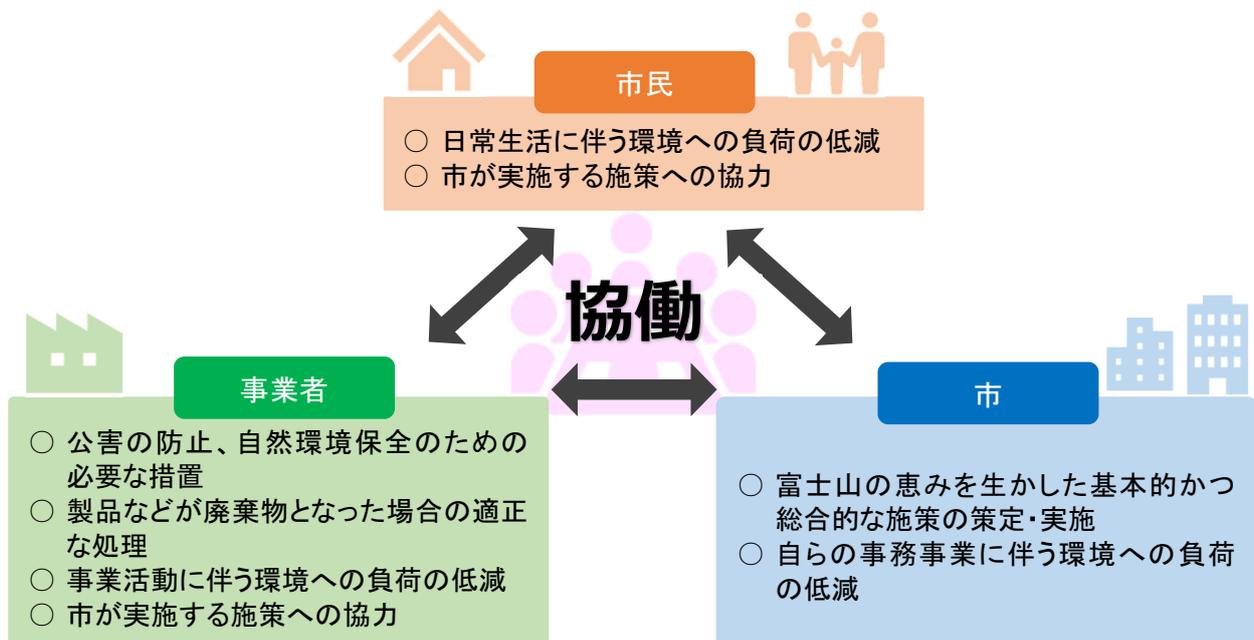
2-3 計画の対象とする環境

本計画の対象とする環境は以下のとおりです。



2-4 取り組む主体と役割

「富士市環境基本条例」第4条から第6条において、環境を守り、育てる主体は「市民」、「事業者」、「市」であるとしています。本計画では、これら3つの主体のそれぞれの役割を明確にするるとともに、各主体が協働で目標達成に向けて取組を進めるものとします。



取り組む主体と役割

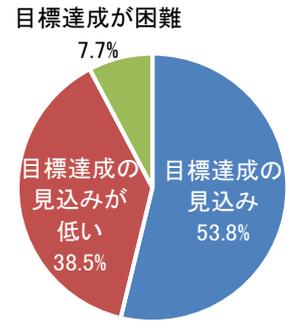


第3節 第二次計画の評価

3-1 環境目標による評価

第二次計画では、2009（平成21）年度を基準年度とし、2020（令和2）年度の目標値を掲げて取組を推進してきました。また、2016（平成28）年度には、環境目標や目標値の見直しを行いました。

2018（平成30）年度の環境目標全体の達成状況は、「目標達成の見込み」が53.8%、「目標達成の見込みが低い」が38.5%、「目標達成が困難」が7.7%でした。なお、基本目標ごとの達成状況の評価は以下のとおりです。



環境目標全体の達成状況

■基本目標1 富士山が育む豊かな自然を守り活かすまちづくり

○目標達成の見込み	富士山麓ブナ林創造事業植樹累計面積／河川・海域における水質の環境基準達成状況／污水处理人口普及率
△目標達成の見込みが低い	多自然護岸の整備延長／民有林の間伐施業累計面積
×目標達成が困難	エコファーマー認定者数／認定農業者数

■基本目標2 環境への負荷の少ない安心で健全なまちづくり

○目標達成の見込み	大気環境基準達成状況（光化学オキシダントは除く）／ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況
△目標達成の見込みが低い	自動車騒音に係る環境基準の達成状況／家庭系一般廃棄物の排出量／事業系一般廃棄物の排出量／1人1日当たりの一般廃棄物の焼却量（家庭系+事業系）／ごみの資源化率

■基本目標3 自然や風土に配慮した暮らしやすいまちづくり

○目標達成の見込み	市民1人当たりの都市公園面積／コミュニティ交通導入累計か所数／公園愛護団体数／指定文化財等件数
-----------	-------------------------------------------------

■基本目標4 次世代に継承する地球にやさしいまちづくり

○目標達成の見込み	産業分野を除く富士市域の新エネルギー発生量／市内 ZEH（ゼロエネルギーハウス）世帯数／高度利用技術による電力消費削減量／防犯用街路灯へのLED照明補助灯数／発電効率（ごみ焼却施設）／個別目標4-1削減効果／「クールチョイス22」の取り組み世帯数／環境活動年間参加人数／個別目標4-2削減効果／コミュニティ交通導入累計か所数【再掲】／市民1人当たりの都市公園面積【再掲】／富士山麓ブナ林創造事業植樹累計面積【再掲】／廃食用油の回収量
△目標達成の見込みが低い	クリーンエネルギー自動車等普及台数／環境に配慮する取り組みを行う延べ事業所数／エコドライブ取り組み世帯数／民有林の間伐施業累計面積【再掲】／個別目標4-3削減効果／1人1日当たりの一般廃棄物の焼却量（家庭系+事業系）【再掲】／富士市公共下水道の水洗化人口／個別目標4-4削減効果
×目標達成が困難	エコファーマー認定者数【再掲】

■基本目標5 パートナーシップで進める環境と調和するまちづくり

○目標達成の見込み	まちづくりセンターが主催する環境に関する講座数／環境活動年間参加人数【再掲】／環境アドバイザー派遣年間延べ人数
△目標達成の見込みが低い	こどもエコクラブ登録団体数

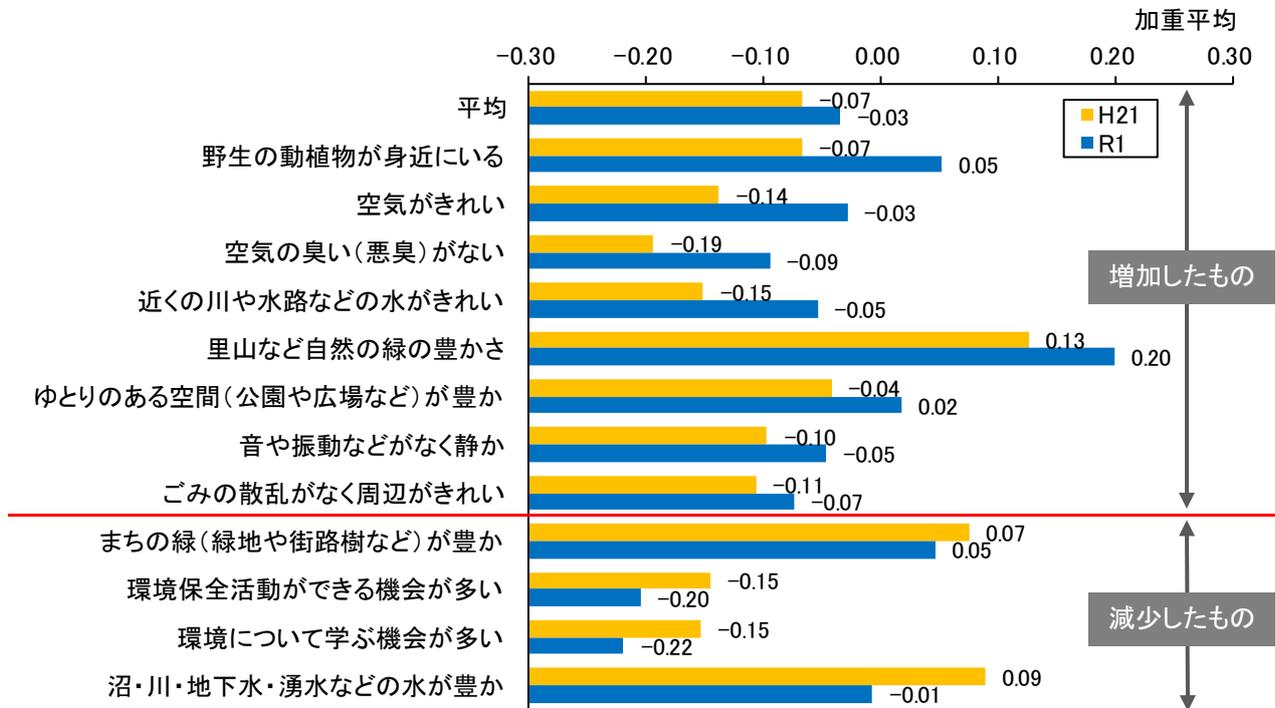
3-2 市民・事業者の意識調査による評価

環境基本計画の見直しにあたり、2019（令和元）年度に市民（2,000人）、事業者（500社）を対象に、富士市の環境に対する満足度、環境に関する取組状況などについて意識調査を実施しました。

また、2009（平成21）年度に実施した第二次計画策定時の意識調査結果と比較することにより、第二次計画に対する評価を行いました。

■環境に対する満足度（市民意識調査）

2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、全体の平均は0.04ポイント増加し、満足度が増加していることがわかります。個別の項目ごとにみると、「野生の動植物が身近にいる」（+0.12ポイント）、「空気がきれい」（+0.11ポイント）などは満足度が増加しました。一方で、「沼・川・地下水・湧水などの水が豊か」（-0.10ポイント）、「環境について学ぶ機会が多い」（-0.07ポイント）などは減少しているため、これらの項目の満足度を増加させるための取組を推進していく必要があります。

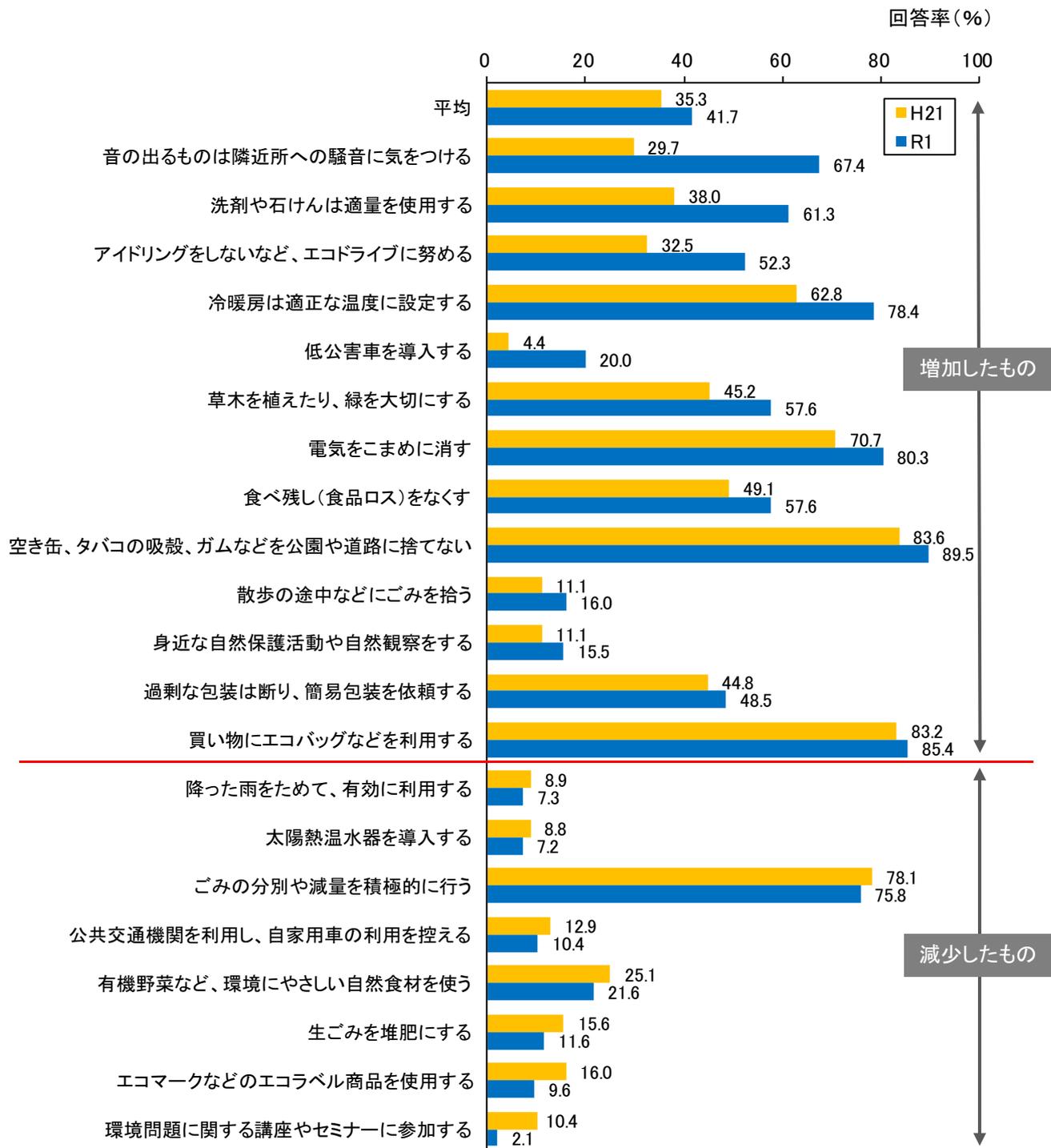


環境に対する満足度*の経年比較（市民意識調査）

* 加重平均（「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「どちらでもない」（0点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点））によって算出。

■日常生活での取組状況（市民意識調査）

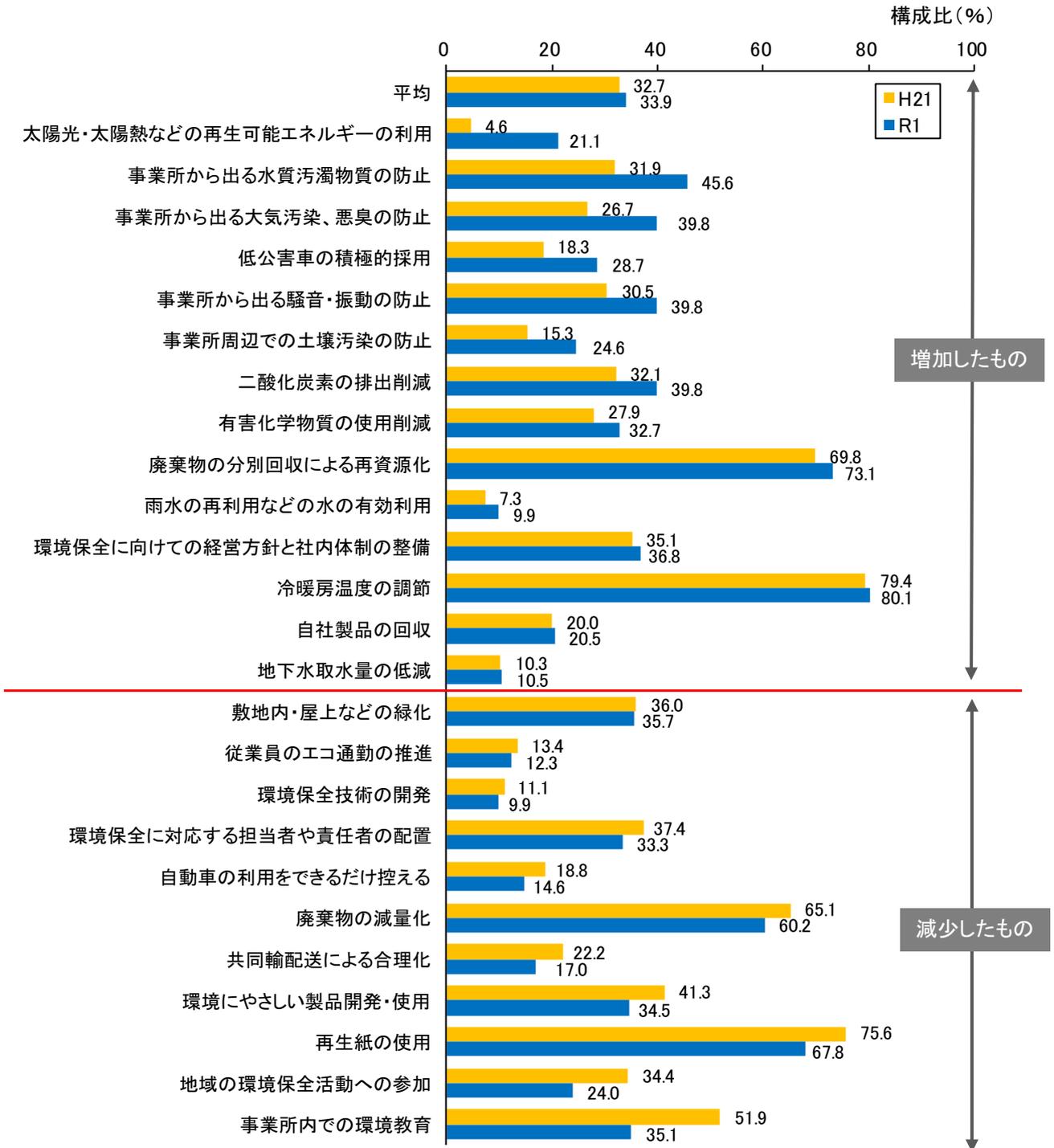
2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、取組全体の平均は6.4ポイント増加し、取組を実践している人が増加していることが分かります。個別の項目ごとにみると、「音の出るものは隣近所への騒音に気をつける」（+37.7ポイント）、「洗剤や石けんは適量を使用する」（+23.3ポイント）、「アイドリングをしないなど、エコドライブに努める」（+19.8ポイント）などの回答が増加しています。一方で、「環境問題に関する講座やセミナーに参加する」（-8.3ポイント）、「エコマークなどのエコラベル商品を使用する」（-6.4ポイント）などの回答は減少しており、これらの項目は取組の推進が必要です。



日常生活での取組状況の経年比較（市民意識調査）

■事業活動での取組状況（事業者意識調査）

2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、取組全体の平均は1.2ポイント増加し、取組を実践している事業者が増加していることが分かります。個別の項目ごとに見ると、「既に実施している」という回答は、「太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用」（+16.5ポイント）、「事業所から出る水質汚濁物質の防止」（+13.7ポイント）、「事業所から出る大気汚染、悪臭の防止」（+13.1ポイント）などが大きく増加しています。一方で、「事業所内での環境教育」（-16.8ポイント）、「地域の環境保全活動への参加」（-10.4ポイント）などの回答は減少しており、これらの項目は取組の推進が必要です。



事業活動での取組状況の経年比較（事業者意識調査）



第2章 環境の現状

第1節 富士市の概況



1-1 位置・地勢

■富士山南麓に位置するまち

本市は、本州の中央部・富士山南麓に位置し、東京へ146km、大阪へ410kmの距離にあり、富士山周辺、箱根、伊豆半島への玄関口としても便利な位置にあります。

総面積244.95km²は静岡県の面積の3.1%を占めています。北に霊峰「富士」と愛鷹連山、西に富士川、東に浮島ヶ原、南には駿河湾を臨み、優れた景観に恵まれた自然環境の下にあります。

【資料：富士市の環境（2020年）、国土利用計画・富士市計画（2015年）】



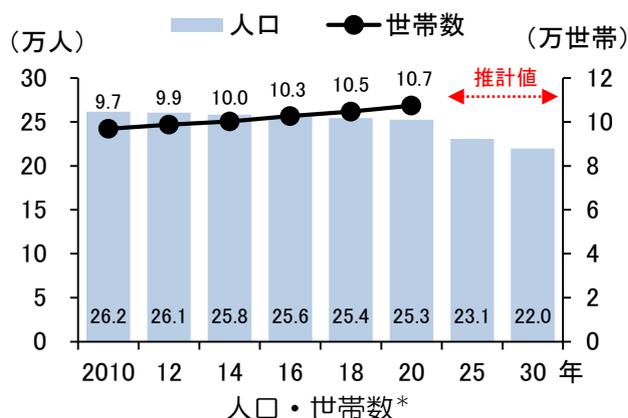
富士市の位置

1-2 人口・世帯数

■減少する人口

本市の2020（令和2）年4月1日時点の人口は、252,605人であり、静岡県では浜松市、静岡市に次ぐ3番目の人口規模です。2010（平成22）年をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所による推計値によると、2030（令和12）年には219,908人になるものと予測されています。

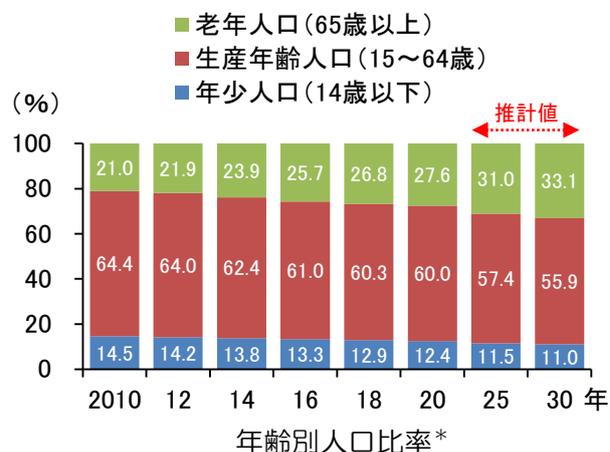
一方、2020（令和2）年4月1日時点の世帯数は、107,413世帯であり、増加傾向にあります。



【資料：富士市の人口統計、日本の地域別将来推計人口（2018年）】

■進行する少子高齢化

年齢別人口は、年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加する「少子高齢化」が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所による推計値によると、今後も同様の傾向が続き、2030（令和12）年には老年人口の割合が33.1%に達するものと予測されています。



【資料：富士市の人口統計、日本の地域別将来推計人口（2018年）】

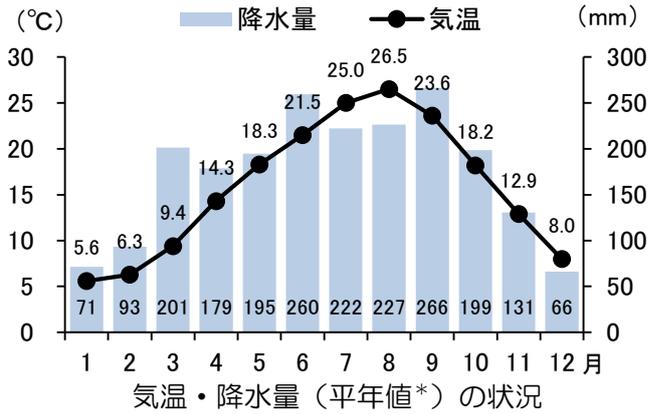
* 2020（令和2）年までは富士市の人口統計、2025（令和7）年、2030（令和12）年の人口は日本の地域別将来推計人口による推計値。

1-3 気象

■温暖湿潤な海洋性気候

本市域の大半は、海の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候となっています。

気象庁・富士気象観測所の平年値（1981（昭和56）～2010（平成22）年の平均）は、年平均気温が15.8℃、年間降水量は2,109mmであり、梅雨の6月と秋雨及び台風シーズンである9月の降水量が多くなっている一方で、12月から2月の冬季は少なくなっています。



【資料：気象庁ウェブサイト】

1-4 産業

■製造業の盛んなまち

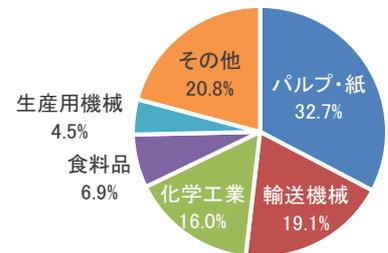
2016（平成28）年における本市の産業分類別従業者数は、製造業（30.5%）が最も多く、次いで卸売業・小売業（17.5%）、医療・福祉（9.6%）、運輸業・郵便業（8.1%）、宿泊業・飲食サービス業（7.8%）となっています。

【資料：経済センサス-活動調査-（2018年）】



■パルプ・紙製品の製造が盛んな工業

工業統計調査によると、2018（平成30）年における工業の事業所数は792事業所、従業者数は36,450人、製造品出荷額等は13,816億円でした（いずれも従業者4人以上）。製造品出荷額等の内訳は、パルプ・紙（32.7%）が最も多く、次いで輸送機械（19.1%）、化学工業（16.0%）、食料品（6.9%）などとなっています。

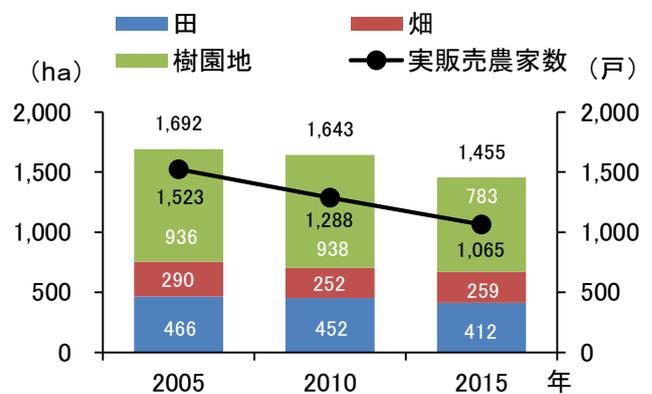


製造品出荷額等の内訳（2018年）

【資料：工業統計調査（2019年）】

■経営耕地面積と実販売農家数の推移

農林業センサスによると、本市の経営耕地面積は近年減少傾向にあり、2015（平成27）年は1,455haでした。その内訳は、樹園地（783ha）が最も多く、次いで田（412ha）、畑（259ha）となっています。経営耕地面積の減少とともに、実販売農家数も減少しています。



経営耕地面積及び実販売農家数

【資料：農林業センサス（2016年）】

* 平年値は1981（昭和56）～2010（平成22）年の平均。

■森林面積とスギ・ヒノキの齢級構成

2017（平成 29）年度の本市の森林面積は 12,086ha であり、市の面積の約半分を占めています。海拔 300～1,000m の間は私有林と市有林で、ほとんどがヒノキを中心とした人工林です。1902（明治 35）年から富士山の南麓、愛鷹山の西麓の植林が広まり、戦後の拡大造林により大量のヒノキが植えられて現在に至っています。

本市のスギ・ヒノキの齢級構成は、伐採時期を迎えている 9 齢級以上が全体の約 88%を占めています。

【資料：富士～中学校社会科副読本（2018 年）、
富士市の森林・林業（2019 年）】



スギ・ヒノキの齢級
（2019 年）

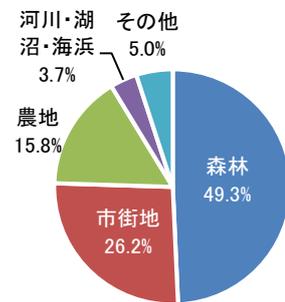
【資料：富士市林政課】

1-5 土地利用

■減少する農地と拡大する市街地

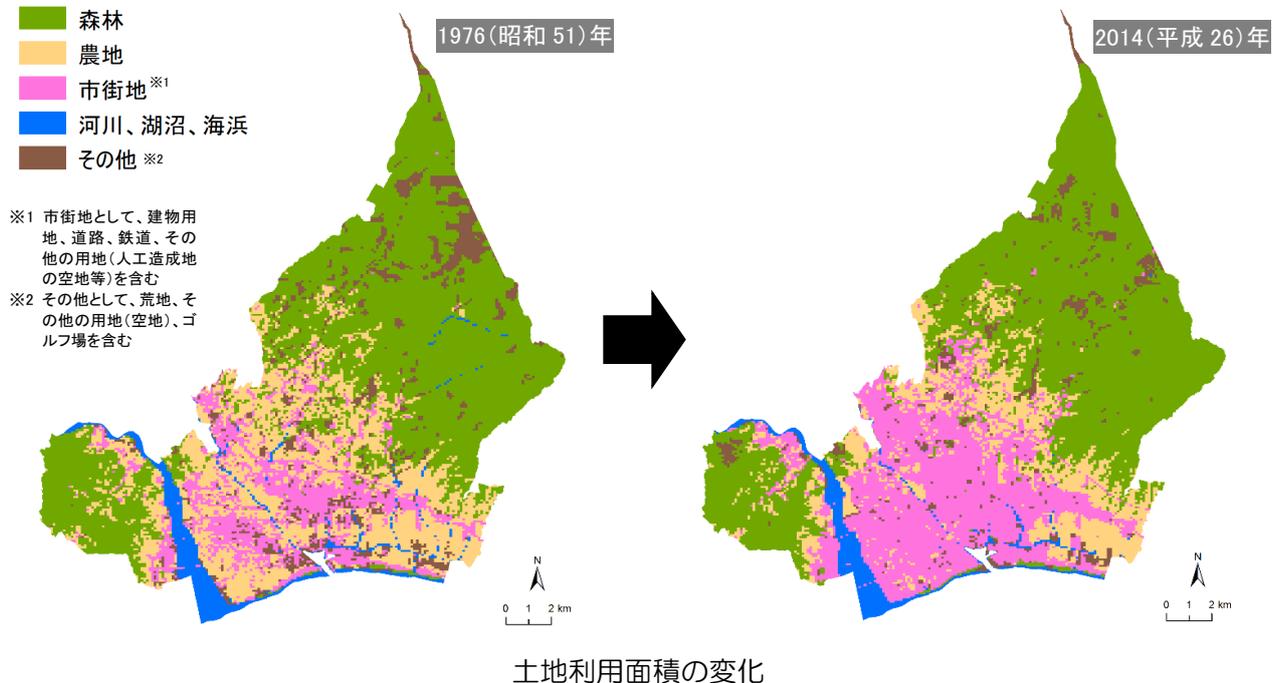
国土交通省の国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ」によると、本市における土地利用面積は、森林（49.3%）が約半分を占めており、次いで市街地（26.2%）、農地（15.8%）となっています。

1976（昭和 51）年と 2014（平成 26）年の土地利用面積の変化をみると、特に市街地の近郊にあった水田や畑などの農地が減少し、その代わりに市街地が拡大していることが分かります。



土地利用面積（2014 年度）

【資料：国土交通省・国土数値情報をもとに作成】



【資料：国土交通省・国土数値情報をもとに作成】

第2節 生物多様性



2-1 生物

■特徴のある生物の分布

本市は、フォッサマグナの西端にあたり、日本の植物区系でいう「フォッサマグナ地区」と「ソハヤキ地区」の植物がみられる特徴的な地域です。フォッサマグナのような陥没やその後の隆起、火山噴火などの地史は、そこで生息・生育する生物の種分化などにも大きな影響を与えます。

また、植物のハコネコメツツジ、イワユキノシタ、モチツツジ、サツキ、動物のヒガシニホントカゲ、オカダトカゲ、カワヨシノボリなど、富士川が分布の境界になっている生物も多くみられるなど、本市は生物の分布に特徴がみられる地域といえます。



モチツツジ

南九州の「襲」、速吸瀬戸の「速」、紀伊の「紀」の3文字からソハヤキ地区という。フォッサマグナ地区ができる前に西南日本の太平洋側に広く分布していた植物群。



ソハヤキ地区
フォッサマグナ地区
フォッサマグナ地区とソハヤキ地区



マメザクラ

【資料：日本の植物区系（1977年）に加筆】



サツキ



オカダトカゲ

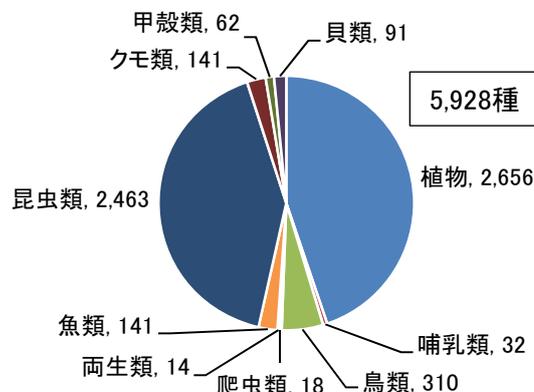


カワヨシノボリ

■5,900 種以上の生物の確認記録

資料調査の結果や「富士市自然環境マップ」（2006（平成18）～2012（平成24）年度）の現地調査の結果などによると、今までに本市で確認された生物は、植物が2,656種、動物が3,272種、合計5,928種です。

市全域を対象とした詳しい調査は行われていないため、実際にはこれ以上の種の生物が市内に生息・生育しているものと考えられます。また、調査データとして古い文献も多いという課題もあります。



確認種数の内訳

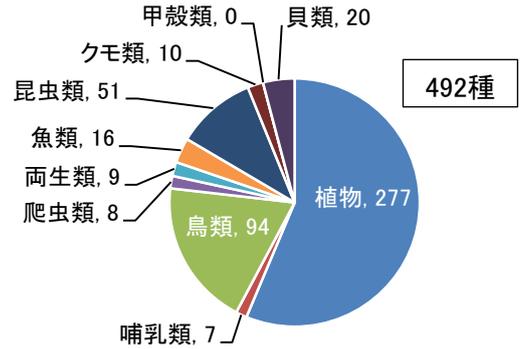
※種数は亜種を含み、植物は変種及び一部の品種、雑種を含む。

【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】

■絶滅のおそれのある種などの重要種

2017（平成29）年度に静岡県が公表した「静岡県版レッドリスト2017」で絶滅のおそれがあるとしてリストアップされている種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）のうち、本市で確認されているのは植物が163種、動物が74種です。

また、絶滅のおそれがある種に加えて、すでに絶滅してしまった種、まだ絶滅のおそれはないものの減少傾向にある種、要注目種など静岡県版レッドリストに掲載されている種、環境省のレッドリストに掲載されている種、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定されている種などを含めた「重要種」は、植物が277種、動物が215種、合計492種が確認されています。



重要種の内訳
 ※種数は亜種を含み、植物は変種及び一部の品種、雑種を含む。
 【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】

■外来種の侵入

本市では、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなど、植物448種、動物65種の外来種が確認されています。

例えば、セイタカアワダチソウやセイヨウタンポポは、市街地の平地部を中心に里地里山まで広く分布し、富士山の標高の高い地域でも確認されています。また、ブタナは富士山麓にも侵入しており、最近になって急速に分布を広げています。一方、ミシシippアカミミガメやアメリカザリガニは河川や池で、ウシガエルやカダヤシは、浮島ヶ原付近の水田で確認されています。



セイタカアワダチソウ



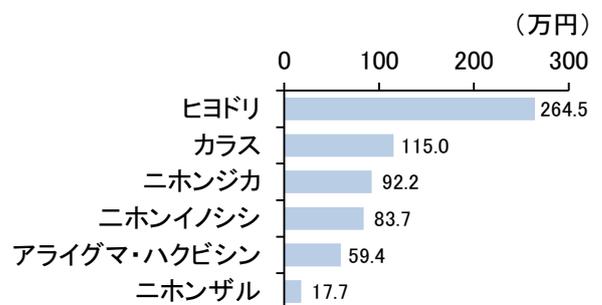
ミシシippアカミミガメ



カダヤシ（特定外来生物）

■野生鳥獣による被害の発生

本市では、ヒヨドリ、カラス、ニホンジカ、ニホンイノシシ、アライグマ、ハクビシン、ニホンザルなどによる農作物の被害が確認されています。主な被害としては、農作物の食害のほか、ニホンジカによる踏み荒らしや樹皮剥ぎ、ニホンイノシシによる掘り起こしなどがあります。また、被害は増加傾向にあり、山間部のみならず市街地に近い民家周辺の農地へも広がっています。



野生鳥獣による農作物の被害金額
 （2019年度）

【資料：富士市農政課】

2-2 生態系

■ 6つの生態系区分

本市の生態系は、地形区分や標高などの本市の地形的な観点と植生などの観点から分類すると、「奥山」「里地里山」「田園・湿地」「市街地」「河川・湧水地」「海岸・海洋」の大きく6つに区分することができます。



■ 多様な生物が生息・生育する奥山

奥山には、標高の変化に適応した多様な植物のほか、多様な動物が生息しています。「静岡県版レッドリスト 2017」の「絶滅のおそれのある地域個体群」にも分類されている、ツキノワグマやニホンザルの生息も確認されています。

「生物多様性ふじ戦略」では、重点地域として富士山（国道469号より北側）を選定し、重要種の保護・保全、外来植物の防除などを実施していくこととしています。

■ 人と野生鳥獣によるすみ分けが失われつつある里地里山

里地里山は、雑木林、人工林、竹林、草地などで構成される地域であり、これまで人と野生鳥獣が暮らす区域の緩衝帯としての役割を果たしてきました。しかし、里地里山の利用の減少や耕作放棄地の増加によって里地里山が荒廃することにより、野生鳥獣が人の利用する地域に侵入することが多くなり、今までのようなすみ分けが失われつつあります。

また、本市の人工林の大部分は本格的な伐採時期を迎えているものの、木材価格の長期的な低迷や担い手の高齢化などにより、適切な林業経営を続けることが困難となっています。

■減少している田園と浮島ヶ原に残る湿地

本市の田園は、都市化・工業化による改廃が進み、水稻栽培面積は減少傾向にあります。また、2004（平成16）年3月に静岡県が発行した「静岡県レッドデータブック」では、重要生息・生育地の「今守りたい大切な自然」として、本市の浮島ヶ原が「浮島沼の湿地」として選定されています。



サワトラノオ

浮島ヶ原自然公園は、湿地の貴重な植物群落と風景を保全し、身近な自然を観察できる自然公園として本市が整備し、2010（平成22）年4月に開園しました。全国的に希少となったサワトラノオや絶滅危惧種のヒキノカサの群落などの植物のほか、カワセミやアオサギなどの野鳥も楽しめる公園です。

「生物多様性ふじ戦略」では、重点地域として湿地の浮島ヶ原を選定し、浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組や自然観察会の実施、外来種対策などを実施していくこととしています。



浮島ヶ原自然公園

■公園・緑地や社寺林などに緑がある市街地

人口が密集する市街地では、公園・緑地や社寺林、工場緑地などの緑が生物にとって貴重な生息・生育地になっています。その一方で、市街地に適応したカラスなどがごみを散乱させたり、ムクドリが集団で“ねぐら”をしたり、空き地などに外来植物が繁茂したり、市街地ならではの問題も生じています。

■富士川をはじめとする河川と多くの湧水地

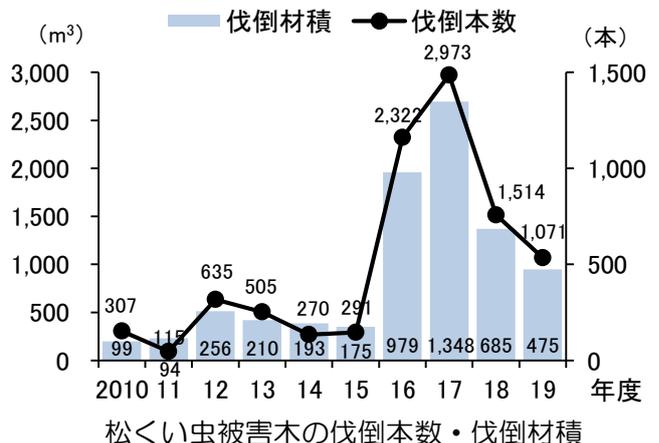
本市には、日本三大急流の一つに数えられる富士川をはじめ、潤井川、沼川、須津川などの河川のほか、富士山に降った雨や雪を起源とする多くの湧水地があり、これらの水辺を生息・生育地とする生物が多くみられます。

本市では、河川の生物の生息・生育の場を創出するため、多自然護岸（コンクリート護岸による直線水路ではなく、河川の自然環境を生かした水際の変化に富んだ護岸）の整備を進めています。

■侵食や松枯れが問題となっている海岸

富士海岸では現在、海岸侵食や海岸林の松枯れが問題となっています。松枯れについては、市が積極的な対策を行っていることもあり、2018（平成30）年度以降は松くい虫被害木の伐倒本数・伐倒材積が減少しています。

また、富士海岸では「静岡県版レッドリスト2017」で絶滅危惧ⅠA類に分類されているアカウミガメの産卵が確認されています。



【資料：富士市林政課】

■ 海底湧水の分布やしらすの好漁場となっている海洋

日本一深い湾である駿河湾は、2016（平成 28）年 11 月に「世界で最も美しい湾クラブ*」へ加盟しました。また、田子の浦港西側の沖合の水深 130m 程度の崖の上では、海底湧水が発見されています。

田子の浦港の近海は、しらすの好漁場になっています。富士山の雪解け水や南アルプスからの山の栄養が豊富に注ぎ込んでいること、駿河湾には餌であるプランクトンが豊富に存在していることなどから、良質なしらすの水揚げされています。なお、2017（平成 29）年 6 月には、「田子の浦しらす」が産地ブランドを知的財産として保護する農林水産省の地理的表示（GI）保護制度に登録されました。



生しらす

2-3 人と生物多様性との関わり

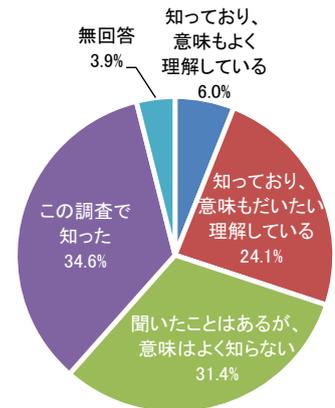
■ 人と自然とのふれあいの場

本市では、豊かな生物多様性の恵みを利用した様々な自然とのふれあいを楽しむことができます。例えば、自然観察、バードウォッチング、花見・紅葉スポット、森林浴、釣りなどがあり、観光資源としても活用が期待されています。

このような人と自然とのふれあいは、生物多様性を保全する意識を醸成するきっかけにもなります。

■ 「生物多様性」の認知度

2018（平成 30）年度に本市が行った世論調査では、「生物多様性」という言葉の認知度についてアンケート調査を実施しています。その結果、「知っており、意味もよく理解している」（6.0%）と、「知っており、意味もだいたい理解している」（24.1%）を合わせた 30.1% が「生物多様性」という言葉とその意味を理解していると回答しました。その一方で、「聞いたことはあるが、意味はよく知らない」という人は 31.4%、「アンケート調査で初めて知った」という人は 34.6% であり、「生物多様性」という言葉がまだあまり浸透していないことが分かります。



「生物多様性」の言葉の認知度
【資料：富士市第 47 回世論調査（2018 年）】



人と自然とのふれあいの場〈富士山麓ブナ林創造事業・浮島ヶ原自然公園の自然観察会〉

本市では、1994（平成 6）年度より落葉広葉樹の植栽事業として富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。これまでに実施してきた全 26 回の植栽事業には延べ 12,610 名が参加し、17.08ha の面積に 33,340 本の苗木を植栽しました。また、希少種であるサワトラノオの県内唯一の自生地である浮島ヶ原自然公園で、サワトラノオの開花時期に合わせた自然観察会を毎年開催しています。富士市環境アドバイザーを講師に、自然観察や自然素材のクラフト作りなど、体験活動を行っており、2019（令和元）年度は、約 170 名が参加しました。

【資料：富士市の環境（2020 年）】



浮島ヶ原自然公園での自然観察会

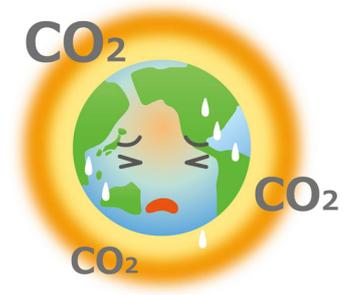
* フランス・ヴァンヌ市に本部を置く NGO（非政府組織）が認定しているクラブで、優れた自然景観を保全しながら、湾周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図ることを活動理念としている。

第3節 地球温暖化



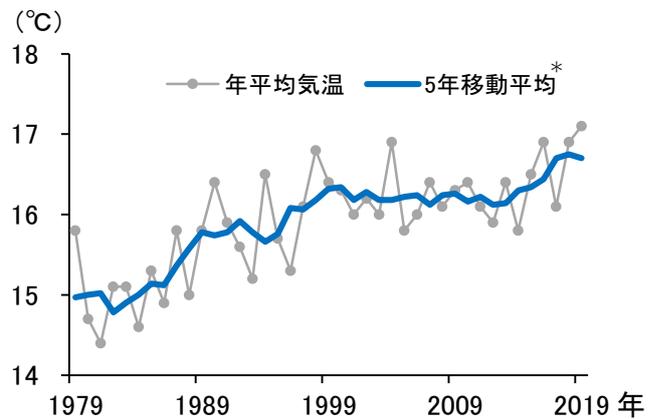
3-1 富士市における地球温暖化

人の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことを「地球温暖化」といいます。本市でも地球温暖化による気温の上昇などの傾向がみられます。



■本市の気温変化

気象庁・富士気象観測所における年平均気温の経年変化をみると、気温は上昇傾向にあります。また、今から30～40年前と、直近10年間のデータを比べると、年平均気温は約1.3℃上昇し、真夏日、猛暑日の日数は増加、冬日の日数は減少しています。



年平均気温

【資料：気象庁ウェブサイト】

	1979～1988年の年平均	2010～2019年の年平均
年平均気温 1年間の平均気温	15.1℃	16.4℃
真夏日の日数 最高気温が30℃以上の日	25日	50日
猛暑日の日数 最高気温が35℃以上の日	0日	0.7日
冬日の日数 最低気温が0℃以下の日	36日	18日

本市における年平均気温、真夏日・猛暑日・冬日の日数の変化

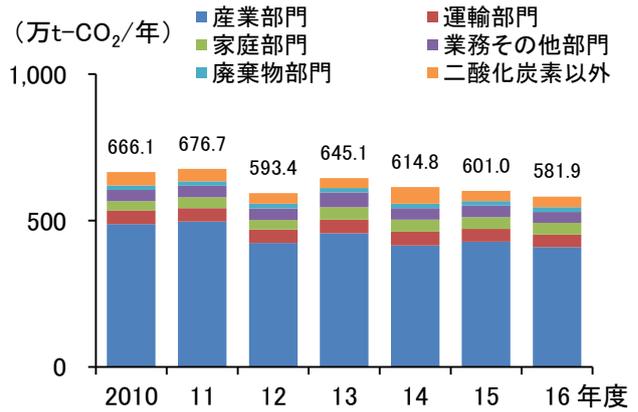
【資料：気象庁ウェブサイト】

* その年と前後2年を含めた5年間についての平均値で、ゆっくりした変動を見ることができる指標。

3-2 温室効果ガス

■市域からの温室効果ガス排出量

2016（平成28）年度における市域全体からの温室効果ガス排出量は581.9万t-CO₂であり、二酸化炭素は全体の94%を占めています。二酸化炭素排出量の内訳は、産業部門が約75%を占めていることが大きな特徴となっています。



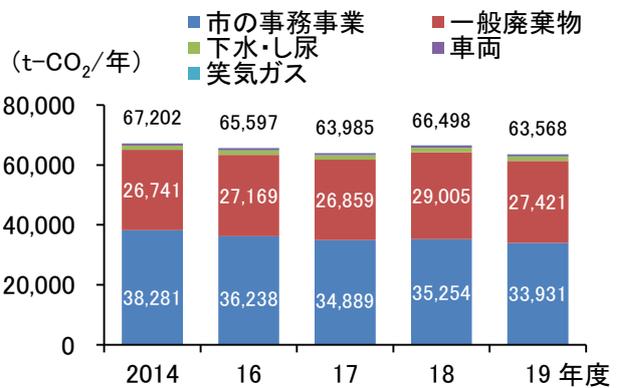
市域全体からの温室効果ガス排出量*

【資料：富士市環境総務課】

■市の事務事業からの温室効果ガス排出量

本市では、「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた様々な取組を実施しています。

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は63,568t-CO₂であり、基準年度の2014（平成26）年度比で5.4%減少しました。なお、目標年度である2020（令和2）年度の削減目標は、基準年度比16.4%削減となっています。



市の事務事業からの温室効果ガス排出量

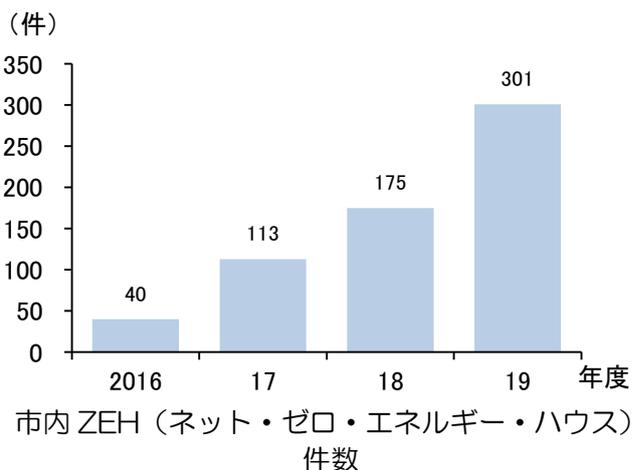
【資料：富士市環境総務課】

3-3 住宅の革新的省エネルギー技術導入促進

■ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及

本市では、市内の家庭から排出される温室効果ガスの削減を進めるため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入を支援する補助金を交付しています。

2019（令和元）年度の市内ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）件数は累計で301件となっています。



* 二酸化炭素は産業部門、運輸部門、家庭部門、業務その他部門、廃棄物部門の部門ごと表示。

3-4 交通

交通体系の概要

本市の道路交通は、東西方向の東名高速道路、新東名高速道路及び国道1号と、南北方向の西富士道路及び国道139号によって形成されています。

鉄道は、東海道新幹線、東海道本線及び身延線があり、東海道本線吉原駅には、地方鉄道である岳南電車線が接続しています。

バスは、吉原中央駅と富士駅を主要ターミナルとして、路線バスやコミュニティバスが運行されています。また、利用需要に合わせて乗り合い方式で送迎するデマンドタクシーも運行されています。

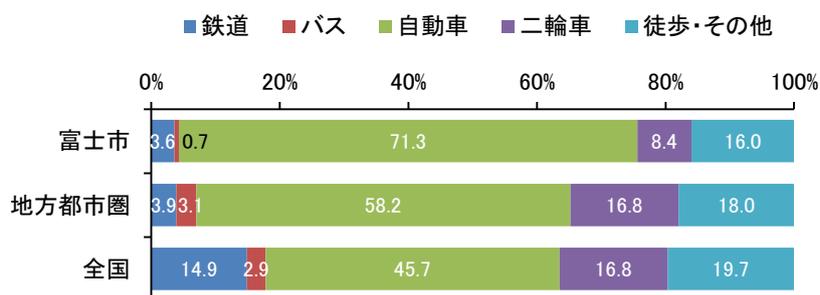


コミュニティバス

【資料：富士市都市計画マスタープラン（2014年）】

高い自動車分担率

本市は、全国や地方都市圏と比較して自動車の分担率が70%以上と高く、自動車に大きく依存しているといえます。



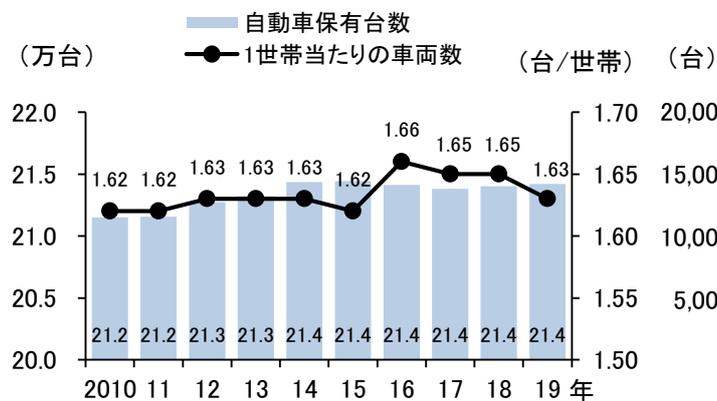
代表交通手段分担率

【資料：富士市の都市内幹線道路整備に関するプログラム（2015年）】

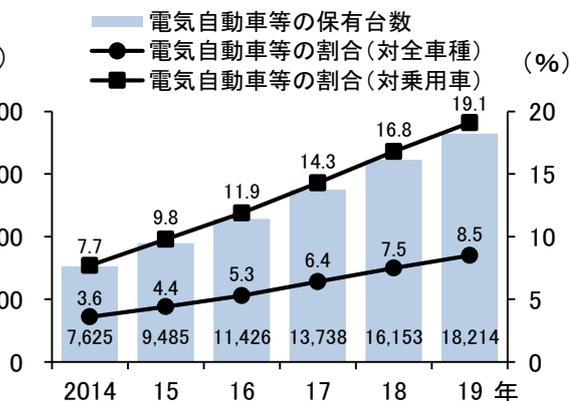
増加傾向の電気自動車等の普及率

本市の自動車保有台数は、全体的にやや増加傾向にあり、2019（平成31）年4月時点の保有台数は21.4万台、1世帯当たり自家用乗用車の車両数は1.63台/世帯であり、県平均の1.50台/世帯を上回っています。

電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の保有台数は増加しており、2019（平成31）年4月時点の台数は18,214台となっています。全車種に占める割合は8.5%、乗用車に占める割合は19.1%であり、県平均（9.1%、21.4%）を若干下回っています。



自動車保有台数*
【資料：静岡県の自動車保有台数（2020年）】

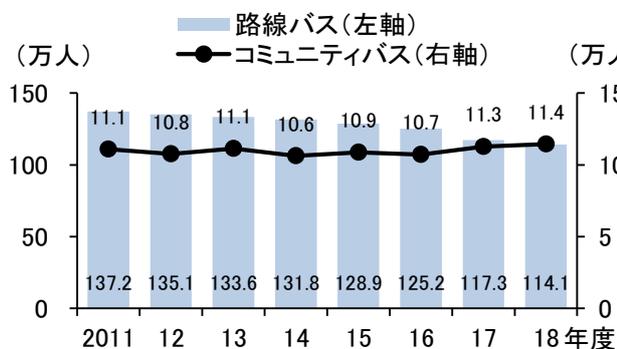


電気自動車等の普及率*
【資料：静岡県の自動車保有台数（2020年）】

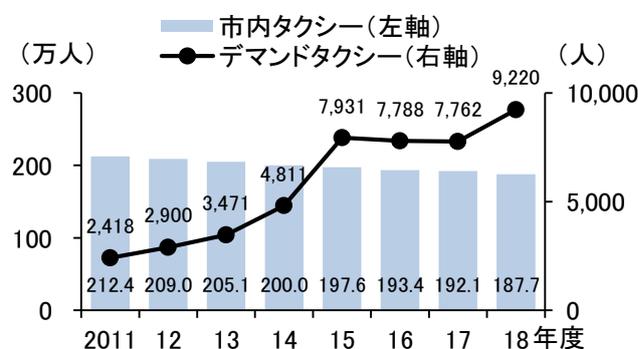
* 毎年4月1日時点の台数。

■バス・タクシーの利用者数の推移

2018（平成30）年度のバス・タクシーの利用者数は、路線バスが約114.1万人、コミュニティバスが約11.4万人、市内タクシーが約187.7万人、デマンドタクシーが9,220人でした。路線バス、市内タクシーは年々減少傾向、コミュニティバス、デマンドタクシーは2018（平成30）年度は増加しています。



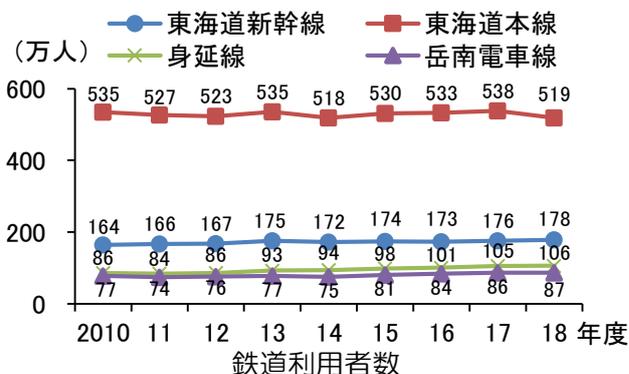
【資料：富士市統計書、静岡県統計年鑑】



【資料：富士市統計書、静岡県統計年鑑】

■鉄道利用者の推移

市内には、東海道新幹線の新富士駅、東海道本線の4駅、身延線の4駅、岳南電車線の10駅があります。近年の年間乗車人数の推移は、各鉄道ともにやや増加傾向にあり、2018（平成30）年度の鉄道利用者の合計は約890万人でした。



【資料：富士市統計書、静岡県統計年鑑】

3-5 緑地

■市内の緑地の分布

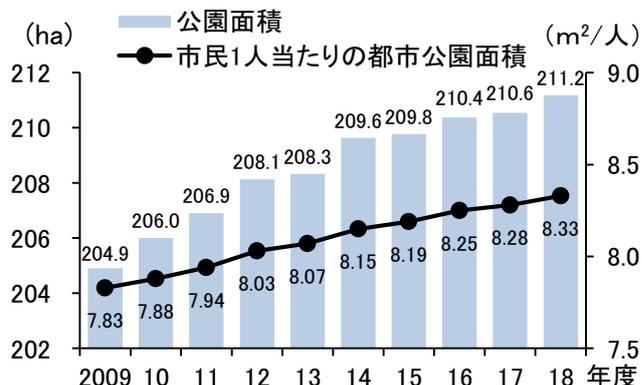
富士・愛鷹山麓の森林、富士川に連なる岩本山、富士川・松野地区の樹林地が都市を取り囲む緑地を形成しています。市街地には樹林地が少なく、都市公園・社寺林が貴重な樹林となっています。また、社寺の樹林・樹木が天然記念物や、保護樹林・樹木に指定されています。

工場や事業所については、「工場立地法」、富士市緑化基準に基づく緑化、家庭については、「生け垣作り補助金制度」が活用され、緑化が推進されています。

【資料：富士市緑の基本計画（第二次）】

■増加している市民1人当たりの公園面積

2018（平成30）年度末時点で、本市の公園数は181箇所、211.2haが整備されています。市民1人当たりの都市公園面積*は8.33m²/人であり、年々増加しています。



1人当たりの都市公園面積（こどもの国は含まない）

【資料：富士市みどりの課】

* 当該年度の人口により算出。

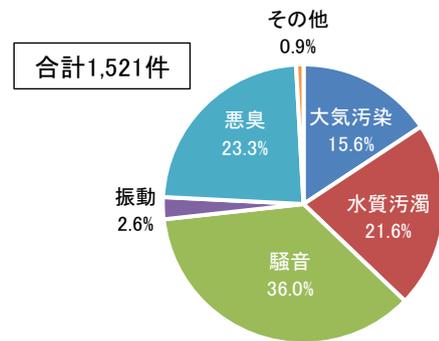
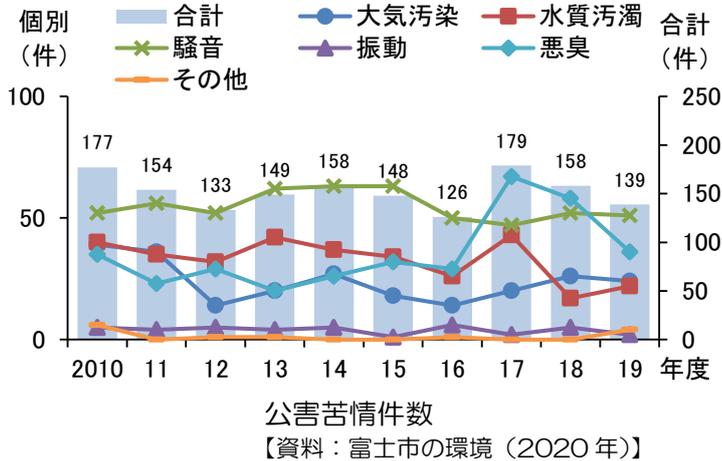


第4節 生活環境

4-1 公害

■ 公害苦情件数の推移

本市の公害苦情件数は、2010（平成22）年度は177件でしたが、その後は減少を続け、2012（平成24）年度に133件まで減少しました。2017（平成29）年度には再び増加しましたが、2019（令和元）年度には139件に減少しました。



■ 公害防止協定等の締結

本市では、公害に関する法律の補完及び公害未然防止を図るため、市と事業所との間で「公害防止協定」や「覚書」を締結しています。2019（令和元）年度末時点の公害防止協定締結数は20件（農業に係る環境保全協定締結事業所を含む）、覚書締結数は30件となっています。なお、本市が把握している住民団体と事業所との公害防止協定締結数は20件となっています。

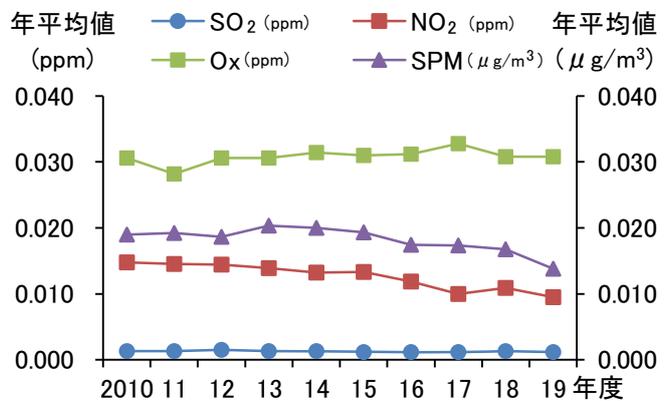
【資料：富士市の環境（2020年）】

4-2 大気環境（大気汚染・悪臭）

■ 概ね改善傾向の大気汚染物質濃度

大気汚染については、環境基準が定められている大気汚染物質について、市内10箇所ですべて常時監視を行っています。近年では、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が全体的に減少傾向にあり、いずれも全地点において環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント（Ox）は5箇所ですべて測定を行っており、環境基準を超過しています。

また、2009（平成21）年度に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、市内3箇所ですべて測定を行っていますが、いずれの地点も環境基準を達成しています。



大気汚染物質濃度（全測定地点の年平均値）

【資料：富士市の環境（2020年）】

■発生源が多様化している悪臭公害

悪臭に関わる苦情の発生時期は、梅雨期から夏場にかけて多く発生する傾向にあります。また、苦情の内訳についてみると、1970（昭和45）年頃は、地場産業である紙・パルプ製造工場から発生する硫黄系の悪臭が圧倒的に多くありましたが、近年はその他の業種からも多く、発生源が多様化している傾向にあります。

【資料：富士市の環境（2020年）】

4-3 水環境（水質・水資源）

■水質調査における環境基準達成率

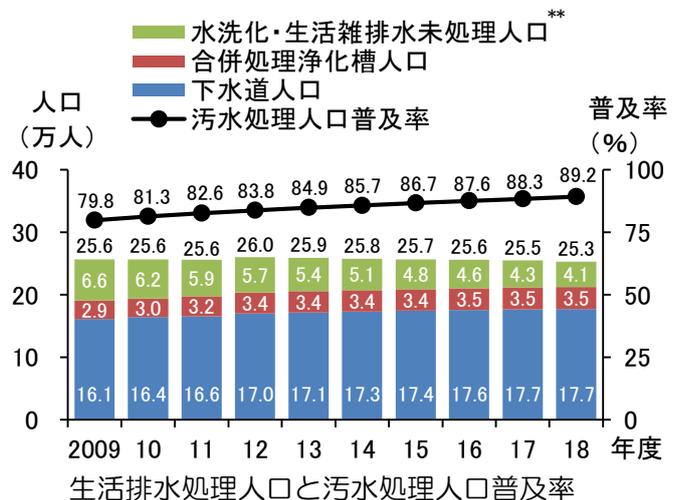
本市の河川では、潤井川（前田橋）、沼川（沼川新橋）、海域では田子の浦港及びその沖合に環境基準が設定されており、定期的に水質調査を実施しています。これらの河川及び海域における2019（令和元）年度の環境基準達成率は、水質調査地点全体の95.3%で、水の汚れの度合いを示すBODまたはCODは100%でした。また、水の濁りや透明度を示すSS（浮遊物質）は、沼川、潤井川において環境基準が設定されており、いずれも環境基準を達成しています。

【資料：富士市の環境（2020年）】

■県平均を上回る汚水処理人口普及率

河川や海域の水質を保全するためには、台所やトイレ、お風呂などから発生する生活排水を処理してから放流することが必要です。公共下水道が整備された区域内の人口と合併処理浄化槽^{*}を設置済みの人口（生活排水処理人口）の合計が人口全体に占める割合である汚水処理人口普及率が汚水処理状況の指標となります。

2018（平成30）年度の汚水処理人口普及率は89.2%で、県平均（81.4%）よりも上回っています。



【資料：一般廃棄物処理実態調査、汚水処理人口普及に係る総括表】

■生活や産業を支える豊富で良質な地下水

本市は、良質で豊富な地下水に恵まれ、古くから製紙に代表される産業が立地していましたが、高度経済成長期に化学薬品、輸送機械等の各工場の進出により、工業都市として飛躍的な発展を遂げました。こうした産業の発展は水需要の増大につながり、地下水の過剰揚水の結果、特に田子の浦港周辺において地下水の水位低下や塩水化を招くことになりました。現在では、「静岡県地下水の採取に関する条例」及び「富士市地下水の採取に関する条例」に基づいて地下水採取の規制が行われています。

■市内の代表的な湧水

本市の代表的な湧水としては、富士山の南西麓から湧き出る比奈の「医王寺」「長学寺」、原田の「かがみ石公園」「五社の宮神社」「永明寺」、富士川の西岸では富士川サービスエリア付近にある「水年貢の湧き水」などがあります。このような湧水は、古くから地域の人々の生活用水として使われてきたもので、現在でも貴重な地域資源となっています。

【資料：静岡県水利用課】

* 合併処理浄化槽人口はコミュニティプラント人口を含む。

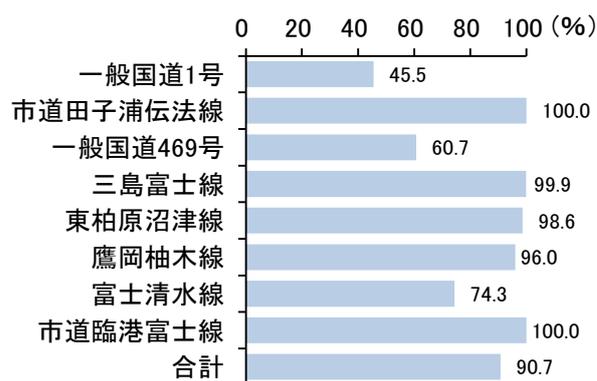
** 水洗化・生活雑排水未処理人口は、汲み取り人口と単独処理浄化槽人口の合計。

4-4 騒音・振動

■主要道路沿線における環境基準達成率

本市では、主要道路沿線において環境基準の達成状況の面的評価を実施しています。2019（令和元）年度の結果では、多くの主要道路で道路騒音に係る環境基準達成率（面的評価）は90%以上でしたが、一般国道1号（45.5%）、一般国道469号（60.7%）など一部路線では環境基準達成率が低い路線もありました。

また、新幹線鉄道の沿線の騒音測定も実施しており、2019（令和元）年度における結果では、市内の測定地点6地点中4地点で環境基準を超過していました。



道路騒音に係る環境基準達成率（面的評価）
（2019年度）

【資料：富士市の環境（2020年）】

■道路に面する地域以外の環境基準達成率

本市では、道路に面する地域以外の地域（一般地域）における騒音測定を実施しています。2019（令和元）年度は6測定点を選定して調査を実施した結果、達成状況については、昼・夜ともに達成が5測定点で83.3%、昼のみ達成が1測定点で16.7%でした。

【資料：富士市の環境（2020年）】

4-5 有害化学物質

■環境基準を超過する地点がある有機塩素系化合物

本市では、有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を把握するために、市内全域を10kmメッシュの8区域に区切り、その中から毎年4地点を抽出して地下水調査を実施しています。2019（令和元）年度の調査では、全ての地点で環境基準を達成していました。一方、過去の調査で環境基準を超過した3地点においても継続調査を実施していますが、2019（令和元）年度の調査では引き続き、環境基準を超過している地点がありました。

【資料：富士市の環境（2020年）】

■環境基準を達成しているダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の焼却の過程などで自然に生成される物質です。環境中には広く存在していますが、その量は非常に微量で、通常の生活における暴露レベルでは健康に影響は生じません。本市が2019（令和元）年度に行ったダイオキシン類調査では、大気（3地点）、水質（10地点）、底質（6地点）、土壌（1地点）のいずれも環境基準を達成していました。

【資料：富士市の環境（2020年）】

■PRTR 制度に基づく化学物質の管理

PRTR 制度*では、化学物質の取扱量が多い事業所などに、対象化学物質の年間排出量、移動量などについての届出を義務付けています。2018（平成30）年度の総排出量・移動量は1,554t（総排出量1,256t、総移動量298t）で県内第3位、総排出量に限った場合は県内第1位でした。総排出量・移動量の最も多い化学物質はトルエンで、全体の77.7%を占めています。

【資料：富士市の環境（2020年）】

* PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、化学物質排出・移動量届出制度の略称であり、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されている。

第5節 廃棄物・環境美化

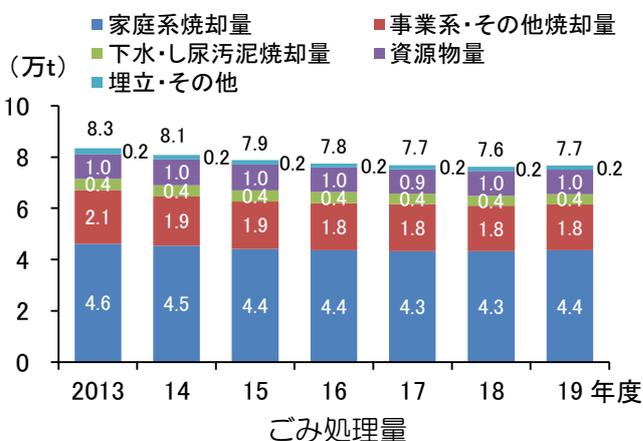


5-1 ごみの減量・資源化

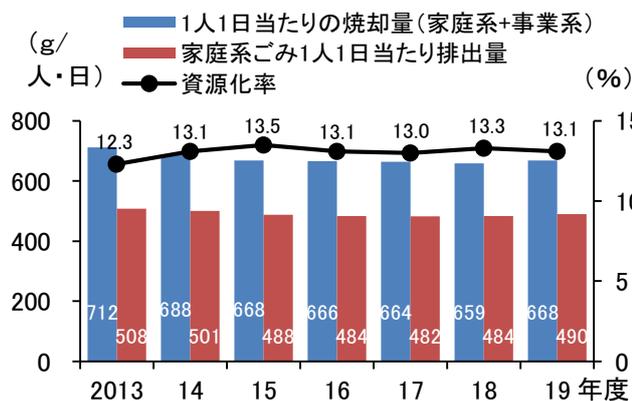
■徐々に減少しているごみ排出量

本市の2019（令和元）年度のごみ処理総量は76,770tであり、ここ数年は減少傾向にあります。ごみ焼却量の内訳は家庭系ごみが約66.6%、事業系ごみが約27.3%、下水・し尿汚泥が約6.1%です。

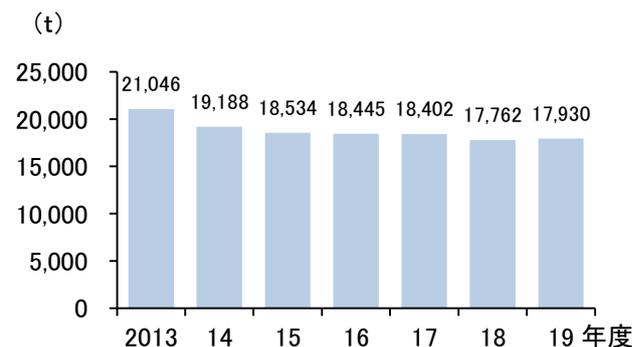
「富士市ごみ処理基本計画」の数値目標である「家庭系ごみ1人1日当たり排出量」「1人1日当たりの焼却量」「ごみ焼却量（事業系）」は、徐々に減少している傾向にあります。また、2019（令和元）年度における資源化率は13.1%であり、近年は横ばいで推移しています。民間事業者などによる資源回収が進んでいることが要因の一つとして考えられます。



【資料：ごみ処理状況について（2020年）】



【資料：ごみ処理状況について（2020年）】



【資料：ごみ処理状況について（2020年）】

5-2 ごみの適正処理

■ごみ処理の流れ

本市の可燃ごみ、し尿汚泥は全量焼却、下水汚泥は一部を事業者がコンポスト化などの資源化、埋立ごみは破碎後、焼却・埋立処理しています。家庭系一般廃棄物の資源物は資源回収業者に引き渡して資源化していますが、せん定枝についてはチップ化して市民に無償配布しています。

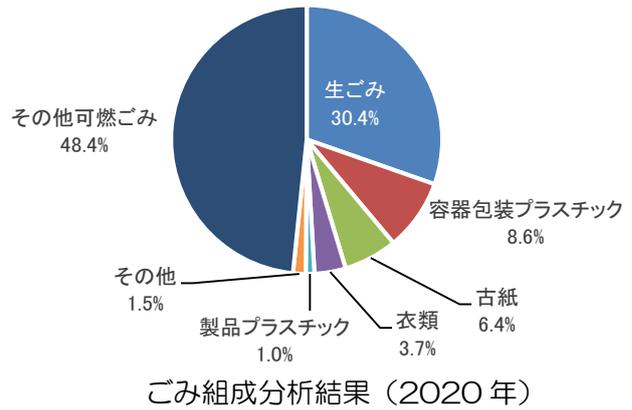
【資料：富士市ごみ処理基本計画（2015年）】

■新環境クリーンセンターの稼働

2020（令和2）年10月に稼働を開始した「富士市新環境クリーンセンター」は工場棟、資源回収棟、循環啓発棟の3棟により構成され、市内の家庭や事業所から排出される一般廃棄物を効率的かつ適正に処理するだけでなく、「安全と安心を約束する資源循環パーク」を基本理念として本市の循環型社会形成及び低炭素社会形成に向けて中心的な役割と機能を有する施設です。

■可燃ごみの約30%を占める生ごみ

2010（平成22）年度から、家庭から排出される可燃ごみの組成分析調査を実施しています。2020（令和2）年春の調査では、生ごみが30.4%を占めました。なお、分別されなかった容器包装プラスチックが8.6%、古紙が6.4%、衣類が3.7%混入していました。

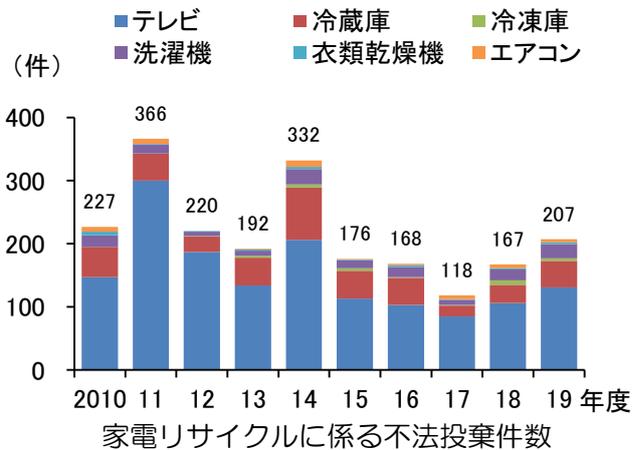


【資料：富士市廃棄物対策課】

■山間地や海岸周辺の不法投棄

本市では、山間地や海岸周辺を中心として不法投棄が多く見受けられます。そのため、不法投棄監視パトロールを強化して不法投棄場所及び投棄者の発見に努めています。

また、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象機器の不法投棄は、テレビと冷蔵庫が多くを占めています。「家電リサイクル法」の対象機器とは、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンになります。



【資料：環境衛生事業概要（2020年）】

5-3 環境美化

■富士市マナー条例と「美しいまちづくりの日」

2016（平成28）年6月1日に「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（通称：富士市マナー条例）が施行されました。この条例では、公共の場所・他人の土地へのポイ捨て、ふんの放置を禁止するとともに、公共の場所での喫煙マナーの遵守も定めています。また、環境美化の推進と理解を深めるため、6月1日を「美しいまちづくりの日」と定め、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちの実現を目指しています。

第6節 富士・愛鷹山麓地域の環境



6-1 富士箱根伊豆国立公園・愛鷹山自然環境保全地域

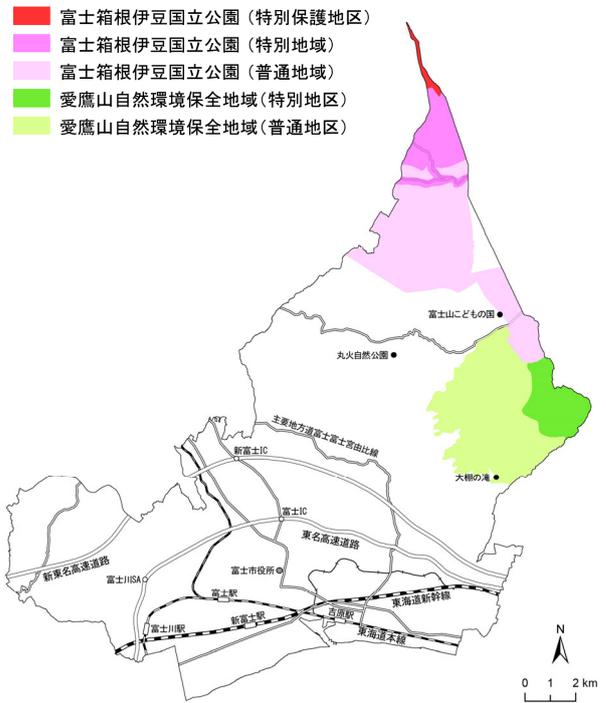
■富士箱根伊豆国立公園の指定

本市は、「自然公園法」に基づく富士箱根伊豆国立公園の富士山地域に含まれており、2,494ha（本市面積の約10.2%）が国立公園区域として指定されています。このうち、概ね表富士周遊道路（富士山スカイライン）より標高の低い地域が普通地域、標高の高い地域が特別地域、富士山五合目（標高2,300m）以上が特別保護地区に指定されています。特別地域内では木竹の伐採、指定された野生生物の捕獲・採取、特別保護地区では全ての野生生物の捕獲・採取について規制されています。

【資料：富士市の環境（2020年）、国土交通省・国土数値情報】

■愛鷹山自然環境保全地域の指定

愛鷹山周辺は、「静岡県自然環境保全条例」に基づく愛鷹山自然環境保全地域（2,305ha）に指定されています。愛鷹山の山麓が普通地区に、越前岳、呼子岳、位牌岳などの山頂付近が特別地区に指定されています。特に特別地区内では、木竹の伐採や本来の生息・生育地でない動植物の植栽・放逐などについて規制があります。



富士箱根伊豆国立公園・愛鷹山自然環境保全地域

【資料：国土交通省・国土数値情報】

6-2 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画

■富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の概要

本市では、富士・愛鷹山麓地域の豊かな自然環境を保全・創造し、これらの節度ある利用を図っていくため、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を1991（平成3）年に策定し、総合的な環境管理のあり方を定めています。

対象地域は、主要地方道富士富士宮由比線と東名高速道路を結んだ北側の都市計画区域とし、この区域を富士・愛鷹山麓地域とします。



富士・愛鷹山麓地域

【資料：富士・愛鷹山麓地域環境管理計画】



富士・愛鷹山麓地域環境管理計画の目指す将来像・指針

■目指す環境像

「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」では、環境のあるべき姿、「自然・風景と人間との共生」を実現するため、環境因子ごとの環境像を示しています。

<p>【大気】 森林などによる自然の浄化機能が発揮され、さわやかできれいな空気が確保されていること。</p>	<p>【富士・愛鷹自然風景】 今ある富士・愛鷹自然風景が損われることなく、そのままの姿で保たれていること。</p>
<p>【自然林】 鎮守の森、四季を彩る自然の林や雑木林が、地域のみどり、自然とのふれあいの場として、身近に存在していること。</p>	<p>【経済林】 木材としての価値や公益機能が高められ、富士・愛鷹山麓の風景と調和のとれた美しい森林として存在していること。</p>
<p>【動植物】 豊かな自然環境が保たれ、多くの動植物が生息していること。</p>	<p>【地下水】 市民生活や産業活動にかけがえのない、清らかで豊富な地下水が十分確保されていること。</p>
<p>【土壌】 全ての生物が、健全に生きることができる汚染のない土壌が確保されていること。</p>	<p>【土地利用】 重度開発に伴う森林の有する公益的機能の低下防止のため、必要最小限の利用であること。</p>

【資料：富士・愛鷹山麓地域環境管理計画】

■自然環境を構成している環境因子ごとの保全と創造のための指針

「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」では、自然環境を構成している環境因子ごとの保全と創造のための指針を示しています。

<p>【大気】 森林がもつ自然の浄化機能が十分に発揮できるよう、自然林の保全と創造、経済林の適正な維持管理を推進していきます。</p>	<p>【富士・愛鷹自然風景】 風景の構成要素や、風景と人間の精神的・文化的かかわりの意義を認識し、富士市景観形成基本計画の推進を図り、日本人の心のふるさととして、今ある自然風景を適正に保全していきます。</p>
<p>【自然林】 自然林や二次林を適正に保全し、鎮守の森をはじめとする地域のみどり、保健休養林の整備、市民の植樹によるふるさとの森づくりなど、自然林の創造を図ります。</p>	<p>【経済林】 「富士ひのき」の産地化を軸に市民生活と深くかかわる森林の公益機能の確保と向上をめざし、市有林・私有林の健全な森林施業を推進し、経済林の保護育成を図ります。</p>
<p>【動植物】 経済林の適正な維持管理や自然林の保全と創造などにより、森林の生態系を豊かにし、動植物の生息環境の向上を図ります。</p>	<p>【地下水】 自然林の保全と創造、経済林の適正管理による水源かん養機能の向上と産業活動による地下水汚染の防止を図ります。</p>
<p>【土壌】 汚染物質の適正管理と排出防止及び土地利用事業に対する環境管理体制を確立し、森林や地下水などの保全とのかかわりにも配慮しながら、土壌の保全を図ります。</p>	

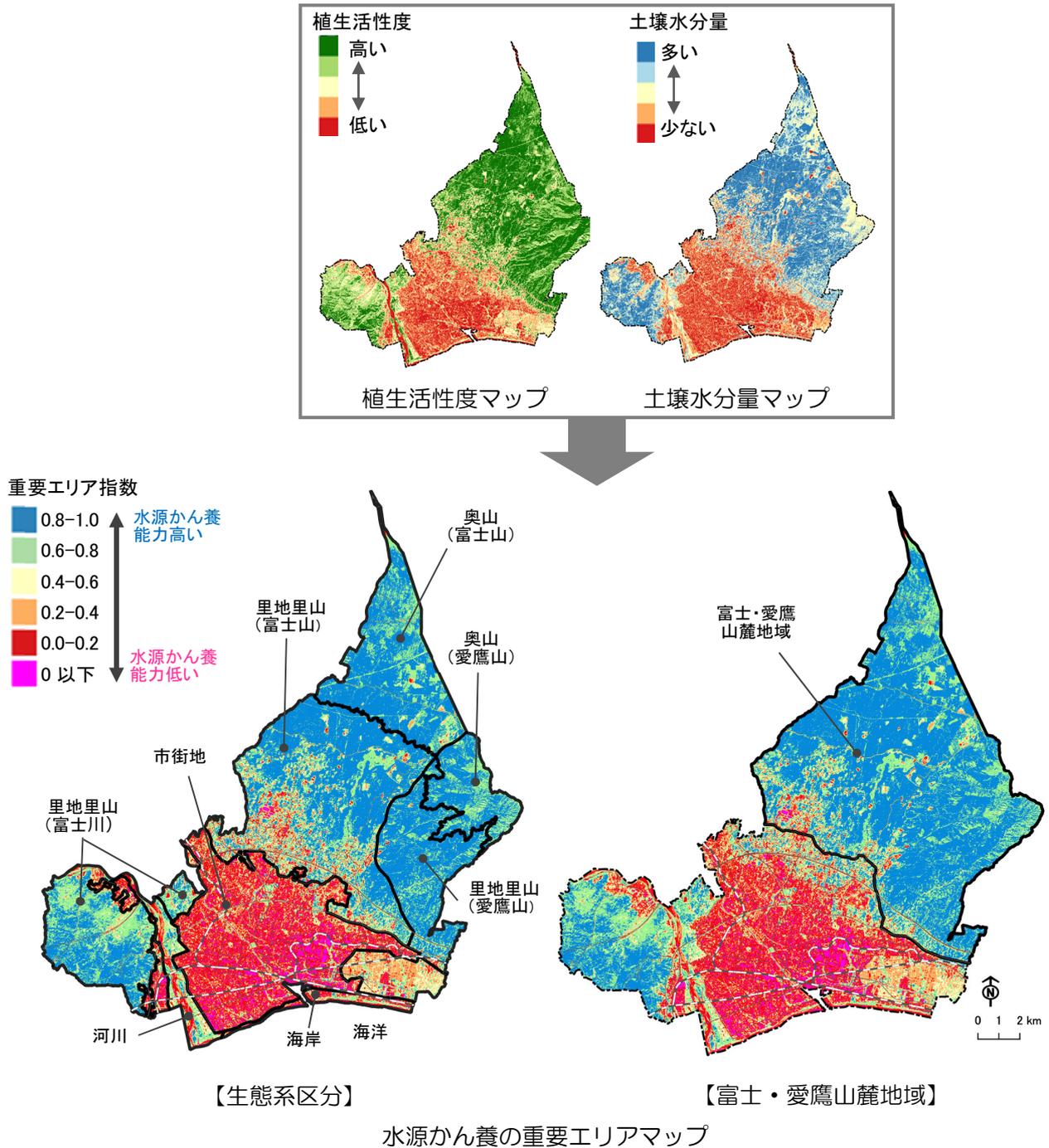
【資料：富士・愛鷹山麓地域環境管理計画】

6-3 水源かん養の重要エリア

■水源かん養の重要エリアマップ

本市の水源かん養の重要地域を可視化するため、衛星画像解析により作成した「植生活性度マップ」と「土壌水分量マップ」を重ね合わせて、「水源かん養の重要エリアマップ」を作成しました。

水源かん養の重要度が特に高い地域（重要エリア指数 0.8 以上）は、生態系区分の奥山や里地里山、富士・愛鷹山麓地域に分布しています。このため、これらの地域では特に水源かん養機能の維持のための取組が必要です。



第7節 パートナーシップ



7-1 環境教育・環境学習

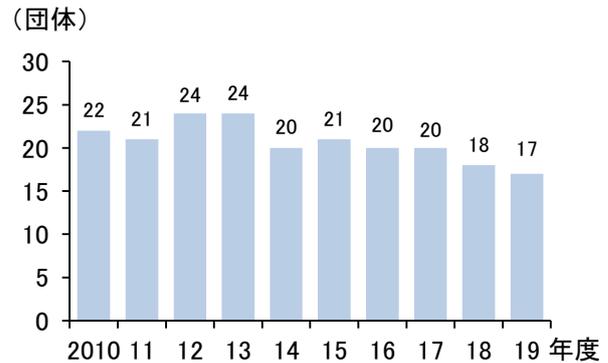
■市が行う環境教育・環境学習事業

本市では、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図るため、年間を通して生物多様性・富士市自然環境マップについての講義、生物調査道具の貸出、エコチャレンジ冊子の配布、一般市民対象のパネル展の実施、地球温暖化防止ポスターの募集などの環境教育・環境啓発活動を実施しています。

【資料：富士市の環境（2020年）】

■こどもエコクラブの活動

こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に自分たちで環境に関する学習や具体的な取組・活動ができるよう市でも支援を行っています。2019（令和元）年度の登録状況は、17クラブ、会員数701人、サポーター数158人で、各クラブ独自の活動を行っています。



こどもエコクラブ登録団体数

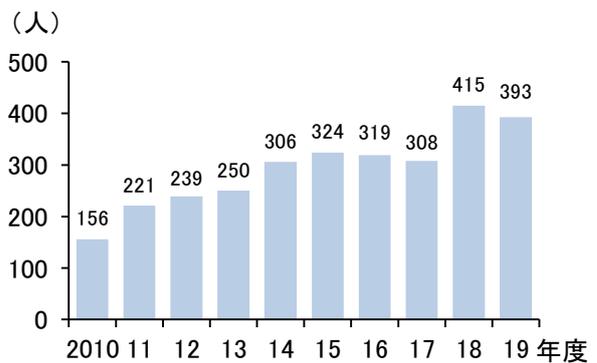
【資料：富士市環境総務課】

7-2 協働

■活動の場が広がる環境アドバイザー制度

本市では、環境に対して高い知見を有する方を登録し、学習機会を望む市民などに派遣する「富士市環境アドバイザー制度」を実施しています。

環境アドバイザー制度の創設以来、派遣要望が毎年増加しており、正しい環境の知識と伝える技術を持つ方が、必要とされています。



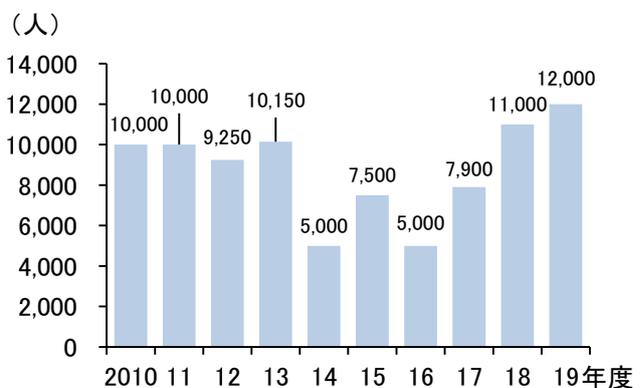
環境アドバイザー派遣年間延べ人数

【資料：富士市環境総務課】

■富士市環境フェアの開催

本市では、富士山の豊かな恵みを次世代に引き継ぐよう、市民・事業者・行政のパートナーシップの形成を目的に毎年「富士市環境フェア」を開催してきました。

2019（令和元）年度の来場者数は、12,000人でした。市民団体・事業者と協働による環境問題等の展示のほか、事業者などによる環境商品の展示、エコカー展示・試乗会、自然クラフト作り体験、こどもエコクラブ環境学習として環境講座等を行いました。



環境フェア来場者数

【資料：富士市環境総務課】

第8節 市民・事業者の意識

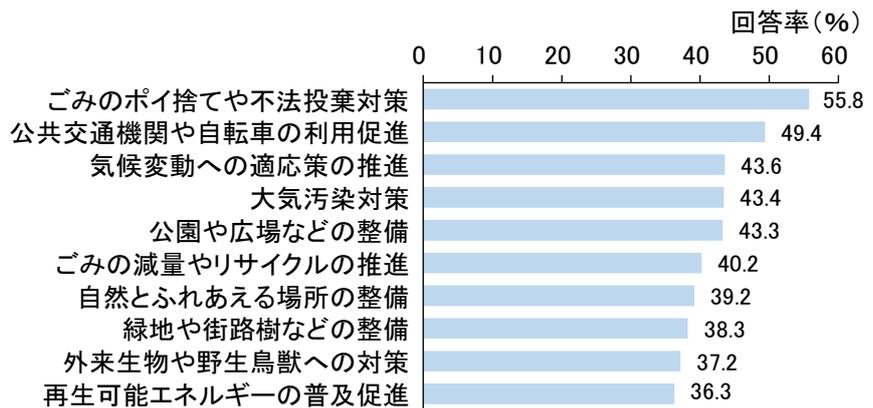


環境基本計画の見直しにあたり、2019（令和元）年度に市民（2,000人）、事業者（500社）を対象に環境に対する満足度、環境に関する取組状況、行政に期待する取組、市の取組の認知度について意識調査を実施しました。このうち、環境に対する満足度、環境に関する取組状況については、第1章・第3節「第二次計画の評価」に結果を掲載しているため、ここでは主に行政に期待する取組、市の取組の認知度などについて結果を掲載します。

8-1 市民

行政に期待する取組

市民が行政に期待する取組は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」「公共交通機関や自転車の利用促進」「気候変動への適応策の推進」などが多くなっています。



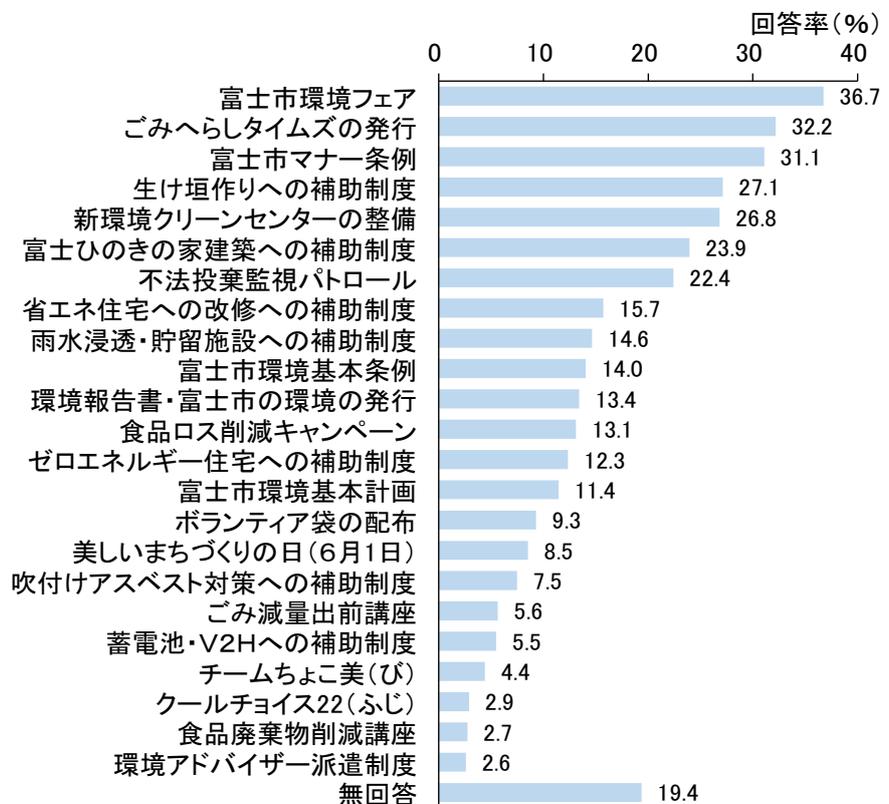
行政に期待する取組（上位10個）

【資料：第三次富士市環境基本計画策定に関するアンケート調査結果（2019年）】

市の取組の認知度

市民による市の取組の認知度は、「富士市環境フェア」「ごみへらしタイムズの発行」「富士市マナー条例」などが高くなっています。

一方、「クールチョイス 22（ふじ）」「食品廃棄物削減講座」「環境アドバイザー派遣制度」などは認知度が低くなっています。



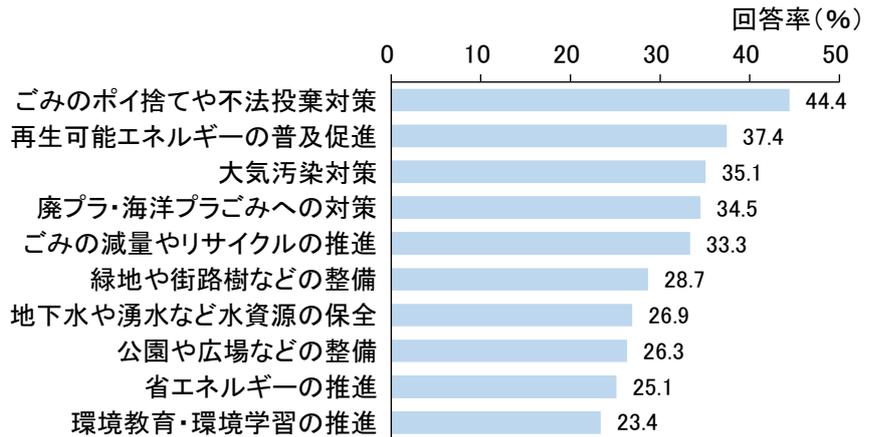
市の取組の認知度

【資料：第三次富士市環境基本計画策定に関するアンケート調査結果（2019年）】

8-2 事業者

■行政に期待する取組

事業者が行政に期待する取組は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」「再生可能エネルギーの普及促進」「大気汚染対策」などが多くなっています。



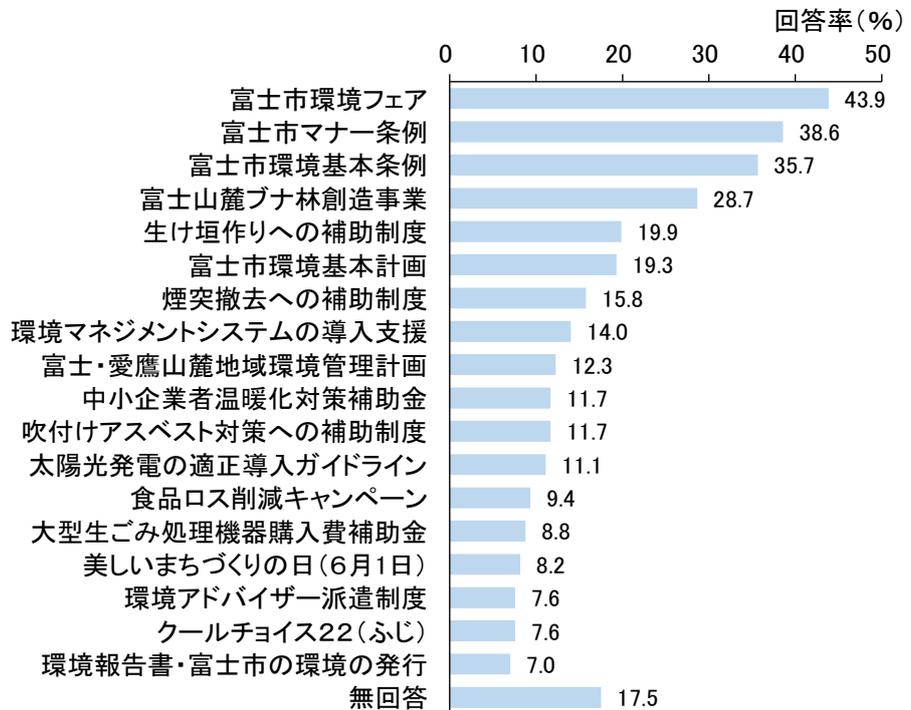
行政に期待する取組（上位10個）

【資料：第三次富士市環境基本計画策定に関するアンケート調査結果（2019年）】

■市の取組の認知度

事業者による市の取組の認知度は、「富士市環境フェア」「富士市マナー条例」「富士市環境基本条例」などが高くなっています。

一方、「環境アドバイザー派遣制度」「クールチョイス22（ふじ）」「環境報告書・富士市の環境の発行」などは認知度が低くなっています。

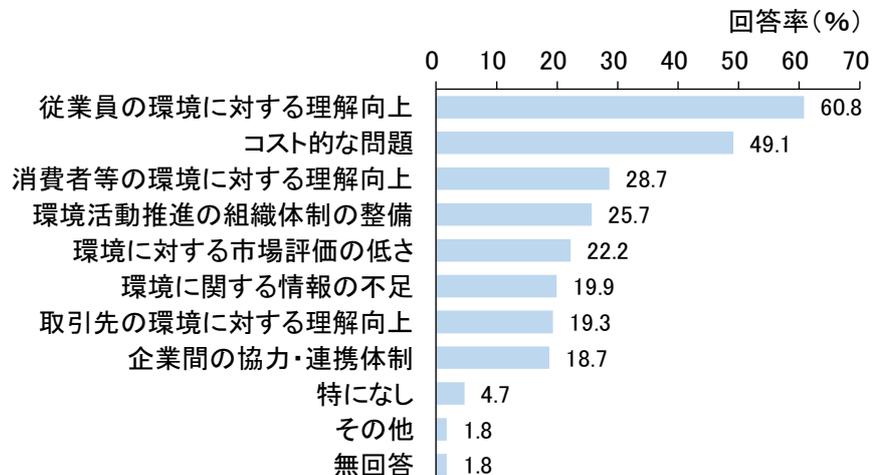


市の取組の認知度

【資料：第三次富士市環境基本計画策定に関するアンケート調査結果（2019年）】

■取組の課題

事業者が環境配慮に取り組む上での課題としては、「従業員の環境に対する理解向上」「コスト的な問題」などが大きな要素であることが分かります。



環境配慮に取り組む上での課題

【資料：第三次富士市環境基本計画策定に関するアンケート調査結果（2019年）】

第3章 望ましい環境像

第1節 望ましい環境像

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」

本計画では、2050（令和32）年度を展望した本市の望ましい環境像として、「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」を掲げ、市民・事業者・市の全ての主体へ浸透を図ります。

富士山の恵みをみんなが認識し、地域内での資源や人のつながりを大切にすることで、環境が守られ、それによって社会や経済も発展をしている「地域循環共生圏」の構築を目指します。



第2節 目指す将来像



2-1 目指す将来像とは

■ 「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築に向けて

本計画では、2050（令和 32）年度における本市の「望ましい環境像」として「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」を掲げています。この望ましい環境像の実現においては、地域の資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合うことにより、地域の活力を最大限に発揮することが重要であるため、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能な地域の実現を目指します。

一方、本計画では「水」を重要なテーマとしています。そのため、望ましい環境像を実現するための第一段階として、「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を掲げ、本計画が 2030（令和 12）年度に向けて目指す将来像とします。



なぜ水循環なの？

国が 2018（平成 30）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」の中で、「地域循環共生圏」という概念を提唱しました。この「地域循環共生圏」の考え方は、2050（令和 32）年度の望ましい環境像「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」の実現と相通じるものがあります。

また、本計画では、「生物多様性ふじ戦略」や「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」などを含む計画として位置付けたことや、本市に生息・生育する生物、人の暮らしや産業にとっての基盤である「水」が重要であること、さらには「水循環基本法」の施行や「水循環基本計画」の閣議決定などの背景から、「水」をテーマとしました。

■ 「ふじ・水循環共生圏 2030」の定義

「ふじ・水循環共生圏 2030」とは、本計画に基づき、2030（令和 12）年度に向けて水循環に関わる様々な取組を推進することで、自然共生社会、脱炭素社会、循環型社会などを地域内で実現し、環境・経済・社会が統合的に向上する富士市版「地域循環共生圏」の構築を目指すものです。



2-2 「ふじ・水循環共生圏 2030」の背景

■富士市と水の関わり

富士山への降水量は、年間約 22 億トンですが、富士山は火山灰、火山れき、溶岩などで覆われているため、そのほとんどが地下水になります。その量は 1 日平均で 460 万～480 万トンといわれています。これらの地下水は、湧水となって地表に湧いており、富士山麓には大小合わせて 100 以上の湧水があります。また、愛鷹山にも同じように地下水があり、麓では湧水となって流れ出ています。これらの清らかで豊かな水は、市民の生活に潤いを与え、農林水産業や製紙をはじめとする工業などの産業を支える資源となっています。

【資料：富士市の自然ガイドブック（1993 年）】



■水を守るための取組

本市では、水循環において重要な地域である富士・愛鷹山麓地域の自然環境の保全と創造、自然の節度ある利用を図っていくため、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を 1991（平成 3）年に策定し、総合的な環境管理のあり方を定めています。また、富士山麓の貴重な自然環境を適正に保全・継承していくため、1994（平成 6）年度より「富士山麓ブナ林創造事業」を実施し、水源かん養林の創出に努めています。

さらに、かつて田子の浦港で発生したヘドロ問題などに対して、総合的な水質汚濁への対策が講じられるとともに、生活排水については下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、2018（平成 30）年度の汚水処理人口普及率は 89.2%となっています。

このように、本市では水資源や水環境の保全に力を入れて取り組んできました。



富士山麓ブナ林創造事業

■「水循環基本法」と「水循環基本計画」

水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、健全な水循環を維持または回復させるため、2014（平成 26）年 7 月に「水循環基本法」が制定されました。また、「水循環基本法」に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「水循環基本計画」が 2015（平成 27）年 7 月に閣議決定されました。

「水循環基本法」第 5 条では、地方公共団体の責務として、「水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。このため、本市においても水資源や水環境に関する取組を実施し、「ふじ・水循環共生圏 2030」を目指し、市行政の横断的な取組の推進を図ります。

2-3 「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を目指した取組

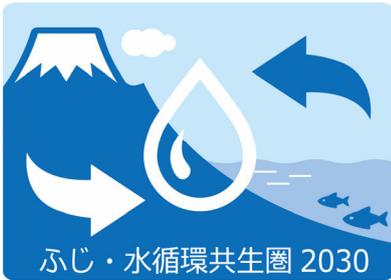
「第4章 市の施策」に掲げる施策の中から、水に関するものを以下に掲載します。
水に関する取組を推進し、「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を目指します。

● 「ふじ・水循環共生圏 2030」



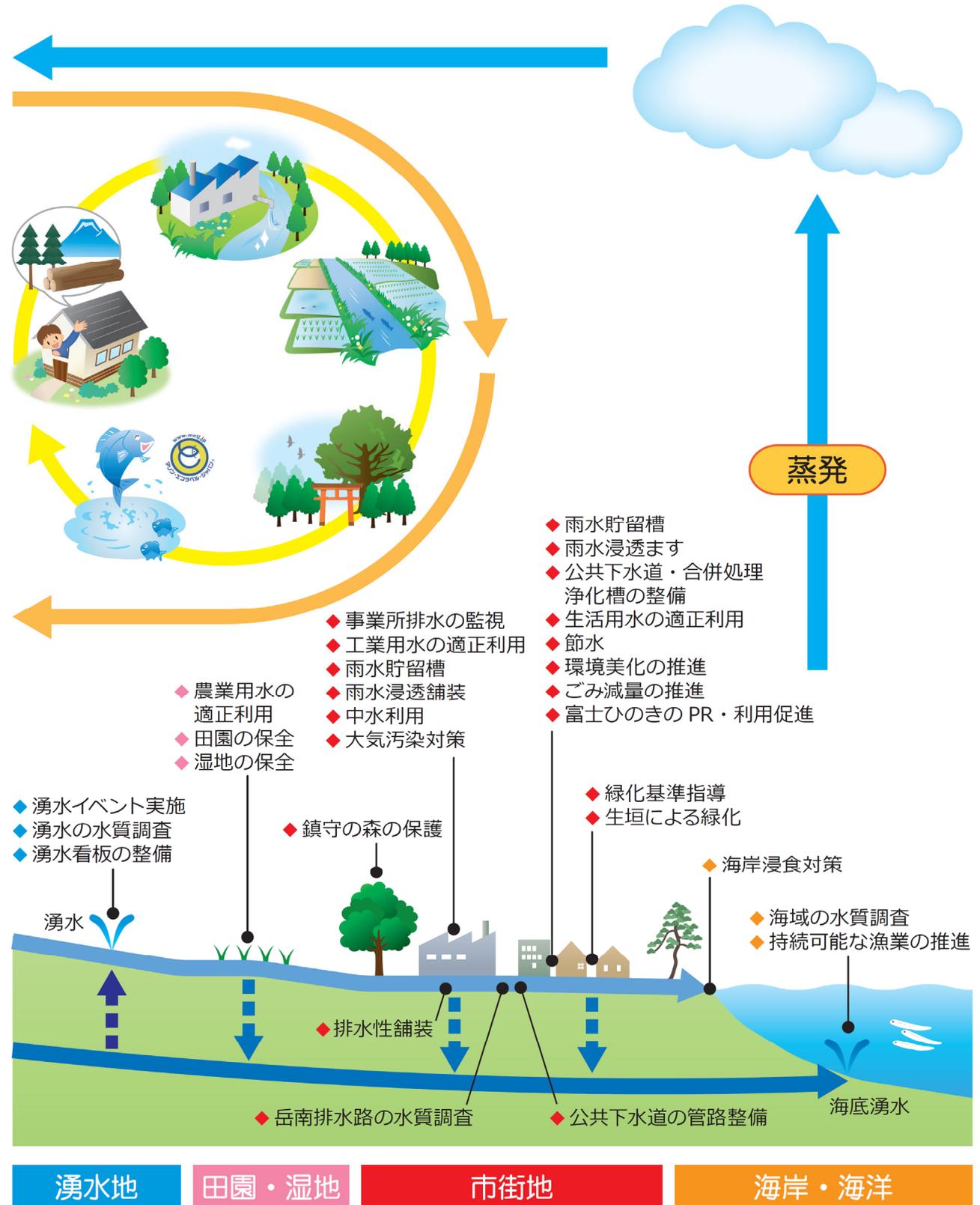
奥山・里地里山

河川



ふじ・水循環共生圏 2030

地下水、湧水、河川、海洋といった豊かな水資源を基盤に発展した本市は、これらの水循環を将来に渡って維持することで水資源を保全するとともに私たちの暮らしや産業の発展、生物多様性の保全も同時に実現するまちを 2030 年に目指す将来像とし、市民・事業者・市が協働で水に関する取組を実施します。



第3節 基本目標



基本目標1 いきものと深くつながり めぐみ*あふれるまち

本市は富士山、愛鷹山、富士川、駿河湾をはじめとした豊かな自然環境に恵まれ、奥山から里地、里山、田園・湿地、市街地、河川、海岸・海洋などの多様な生態系があります。このような自然環境や生態系は様々な生物を育み、生物多様性を豊かなものにしていきます。また、生物多様性によってもたらされる「めぐみ」は、食や産業、文化など、私たちの暮らしや経済活動を支えています。このような生物多様性と私たちの関わりを、全ての市民が理解したうえで行動につなげ、生物多様性を健全な状態で次世代に引き継ぎます。

【個別分野】

- 1-1 多様な生物について知る
- 1-2 多様な生物や生態系をまもる*
- 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる

お茶、しらす、紙製品などが生物多様性のめぐみ*として認識され、資源が枯渇しないように利用されています。

■ 将来イメージ



お茶、しらす、紙製品などが生物多様性のめぐみ*として認識され、資源が枯渇しないように利用されています。

*「生物多様性ふじ戦略」では、「めぐみ」、「まもる」と表現しているため、ここではひらがな表記のままとする。



多くの市民や観光客が自然とのふれあいを楽しんでいます。



生物多様性について多くの市民・事業者が理解をして、保全につながる行動をしています。

基本目標2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち



温暖化など地球規模での気候変動は、人類の存続を脅かす深刻な問題です。この気候変動に対応するためには、国際的・広域的な取組だけでなく、私たち一人ひとりのライフスタイルを変えていくことが重要です。また、今までのような温室効果ガス排出量を減らす取組（緩和策）に加え、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して適応していくための取組（適応策）を同時に進め、かけがえのない地球を次世代に引き継ぎます。

【個別分野】

- 2-1 再生可能エネルギーをつかう
- 2-2 脱炭素を目指して行動する
- 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる
- 2-4 資源を循環させる

地域で使用するエネルギーは、地域で創る再生可能エネルギーで賄っています。

■ 将来イメージ



地域で使用するエネルギーは、地域で創る再生可能エネルギーで賄っています。



クールチョイス22が浸透し、市民が身近な取組を実施しています。



温暖化する気候に適応するための取組が進んでいます。



基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

本市は、工業都市として発展する一方で、大気汚染や水質汚濁などの公害を克服してきました。近年では、大気汚染や水質汚濁の環境基準は概ね達成していますが、引き続き、大気汚染や悪臭、水質汚濁などに対する取組を進め、環境負荷の少ない暮らしや事業活動を目指します。

また、本市は地下水がとて豊富で、紙・パルプ製造業などの産業や市民の飲料水として利用されています。しかし、開発などに伴う森林の減少により水源かん養能力が低下すると、地下水や湧水が減少してしまうため、今後も水資源の保全を図ります。

【個別分野】

- 3-1 空気をきれいにする
- 3-2 きれいな水を大切にする
- 3-3 快適な暮らしを守る

■将来イメージ



鉄道やバスなどの公共交通機関を利用する人が増えています。



水源かん養林が適正に保全・管理されています。



富士山などを起源とする豊富な地下水が大切に使われています。

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち



大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会システムが、大量のごみを生み出し、ごみ処分場の不足やごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量の増大など、様々な問題を引き起こしています。また、不法投棄やごみの散乱などの問題も顕在化しています。

このため、今後も3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化と資源化を進めるとともに、ごみの適正処理、不法投棄対策や環境美化の推進を図っていきます。

【個別分野】

- 4-1 ごみを減らす
- 4-2 ごみを適正に処理する
- 4-3 美しいまちにする

■将来イメージ



ごみの減量・資源化が進むとともに、適正処理が徹底され、資源として循環しています。



食品ロス削減に向けて、食材を上手に使い切る、食べ切れる量を作るなどが徹底されています。



多くの市民が自発的に環境美化に取り組んでいます。



基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち

富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養や生態系の維持、環境の浄化などに重要な役割を果たすとともに、美しい風景が心に安らぎを与えてくれます。本市は、その恵みを受けて発展を遂げてきたことから、富士・愛鷹山麓地域の自然環境の保全と創造、森林の節度ある利用を図るため、今後も「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」に基づく土地利用の誘導を推進していきます。

【個別分野】

5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する

■将来イメージ



富士・愛鷹山麓では開発が抑制され、自然環境への影響がない状態で守られています。



富士・愛鷹山麓で開発が行われる場合は、植林などの適切な環境保全が行われています。



富士・愛鷹山麓の美しい風景が守られています。

基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動すまち



私たちをとりまく環境問題は、大気汚染や水質汚濁、ごみなど身近なものから、地球温暖化などの地球規模のものまで広範囲に及びます。これらの問題を解決するためには、市民・事業者・市の連携・協力が不可欠です。本市では現在、様々な市民団体が環境保全活動に取り組んでおり、地域住民による美化活動なども活発です。このような状況を踏まえ、市民間のネットワーク構築や、市民・事業者・市の協働による環境保全に取り組みながら、多くの市民が環境に関心を持つ機会を提供するとともに、あらゆる年代を対象として、充実した環境教育をより一層推進していきます。

【個別分野】

6-1 環境を学び広げる

6-2 協働の輪を広げる

■将来イメージ



市民が森づくりや里山の維持管理などの活動へ積極的に参加しています。



市民や事業者、市民団体など、様々な主体が環境アドバイザー制度を利用して、環境学習の機会を設けています。



パネル展などの環境イベントの場やソーシャルネットワークを活用して、最新の環境情報を発信しています。

第4章 市の施策



第1節 市の施策の見方について



本章の見方について以下に示します。

望ましい環境像	「望ましい環境像」は、「富士市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、すべての市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承できるまちの姿を描いたものです。本計画では、2050（令和32）年度を展望したものとなっています。
目指す将来像	「目指す将来像」は、「ふじ・水循環共生圏 2030」の構築を目指すもので、2030（令和12）年度を展望したものになっています。
基本目標	「望ましい環境像」、「目指す将来像」の実現に向け、環境の分野ごとに2030（令和12）年度を目標とした6つの「基本目標」を設定しています。
環境目標	各基本目標の達成度を評価するための「環境目標」を設定しています。
個別分野	各基本目標を実現するために必要な取組分野を「個別分野」として設定しています。本章では、個別分野ごとに対応するSDGs、課題、取組指標、環境施策を示しています。
対応するSDGs	個別分野ごとに対応するSDGsの17のゴールをロゴマークで表示しています。
課題	第1章第3節の「第二次計画の評価」や、第2章の「環境の現状」から明らかとなった課題を個別分野ごとにまとめて掲載しています。
取組指標	各個別分野における取組の進捗状況を評価するための指標として「取組指標」を設定しています。なお、人口比で目標値を設定しているものについては、当該年度の人口を用いて比率を算出しています。
環境施策	各個別分野の具体的な環境施策を示しています。

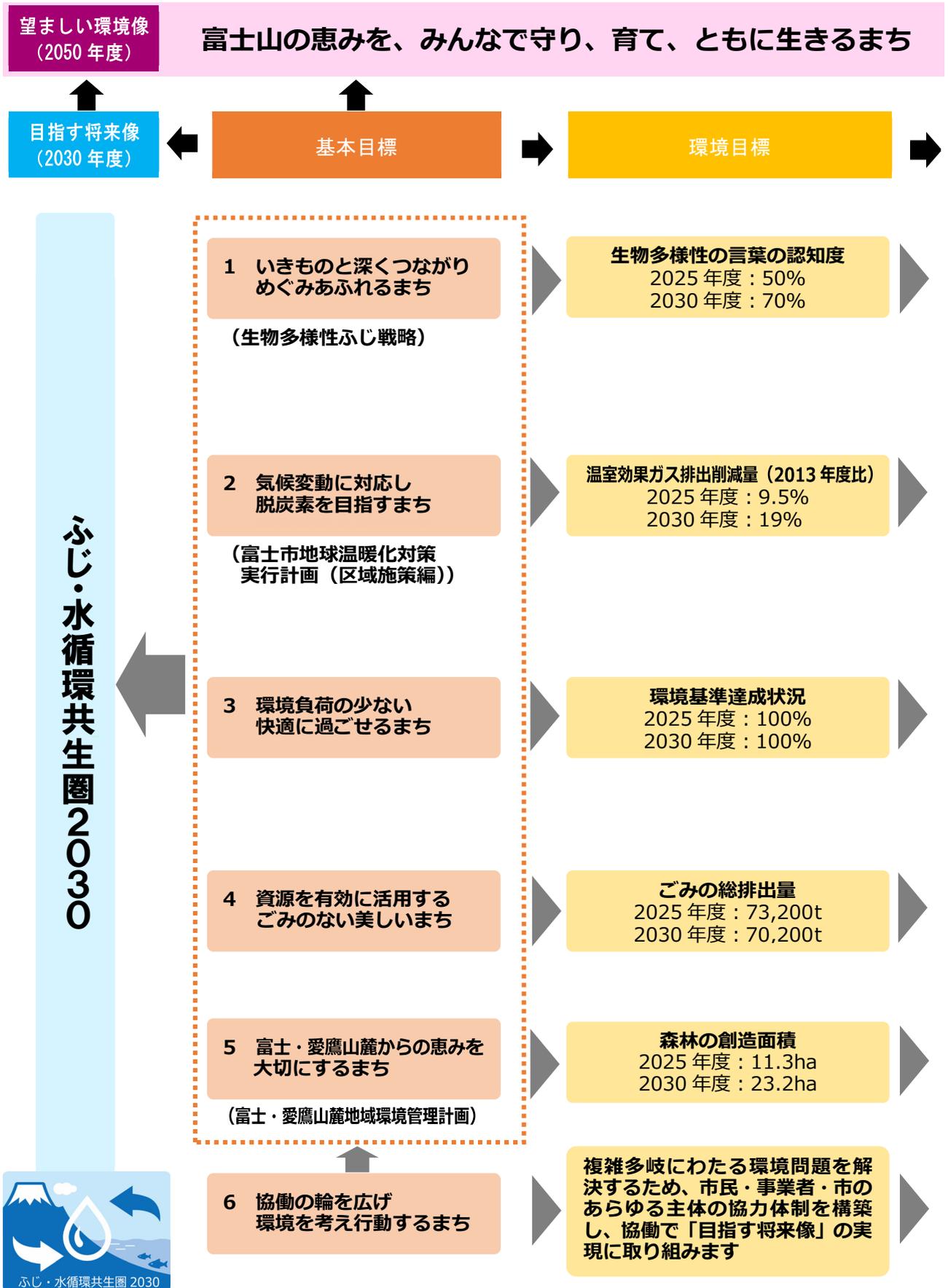


新型コロナウイルス感染症による影響について

2019（令和元）年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以来、感染が国際的に広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、私たちの社会や経済に大きな影響を与えています。そのため、厚生労働省は日常生活の中で感染拡大を防止することを目的とした「新しい生活様式」として、3密（密閉・密集・密接）の回避や身体的距離の確保、マスク着用、手洗いなどの実践例が紹介されています。また、関係団体による感染予防の「業種別ガイドライン」が作成されています。

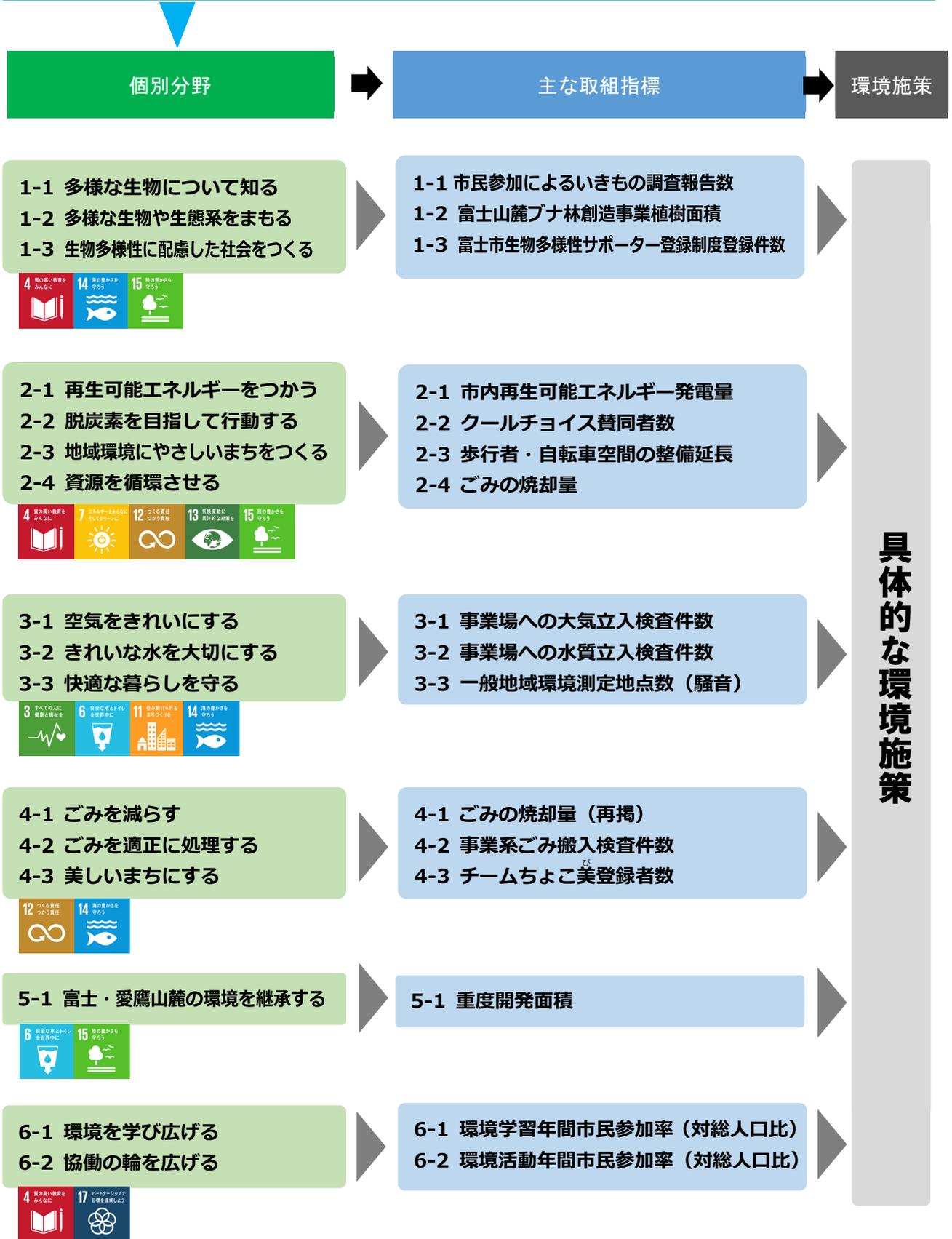
市の施策においても、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」に沿った感染予防対策を推進するとともに、感染や社会の状況によっては、イベントなどの事業の縮小や中止もあり得ることから、環境目標の実績や目標の達成、各施策の取組に影響が出る可能性があります。その場合は、必要に応じて目標値等の見直しを行います。

第2節 体系図



個別分野とSDGsの対応

個別分野に対応するSDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールをロゴマークで示しています。



第3節 市の施策



基本目標 1

いきものと深くつながり めぐみあふれるまち (生物多様性ふじ戦略)



本市の多様な自然環境や生態系は様々な生物を育み、生物多様性を豊かなものにしており、生物多様性によってもたらされる「めぐみ」は、食や産業、文化など、私たちの暮らしや経済活動を支えています。このような生物多様性と私たちの関わりを、全ての市民が理解したうえで行動につなげ、生物多様性を健全な状態で次世代に引き継ぎます。

●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2018年度 (平成30年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
生物多様性の言葉の認知度*	30.1%	50%	70%

*「生物多様性という言葉を知っていましたか」という設問に対して、「知っており、意味もよく理解している」及び「知っており、意味もだいたい理解している」と回答する市民の割合の合計。

●個別分野

- 1-1 多様な生物について知る
- 1-2 多様な生物や生態系をまもる
- 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる

基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち



個別分野 1-1 多様な生物について知る



市民参加による生物調査

資料調査や現地調査の結果によると、今までに本市で確認された生物は合計 5,900 種以上に及びます。しかし、市内の生物の分布についてはまだまだ情報が不足しているのが現状です。

このため、多様な生物や生態系を守り、生物多様性に配慮した社会づくりに向け、市民参加による生物調査の実施や情報収集を進めることによって市内の生物について知り、情報を蓄積していきます。

課題

- 市内の生物情報の収集・活用が必要です。
- 重要種の保護・保全、外来種や野生鳥獣への対策が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市民参加によるいきもの調査報告数	件/年	0	650	1,200

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 野生生物の調査

①生物調査の実施と情報収集

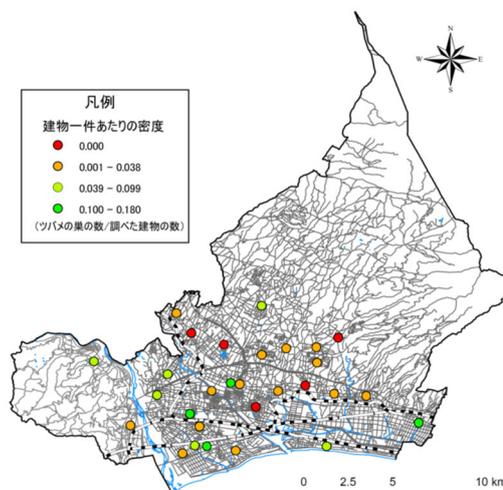


市民や市民団体などと連携し、毎年、指標種を選定して本市全域を対象とした「いきもの調査」を実施しています。

調査対象の生物については、生態系区分（里山、市街地、湿地など）を考慮して選定し、毎年対象種を変えます。調査結果は市のウェブサイトなどで公表するとともに、地図化した情報をもとに保全すべき場所などを把握することで、効率的・効果的な保全策の検討などに活用する予定です。

【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】

いきもの調査



ツバメの巣調査結果（2011年度）

【資料：富士市自然環境マップ整備事業調査報告書（2012年）】

基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち



個別分野 1-2 多様な生物や生態系をまもる



外来植物の駆除

本市には多くの生物が生息・生育し、奥山から海洋まで多様な生態系が形成されています。このため、重要種の保護・保全や外来種の防除、野生鳥獣との共存などを図るとともに、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じていくことにより、多様な生物・生態系を守ります。

課題

- 奥山、里地里山、田園・湿地、市街地、河川・湧水地、海岸・海洋など、市内の生態系の保全や適正管理を図ることで、生物の生息・生育地を健全な状態で維持する必要があります。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積（累計）	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積（累計）	ha	7,469	8,404	9,149

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 重要種・外来種・野生鳥獣への対策

- ①重要種等の保全
- ②外来種への対策
- ③人と野生鳥獣との共存

2 生物多様性に配慮した自然の利用

- ①生物多様性に配慮した土地利用

3 奥山や里地里山の生態系の保全

- ①奥山や里地里山の保護地区・重要種・外来種対策
- ②奥山や里山の森林の保全
- ③農地の保全

4 田園・湿地の生態系の保全

- ①田園の保全
- ②湿地（浮島ヶ原）の保全

5 市街地の生態系の保全・育成

- ①市街地の自然の保全・再生

6 河川・湧水地・海岸・海洋の生態系の保全

- ①河川・湧水地の保全
- ②海岸・海洋の保全

基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみあふれるまち

個別分野 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる



環境アドバイザーによる啓発

生物多様性のめぐみは、私たちの暮らしや産業を支えているほか、豊かな自然環境が貴重な観光資源になったり、環境教育の場にもなったりしています。一方、私たちは暮らしや事業活動を通じて水や空気を汚したり、ごみを排出したりすることにより、環境に負荷を与えています。

そのため、有害化学物質などにより引き起こされる環境への負荷を低減するとともに、生物多様性に関する人材育成や啓発を進めるなど、生物多様性に配慮した社会を目指します。

課題

- 生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた取組を広げていくための環境教育や取組の支援が必要です。
- 生物多様性という言葉の認知度を上げていくため、生物多様性に関する情報提供や普及啓発が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士市生物多様性サポーター登録制度 登録件数（累計）	件	0	50	100

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境への負荷の低減

- ①水質の監視・維持
- ②有害化学物質の監視
- ③ごみの不法投棄・海洋ごみへの対策

2 生物多様性に関する人材育成や啓発

- ①生物多様性に関する教育
- ②生物多様性のめぐみを活用した啓発の推進
- ③生物多様性に関する情報提供



column
コラム

富士市生物多様性サポーター登録制度

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、市だけではなく市民、事業者、市民団体などの様々な主体が自主的に取組を進めるための仕組みづくりが必要です。「富士市生物多様性サポーター登録制度」は、市内で生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を実施する市民・事業者・市民団体などを登録し、取組を推進していくものです。

例えば、市民のみなさんが家庭で行う緑化、事業者のみなさんが工場内で行うビオトープづくりや緑化、市民団体のみなさんが市内で行う自然観察会などの活動を登録することができます。登録数を増やすことで、取組の活性化さらには本市の生物多様性の向上につなげます。

【資料：生物多様性ふじ戦略（2020年）】



基本目標 2

気候変動に対応し

脱炭素を目指すまち

(富士市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))

現在、深刻化している地球温暖化などの気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりのライフスタイルを変えていくことが重要です。また、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して適応していくための取組を同時に進め、かけがえのない地球を次世代に引き継ぎます。

●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2015年度 (平成27年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガス排出削減量* (2013年度比)	1.5%	9.5%	19%

* 市域からの温室効果ガス排出量の2013年度比の削減量。

●個別分野

- 2-1 再生可能エネルギーをつかう
- 2-2 脱炭素を目指して行動する
- 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる
- 2-4 資源を循環させる

気候変動に向けた適応策

気候変動による将来の影響に備える適応は、現在、既に生じている気候変動影響に対処するだけでなく、地域住民の生活の向上や、地域の社会・経済の発展にもつながり得る取組です。

また、静岡県において、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」（2019（令和元）年3月、静岡県）が策定されており、2030（令和12）年度までの施策の基本的方向性が示されています。したがって、本市の適応策は、静岡県の施策に準じ、富士市に関する施策について取り組むこととします。

なお、本市に該当する方針は、①農林水産業、②自然生態系、③自然災害・沿岸域、④健康、⑤経済活動・市民生活の5分野としています。

分野別適応策の概要

分野	影響	主な取組
①農林水産業	水稻、野菜及び茶の高温障害、果樹の品質低下、病害虫の構成変化、短期間のまとまった雨の増加など	<ul style="list-style-type: none"> ・高温耐性品種及び極早生品種の普及 ・温暖化に対応した農業技術・機器の導入・普及 ・病害虫の発生情報の迅速な提供 ・農業用排水施設などの維持管理や整備
②自然生態系	ニホンジカ・イノシシの分布拡大など	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の動植物の生息状況等の調査 ・鳥獣による食害防止対策、有害鳥獣駆除
③自然災害・沿岸域	局地的豪雨・洪水による災害発生リスク増加及び浸水被害発生、海面水位の上昇、集中豪雨発生件数の増加による土砂災害の発生など	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や排水施設の整備を推進 ・農地防災ダムの適正な維持、修繕、管理 ・砂浜の防護に必要な浜幅の確保 ・大規模自然災害に備えた施設の対応力を強化 ・土砂災害防止施設の整備を推進 ・山地災害防止施設や森林の整備を推進 ・災害リスクに対する住民理解の促進、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
④健康	熱ストレス超過死亡者数及び熱中症搬送者数の増加、感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大など	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策の周知 ・炎天下作業等を軽減する農業用ロボットの情報提供 ・定期的なヒトスジシマカの生息状況調査及びウイルス保有状況調査
⑤経済活動・市民生活	冷房ピーク負荷及び保険損害の増加、風水害による旅行者への影響、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響、ヒートアイランドの進行など	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池導入の促進及び太陽光発電や蓄電池との併用によるエネルギー管理の高度化検討 ・自然災害に直面した中小企業者の資金調達の支援 ・災害時に観光事業者に対し、情報提供や助言 ・病院等災害拠点施設や公共機関、水道、通信などの重要インフラ施設の強化 ・家庭、企業の防災対策等の意識の向上を図る ・緑化の促進と緑地の設置の指導を行う

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち



個別分野 2-1 再生可能エネルギーをつかう



まちづくりセンターの太陽光発電設備

脱炭素化とともにエネルギー自給率の向上を図るためには、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの普及が求められています。そのため、太陽エネルギーや廃棄物の持つ未利用エネルギーの利用を促進します。また、クリーンエネルギー自動車やコージェネレーションなど革新的なエネルギー高度利用技術の普及、再生可能エネルギーの情報についての発信、エネルギーの地産地消を促進します。

課題

- ▶ 再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、公共施設への積極的な導入のほか、市民・事業者への普及支援を行う必要があります。
- ▶ 大規模な太陽光発電施設などについて、地域との調和などの推進が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市内再生可能エネルギー発電量	GWh/年	999	1,034	1,558
市内太陽光発電導入量(累計)	kW	95,857	109,700	121,300
ごみ焼却施設における発電効率	%	5.1	19.0	19.0
西部浄化センター 消化ガス利用量	m ³ /年	390,000	1,040,000	1,070,000
高度利用技術による電力の削減量(累計)	kWh	5,552,697	7,500,000	9,000,000
防犯用街路灯へのLED照明補助灯数(累計)	灯	10,135	21,000 (2024年度までの目標値)	(「全防犯灯のLED化に向けた計画」改定時に当該計画から引用)

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 太陽エネルギーの利用促進

- ① 太陽光発電及び太陽熱利用設備を公共施設へ積極的に導入
- ② 市民・事業者の太陽エネルギーの利用に対する支援
- ③ 普及拡大を目的とした市民活動等への支援
- ④ 市民、事業者への意識啓発

2 廃棄物が持つ未利用エネルギーの有効利用

- ① ごみ発電における高効率発電システムの導入
- ② ごみ発電の地産地消
- ③ ごみ焼却熱の有効利用

3 革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進

- ① 革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進
- ② 革新的なエネルギー高度利用技術の積極導入

4 その他再生可能エネルギーの促進

- ① 再生可能エネルギーの利用等に対する支援
- ② 再生可能エネルギーの利用等に係る情報の収集発信
- ③ エネルギーの地産地消の促進

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-2 脱炭素を目指して行動する



脱炭素社会の実現には、私たちの行動の変容が必要です。まずは住宅・建築物の省エネルギー化を進めるとともに、事業活動では低炭素型経営への支援、日常生活においてはクールチョイス^{ふじ}22の普及拡大により、エコ活動を推進していきます。また、このような行動をあらゆる主体、世代に広げていくため、脱炭素に関する環境教育の推進を図ります。

●課題

- 省エネルギー設備等の導入を促進するため、公共施設への積極的な導入のほか、市民・事業者への普及支援を行う必要があります。
- 「クールチョイス^{ふじ}22」などの普及啓発により、温暖化対策を市民・事業者に浸透させていく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市内 ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 件数 (累計)	件	301	680	1,000
EMS セミナー延べ受講者数 (累計)	人	1,777	2,220	2,600
クールチョイス賛同者数 (累計)	人	9,096	12,300	15,000
クールチョイス賛同団体数 (累計)	団体	92	164	224
こどもエコクラブ加入率 (対小学生人口比)	%	5.4	8.0	10.0
環境学習年間市民参加率 (対総人口比)	%	8.7	9.3	10.0

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 住宅・建築物の省エネルギー化の推進

- ①市有施設の省エネルギー化の推進
- ②ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及支援
- ③省エネ法等に基づく届出制度などの普及・啓発
- ④静岡県建築物環境配慮制度の普及・啓発

2 低炭素型経営の支援

- ①事業所等への環境マネジメントシステム構築・運用支援
- ②エネルギー管理指定工場・特定事業者の取組支援
- ③省エネ法による規制外の事業者の対策支援

3 クールチョイス^{ふじ} 22 の普及拡大

- ①エネルギー消費を抑える生活の推進
- ②資源を大切に生活の推進
- ③個人や組織で取り組むエコ活動の推進
- ④環境負荷を抑える移動手段の推進

4 環境教育及び啓発活動の推進

(個別分野 6-1 参照)

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる



自動車から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの低減を図るため、公共交通機関の充実や歩行者・自転車空間の整備など、環境にやさしい交通体系の整備を行います。また、二酸化炭素の吸収を促進するため、都市緑化の推進や森林の保全・活用を図ります。

課題

- ▶ 徒歩や自転車、公共交通機関、次世代自動車など環境への負荷が少ない交通手段への切り替えが必要です。
- ▶ 地球温暖化防止のためには、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正管理、緑地の保全・創出、緑化の推進が必要です。

取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
公共交通の利用者数	人/日	5,450	5,956	5,748
歩行者・自転車空間の整備延長	—	—	(2021年度策定予定「自転車道整備計画(仮)」から引用)	
市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	8.4	9.1	(「富士市緑の基本計画」改定時に当該計画から引用)
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積(累計)【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積(累計)【再掲】	ha	7,469	8,404	9,149

環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境にやさしい交通体系の整備

- ①公共交通機関の充実
- ②歩行者空間・自転車空間の整備

2 都市緑化の推進

- ①寺社林などの樹木の保護・維持管理の支援
- ②公園などの整備
- ③事業所や家庭における緑化の推進

3 森林の保全・活用

(個別分野 1-2 環境施策 3 参照)

基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち



個別分野 2-4 資源を循環させる



脱炭素を目指すためには、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の排出を減らす必要があります。3R の推進によってごみの減量や資源化を推進するとともに、特にプラスチック類や水分の多い生ごみの混入を減らすなど、ごみ分別の徹底の推進を図っていきます。

●課題

- ▶ ごみ排出量の減量のほか、プラスチック類の分別や資源化を推進する必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
ごみの焼却量	t/年	65,582	62,000	59,000

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 ごみの減量化の推進、ごみの適正処理の推進 

(個別分野 4-1、4-2 参照)



基本目標 3

環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち



大気汚染や水質汚濁、悪臭などのない、環境負荷の少ない暮らしや事業活動に努めるとともに、本市の産業や暮らしを支えている地下水や湧水などの水資源の保全を図り、快適に過ごせるまちづくりを行います。

●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
環境基準達成状況* ①大気 ②水質 ③一般地域環境騒音 ④ダイオキシン類	① 100% ② 100% ③ 83.3% ④ 100%	①～④ 100%	①～④ 100%

*環境基準達成状況は、以下のとおり。

- ①大気環境基準達成状況（光化学オキシダントは除く）
- ②河川・海域における水質環境基準達成状況（BOD または COD）
- ③一般地域環境騒音に係る環境基準の達成状況
- ④ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況

●個別分野

- 3-1 空気をきれいにする
- 3-2 きれいな水を大切にする
- 3-3 快適な暮らしを守る

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち



個別分野3-1 空気をきれいにする



きれいな空気は、私たちが健康的で快適な暮らしをしていくためにとても大切なものです。本市では、産業の発展に伴うスモッグなどの大気汚染を克服してきた歴史があります。

今後も、工場・事業所や自動車交通からの大気汚染を監視するとともに、低公害車の普及やエコドライブの推進などにより、大気汚染防止に努めます。

●課題

- ▶ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染や、悪臭などへの対策を推進していく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業場への大気立入検査件数	件/年	59	60	60

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 大気等の監視・調査

- ① 移動発生源の調査・研究
- ② 大気汚染物質の排出削減指導
- ③ 悪臭対策

2 交通対策

- ① 公用車の低公害車への転換
- ② 交通の円滑化による大気への負荷低減

3 自動車利用対策

- ① 自動車利用の抑制
- ② 低公害車の導入啓発
- ③ エコドライブの推進

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

個別分野3-2 きれいな水を大切にする



富士・愛鷹山麓に降った雪や雨は、森林に育まれ、河川や地下水として下流へ流れてその一部は湧水や海底湧水となって湧き出しています。私たちの暮らしや産業、そして多くの生物は、この豊かな水資源によって支えられています。

このような豊かできれいな水資源を保全するため、水質の監視・改善に努めるとともに、地下水の維持・保全に向けた取組、水を身近に感じることができるよう、水とふれあう場や機会の提供を行っていきます。

●課題

- ▶ 河川や排水路の水質について、継続的な監視が必要です。
- ▶ 下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、汚水処理人口普及率を上げていく必要があります。
- ▶ 生活や産業を支えている豊富で良質な地下水・湧水を今後も守っていく必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業場への水質立入検査件数	件/年	205	200	200
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積(累計) 【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08
民有林の間伐施業面積(累計)【再掲】	ha	7,469	8,404	9,149

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 水質の監視・改善

- ①河川等・海域・地下水の水質の監視
- ②公共下水道整備・接続の促進
- ③事業所排水への指導
- ④合併処理浄化槽への転換促進と適正な維持管理の推進

2 地下水の維持・保全

- ①水源かん養林の維持
- ②雨水貯留槽・雨水浸透ます設置や透水性舗装材利用の促進
- ③農薬や肥料の適正使用の周知
- ④地下水位の継続的観測
- ⑤地下水の価値啓発及び適正利用の推進

3 水とふれあう場や機会の創出

- ①湧水地の周辺の整備及び公園内の湧水地の維持管理

基本目標3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち



個別分野3-3 快適な暮らしを守る



工場や店舗、自動車、家庭などから発生する騒音・振動は、地域住民に不快感を与えることから、騒音・振動の調査や、騒音防止の指導・啓発などを実施し、静かな暮らしを守ります。また、ダイオキシン類などの有害化学物質は、人間やその他の生物の体内に蓄積されて健康を損なうおそれがあることから、有害化学物質の監視・指導・情報公開及び啓発などの対策を進め、健康で安全な暮らしを守ります。

●課題

- 環境基準を達成していない一部幹線道路について、騒音・振動の監視と対策が必要です。
- 環境基準を超過している有機塩素系化合物について、継続的な監視が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
一般地域環境測定地点数(騒音)	箇所/年	6	6	6

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 生活・事業所の騒音・振動対策

- ①適正な土地利用への誘導
- ②事業所への指導
- ③生活騒音防止の啓発

2 自動車・鉄道の騒音対策

- ①道路の排水性舗装の推進
- ②自動車・新幹線の騒音・振動調査の継続

3 有害化学物質対策

- ①ダイオキシン類の監視・測定継続
- ②有害化学物質調査の継続
- ③アスベスト対策の推進
- ④有害化学物質の使用・保管状況等の指導

4 有害化学物質等への意識向上

- ①ダイオキシン類の調査結果の情報公開・提供
- ②PRTR制度による収集データの情報公開
- ③電磁波、光害に関する情報公開・提供



基本目標 4



資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化と資源化を進めるとともに、ごみの適正処理、不法投棄対策や環境美化の推進を図ることで、ごみのない美しいまちを目指します。

●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
ごみの総排出量*	76,770t/年	73,200t/年	70,200t/年

* 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ、埋立ごみ、資源物）、事業系一般廃棄物、汚泥（し尿汚泥、下水汚泥）を合わせた総排出量

●個別分野

- 4-1 ごみを減らす
- 4-2 ごみを適正に処理する
- 4-3 美しいまちにする

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

12 つくる責任
つかう責任

個別分野 4-1 ごみを減らす



プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方、ペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラスチックの海洋流出などの問題が発生し、地球規模での環境汚染が深刻となっています。

また、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

本市におけるごみの排出量は年々減少傾向にありますが、「リサイクルよりリユース、リユースよりもリデュース」の考え方のもと、ごみの減量・資源化を進めます。

●課題

- ▶ 今後も様々なごみ減量・資源化の広報・啓発を行い、ごみの排出量を減らしていく必要があります。
- ▶ 可燃ごみの約3割を占める生ごみの削減が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
ごみの焼却量【再掲】	t/年	65,582	62,000	59,000

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示

1 ごみの減量化の推進 

- ①食品ロス削減などごみ発生抑制及びごみ減量の啓発
- ②資源物の分別徹底
- ③生ごみ減量の推進
- ④ごみ処理有料化の検討
- ⑤資源回収方式の強化による資源の有効利用の推進

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち



個別分野 4-2 ごみを適正に処理する



本市で回収したごみは「富士市新環境クリーンセンター」で適正に処理しています。今後ごみの適正処理を推進するため、ごみ分別の徹底や啓発を図ります。

事業系ごみについては、分別の徹底に向けて、継続して搬入検査を実施していきます。また、不法投棄に対してはパトロールなどによる監視を強化していきます。

●課題

- ▶ ごみの適正処理への意識啓発のため、新環境クリーンセンターの運用及び啓発の場としての有効活用が必要です。
- ▶ 山間地や海岸部に多く見られる不法投棄への対策が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
事業系ごみ搬入検査件数	件/年	59	90	90

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 ごみの適正処理の推進

- ①ごみ分別の周知徹底
- ②野焼きに対する指導
- ③産業廃棄物の適正処理への助言
- ④不法投棄に対するパトロールの実施
- ⑤不法投棄の防止取組及び情報提供体制の周知

基本目標4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち



個別分野 4-3 美しいまちにする



本市では、2016（平成28）年6月1日に「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（富士市マナー条例）を施行し、公共の場所・他人の土地でのポイ捨て、ふんの放置を禁止するとともに、公共の場所での喫煙マナーの遵守を定めています。今後はアダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動を市全体に広げるとともに、同条例の普及啓発などを通じて、ごみのない美しいまちを目指します。

● 課題

- 「富士市マナー条例」の普及や「チームちょこ美」の市全体への拡大が必要です。

● 取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
チームちょこ美登録者数（累計）	人	3,087	6,500	10,000

● 環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境美化の推進

- ① アダプション・プログラム等の美化活動の推進
- ② 公園のごみのポイ捨てパトロールの実施
- ③ 富士市マナー条例の普及啓発
- ④ チームちょこ美による美化活動の推進
- ⑤ 緑化の推進



基本目標 5



富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち (富士・愛鷹山麓地域環境管理計画)

富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養や生態系の維持、環境の浄化などに重要な役割を果たすとともに、美しい風景が心に安らぎを与えてくれます。その恵みを今後も大切に、次世代へと継承していきます。

●環境目標

基本目標を実現するための 環境目標	現状値 2019年度 (令和元年度)	中間目標 2025年度 (令和7年度)	目標 2030年度 (令和12年度)
森林の創造面積*1	20.0ha*2	11.3ha	23.2ha

*1 森林の公益的機能を保全する措置の枠として換算される植林面積から重度開発面積を差し引いた面積。

*2 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画策定時から、これまでの自然環境の保全と創造による取組により、創造し評価した面積。

森林の創造面積については、重度開発により減少しますが、植林により増加を目指します。

なお、これまでは計画区域内における開発許容面積を250haとし、重度開発面積の進捗管理を行ってきましたが、2019年(令和元)年度の調査において、市が把握していた重度開発面積191.65ha(2018(平成30)年度実績)に対し、林業による皆伐・植林を含め最大285haの森林が喪失していることが確認されました。

2025年(中間目標年度)では、植林面積より開発面積のほうが多いため、現状値より減少する予定です。しかし、2030(令和7)年度(目標年度)は、植林が進み、現状よりも増加することを目標とします。

●個別分野

5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する

基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち

個別分野 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する



富士・愛鷹山麓の緑豊かな自然環境は、水源かん養、生態系の維持、環境の浄化などの機能を有するとともに、美しい風景は心に安らぎを与えてくれます。この恵みを将来の世代に継承させていくことが私たちの責務です。

そこで、富士・愛鷹山麓地域における自然環境の保全と創造、森林の節度ある利用を図っていくため、適正な土地利用の誘導を推進していきます。

●課題

- 富士・愛鷹山麓地域における適正な土地利用の誘導を図るとともに、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」の規定により、森林の有する公益的機能を保全する必要があります。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
重度開発面積（累計）*1	ha	—	18.7	22.8
植林（保全措置枠換算）面積（累計）*2	ha	20.0	30.0	46.0
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積（累計） 【再掲】	ha	17.08	23.08	28.08

*1 「森林法」第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる森林を伐採し、跡地を森林以外の用途に供する面積。

*2 植林面積のうち、林業による新植や補植は含まず、森林機能の保全に資するために実施される植林面積。

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 富士・愛鷹山麓地域における環境の保全

- ①富士・愛鷹山麓地域における適正な土地利用事業の誘導
- ②富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全
- ③富士・愛鷹山麓地域における良好な景観の形成



基本目標 6



協働の輪を広げ

環境を考え行動するまち

市民・事業者・市の協働による環境保全に取り組みながら、多くの市民が環境に関心を持つ機会を提供するとともに、あらゆる年代を対象として、充実した環境教育をより一層推進していきます。

●環境目標

私たちを取りまく環境問題は、大気汚染や水質汚濁、ごみなど身近なものから、地球温暖化などの地球規模のものまで広範囲に及びます。こうした複雑多岐にわたる環境問題を解決するため、市民・事業者・市のあらゆる主体の協力体制を構築し、協働することで、「基本目標1～5」の実現に寄与します。

●個別分野

6-1 環境を学び広げる

6-2 協働の輪を広げる

基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち

4 質の高い教育を
みんなに

個別分野 6-1 環境を学び広げる



本市の豊かな環境を次世代へ引き継いでいくためには、私たちの今の暮らしや産業を、持続可能なものに切り替えていかなければなりません。そこで、環境保全活動に主体的に参加し、責任ある行動ができる人を育てる環境教育や、それを支援するための体制が重要となります。このため、学校や地域、家庭、事業所における環境教育を推進するとともに、「広報ふじ」や市ウェブサイトなどを活用した環境情報の提供を行います。

●課題

- ▶ こどもから大人までのあらゆる世代に対して、家庭から地域、事業所などのあらゆる場所における環境教育・環境学習の機会づくりが必要です。
- ▶ 市民・事業者に対する分かりやすい環境情報の提供が必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
こどもエコクラブ加入率 (対小学生人口比)【再掲】	%	5.4	8.0	10.0
環境学習年間市民参加率(対総人口比) 【再掲】	%	8.7	9.3	10.0

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 環境教育及び啓発活動の推進

- ①自然体験・学習の場づくり・交流活動の推進
- ②学校における自然保護、環境美化活動事業の推進
- ③こどもエコクラブ活動の推進
- ④環境アドバイザー制度の活用の推進
- ⑤新環境クリーンセンターにおける環境学習・環境啓発活動の推進

2 環境情報の提供

- ①「広報ふじ」や市ウェブサイト等での情報提供
- ②イベントでの環境情報の発信

基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち



個別分野 6-2 協働の輪を広げる



現在の環境問題は、私たちの身近な場所から地球全体まで広い範囲にわたり、さらには誰もが加害者にも被害者にもなり得るという面を持っています。このような複雑な環境問題を解決するためには、市民・事業者・市が協働し、一体となって環境保全に取り組んでいくことが重要です。

そこで、パートナーシップによる取組や自主的な環境保全活動の支援を行い、市全体に協働の輪を広げていきます。

●課題

- ▶ 環境アドバイザー制度の活用を推進していく必要があります。
- ▶ 今後も環境に関するイベントを啓発の場として継続していく必要があります。
- ▶ 事業者環境マネジメントシステム認証取得を促し、支援していくことが必要です。

●取組指標

項目	単位	現状値 (2019年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
環境アドバイザー派遣年間延べ人数	人/年	393	420	450
環境活動年間市民参加率（対総人口比）	%	4.8	7.5	10.0

●環境施策

「ふじ・水循環共生圏 2030」に関連する施策をアイコンで表示



1 パートナーシップによる環境活動の推進

- ①環境に関するイベントなど市民・事業者・市の協働の場づくり
- ②環境アドバイザー制度の活用推進
- ③公園の整備・維持管理への市民意見の反映
- ④国や県、周辺市町等と連携した、広域的な環境保全への取組

2 自主的な環境保全活動の支援

- ①市民団体等の自主的な環境保全活動の支援
- ②事業所等への環境マネジメントシステム構築支援

3 幅広い環境問題への取組の推進

- ①先進的な取組への支援や情報発信・収集
- ②環境に対する意識啓発の推進
- ③人や技術の交流等の国際協力の支援

第5章 環境配慮指針

第1節 環境配慮指針とは



「第4章 市の施策」では、市の取組を示しましたが、環境基本計画の推進においては、市民・事業者・市が、それぞれの役割を認識し、具体的な取組を実践することが望まれています。また、民間事業や公共事業など土地利用における環境への配慮も重要です。

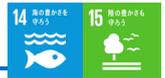
そこで、本章では、市民・事業者の環境配慮指針、土地利用に係る環境配慮指針を示します。

第2節 市民・事業者の環境配慮指針



基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみ*あふれるまち

個別分野 1-1 多様な生物について知る



市民

- 自然や生物にふれあう機会を増やし、生物多様性について知り、学ぶ機会を持ちましょう。
- 学校や事業所などに整備されたビオトープを活用しましょう。
- 市が行ういきもの調査や、市民団体が行う自然観察会、こどもエコクラブなどの活動に参加してみましょう。

事業者

- 市のウェブサイトなど、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。
- 事業者として生物多様性に配慮した取組を環境報告書などにとりまとめ、積極的に情報発信しましょう。



個別分野 1-2 多様な生物や生態系をまもる*



市民

- 絶滅のおそれのある種、天然記念物、社寺林などを保護・保全しましょう。
- 身近な外来種のことをよく知り、特定外来生物の植栽や飼育をしないようにしましょう。
- 庭やベランダに樹木や草花を植えたり、緑のカーテンづくりを行ったりしましょう。
- ごみをポイ捨てしないようにしましょう。

事業者

- 植栽などには、郷土樹種の活用を検討しましょう。
- 森林の適正な管理を行いましょ【林業】。
- 農薬や化学肥料を低減した環境保全型農業を実施するとともに、GAP 認証の取得などを行いましょ【農業】。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害防護柵を設置したり、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。



* 「生物多様性ふじ戦略」では、「めぐみ」、「まもる」と表現しているため、ここではひらがな表記のままとする。

個別分野 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる



市民

- 商品やサービスは、生物多様性に配慮したものを選びましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤などは適量を使用し、余った薬品や油は排水として流さないように処理しましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、屋外では持ち帰りを徹底しましょう。
- 生物多様性に関する知識のある市民団体・専門家のみなさんは、「富士市環境アドバイザー」などの教育指導者として活動をするなど、生物多様性の普及啓発に協力しましょう。

事業者

- 木材、水産品、農作物などの原材料について、過剰な採取を行わないようにしましょう。
- 事業排水は適切な処理と管理を徹底するとともに、化学物質の流出などによる生物多様性への影響を把握し、適切な低減対策を行いましょ。
- コンテナやパレットに付着する生物や種子の管理、船舶のバラスト水（底荷、船底に積む重し用の水）に混入する生物の対策などにより、外来種の移入・移出を防止しましょう【運輸業】。
- エコアクション 21 や ISO14001 などの取組や方針の中に、経済活動における生物多様性への配慮を組み込みましょう。
- CSR（企業の社会的責任）または SDGs の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょ。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。



基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-1 再生可能エネルギーをつかう



市民

- 日照がある程度確保されている住宅は、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置しましょう。

事業者

- 日照がある程度確保されている建築物は、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置しましょう。



個別分野 2-2 脱炭素を目指して行動する



市民

- ヒートポンプ給湯器や潜熱回収型給湯器などを活用しましょう。
- 家電製品を購入する時には、省エネルギー製品を選択しましょう。
- 住宅の新築時及び改修時に断熱化をしましょう。
- 計測制御システム（HEMS）の導入をしましょう。
- クールチョイスに賛同し、環境にやさしい賢い選択をしましょう。

事業者

- ヒートポンプ給湯器や潜熱回収型給湯器などを活用しましょう。
- 電気ヒートポンプ空調、照明などの電気機器を省エネルギー製品に買い換えましょ。
- 環境マネジメントシステムを構築ましょ。
- 建築物の新築時及び改修時に断熱化ましょ。
- 計測制御システム（BEMS）の導入をましょ。
- 「省エネ法」の対象事業者である場合は、法令に基づく低炭素型経営を実践ましょ。



個別分野 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる



市民

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 相乗りやカーナイダーに協力するとともに、公共交通機関を利用しましょう。
- 住宅の敷地内を緑化しましょう。
- 富士山麓ブナ林創造事業などの森づくりのボランティア活動に参加しましょう。
- 地元産の木材や木工製品などを購入・利用しましょう。
- 地元産や有機栽培の農作物を購入・利用しましょう。
- 敷地内に樹木を植えたり、壁面緑化・屋上緑化を行ったりしましょう。

事業者

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 相乗りやカーナイダーに協力するとともに、公共交通機関を利用しましょう。
- 富士山麓ブナ林創造事業などの森づくりのボランティア活動に参加しましょう。
- 身近な公園・広場づくりに参加・協力しましょう。
- 敷地内を緑化しましょう。
- 地元産の木材を利用しましょう。
- 地産地消の推進に協力しましょう。
- 敷地内に樹木を植えたり、壁面緑化・屋上緑化を行ったりしましょう。



個別分野 2-4 資源を循環させる



⇒「個別分野 4-1 ごみを減らす」、「個別分野 4-2 ごみを適正に処理する」を参照

基本目標 3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

個別分野 3-1 空気をきれいにする



市民

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけましょう。
- 「野焼き」を行うのはやめましょう。

事業者

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 時差出勤やフレックスタイム、テレワークの導入により、通勤ピーク時の交通量の削減に協力しましょう。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけましょう。
- 燃料種の転換や集じん装置、排煙脱硫・排煙脱硝装置などの導入により、大気汚染物質の削減を行いましょ。
- 悪臭の発生を抑制しましょう。



個別分野 3-2 きれいな水を大切にする



市民

- 風呂の水を洗濯に利用する、水を流したままにしないなど、水を節約しましょう。
- 雨水浸透ますを設置しましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、雨水を利用しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤の適量使用、分解しやすい洗剤の使用、油の流入防止などに取り組みましょう。
- 農薬や肥料は適正に使用しましょう。

事業者

- 地下水・工業用水・水道水の無駄な利用削減に取り組みましょう。
- 節水型商品の利用を進めましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、雨水を利用しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 農薬や肥料は適正に使用しましょう。



個別分野 3-3 快適な暮らしを守る



市民

- エアコンの室外機など騒音の原因となる設備の設置場所に注意しましょう。
- 音響機器の音量やペットの鳴き声で、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
- 遮音性、防音性のある住宅づくりをしましょう。
- 小型焼却炉などで物を燃やさないようにしましょう。
- 農薬や洗剤などの取り扱いに注意しましょう。
- 建材には有害化学物質を含まないものを使用しましょう。

事業者

- 騒音に配慮した運転を行い、車両の適正管理をしましょう。
- トラックなどの業務用車両の利用の効率化を図りましょう。
- 有害化学物質に関する情報を収集し、事業活動の中に生かしましょう。
- 建材には有害化学物質を含まないものを使用しましょう。



基本目標 4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

個別分野 4-1 ごみを減らす



市民

- 使い捨て商品の安易な購入を見直しましょう。
- 詰め替え商品を積極的に購入しましょう。
- 過剰包装の商品の購入を控え、簡易包装の商品を選びましょう。
- 生ごみ処理機やコンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、利用しましょう。
- 食品ロスを削減するため、適量の購入、食材の使い切り・食べ切りを実践しましょう。
- 食べない缶詰などは、フードバンクなどへ寄付しましょう。
- マイバッグを使用しましょう。



- リサイクル製品や繰り返し使える製品を利用し、修理できるものは修理して使用しましょう。
 - リサイクルショップやフリーマーケットを利用しましょう。
- 事業者**
- ごみの出にくい商品の企画設計、使用済み商品の再利用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をしましょう。
 - 生ごみ処理機などで生ごみを減量化しましょう。
 - 資源物の分別を徹底しましょう。
 - 事業者間で連携して古紙回収などリサイクルを進めましょう。
 - 過剰包装を控え、簡易包装を推進しましょう。
 - リサイクル可能な商品や詰め替え商品を積極的に販売しましょう。

個別分野 4-2 ごみを適正に処理する



市民

- ごみの収集日やごみの分別方法など、ごみ出しルールを守りましょう。
- 「野焼き」は行わないようにしましょう。
- ごみの不法投棄に対するパトロールなどに協力しましょう。

事業者

- 資源物の分別を徹底しましょう。
- 産業廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持って処理しましょう。
- 「野焼き」は行わないようにしましょう。
- ごみの不法投棄に対するパトロールなどに協力しましょう。



個別分野 4-3 美しいまちにする



市民

- アダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動に参加しましょう。
- 「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（富士市マナー条例）に基づき、空き缶やタバコ、ペットのふんの始末などマナーを守りましょう。
- 「チームちょこ美」に登録しましょう。

事業者

- アダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動に参加しましょう。
- 「チームちょこ美」と連携して美化活動を広げましょう。



基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち

個別分野 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する



市民

- 富士・愛鷹山麓の環境に関心を持ち、将来の世代に残していけるように、保全・活用を図りましょう。

事業者

- 富士・愛鷹山麓地域における森林の伐採を伴う開発は、極力避けましょう。
- 富士・愛鷹山麓地域において開発を検討する場合は、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の趣旨に留意しましょう。
- 富士・愛鷹山麓地域において開発を行う場合は、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林機能の保全に努めましょう。



基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち

個別分野 6-1 環境を学び広げる



市民

- 環境問題への理解を深めましょう。
- 環境に関する調査に協力しましょう。
- 環境に関する学習会や講座などに参加しましょう。
- こどもエコクラブなどの活動に参加しましょう。
- 「広報ふじ」やウェブサイトなどにより環境情報を得ましょう。

事業者

- 従業員などへの環境教育を進めましょう。
- 環境に関する学習会の実施やこどもエコクラブなどの活動を支援しましょう。
- 事業活動で得た環境情報を広く市民に提供しましょう。
- 環境に関する調査に協力しましょう。



個別分野 6-2 協働の輪を広げる



市民

- 環境に関するイベントに参加しましょう。
- 環境美化活動などに積極的に参加しましょう。
- 環境アドバイザー制度を活用しましょう。

事業者

- 市民、市民団体、市との情報交換を行い、活動の協力・連携を図りましょう。
- 環境に関するイベントに参加・協力しましょう。
- 従業員の環境保全活動を支援しましょう。
- 環境保全や公害防止に関する国際的な技術協力に取り組みましょう。



第3節 土地利用に係る環境配慮指針

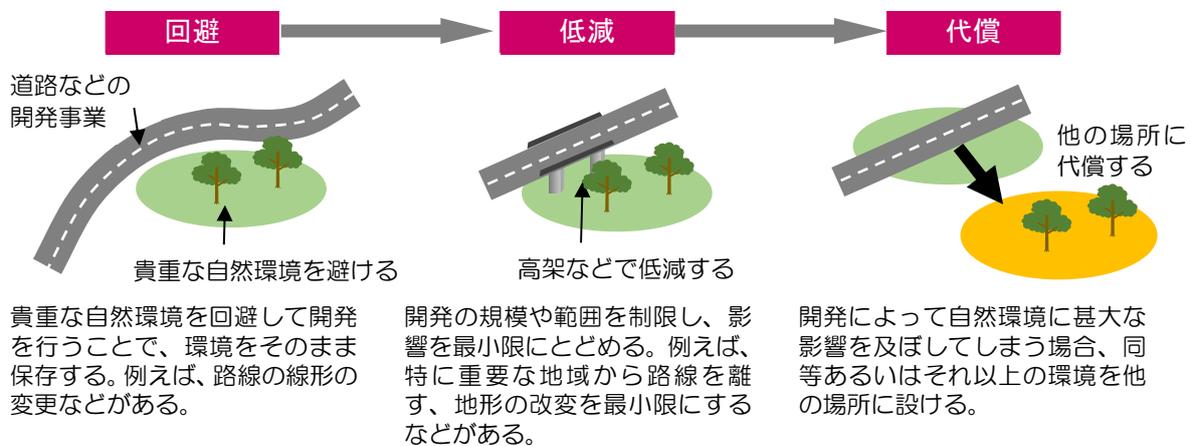


3-1 自然環境に対する環境配慮指針

公共事業や土地利用事業に際して、自然環境保全に関する共通事項としての基本的考え方及び配慮指針を示した上で、森林、農地、河川、湧水地、湿地といった多様な自然環境の保全の考え方や環境配慮事項を指針として示します。

①基本的な考え方（共通事項）

- 富士山や愛鷹山から続く森林、農地、河川、湧水地、湿地など多様な自然環境を保全しましょう。
- 事業計画段階で施工区域内に貴重な動植物の生息・生育環境があることが確認され、開発により影響を与えることが予想される場合には、まず「回避」することを検討し、不可能な場合は「低減」、「代償」の順に手当を行いましょう。



回避・低減・代償の考え方

②基本的な配慮指針（共通事項）

- 自然公園や自然環境保全地域では、禁止されている事項などの法令を遵守しましょう。
- 地域の自然環境の保全のため、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図るなど、施工区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮しましょう。
- 国立公園区域、自然環境保全地域に隣接する場合は、その境界から施工区域を離して設定しましょう。
- 自然環境保全上、特に必要があるときは、数ブロックに区分して施工しましょう。
- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の重要種に影響を与えないようにしましょう。
- 外来種の取り扱い（特定外来生物を含む生態系被害防止外来種を植栽・導入しない、また、確認した場合は防除するなど）に十分注意するとともに、植栽には郷土樹種*を活用することを検討しましょう。



* 常緑広葉樹：スタジイ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、ヤブツバキ など
 落葉広葉樹：コナラ、エゴノキ、イロハモミジ、ガマズミ など
 常緑草本：ジャノヒゲ、ヤブラン、ヤブコウジ、キチジョウソウ など

③自然環境保全における環境配慮指針

森林

- 保安林の境界から離して土地利用事業の施工区域を設定しましょう。
- 土地利用事業などに関して施工区域内の森林を伐開し、用途を変更する場合は、一部森林を残すか、新たに森林・緑地を創出し、森林・緑地を相当程度確保しましょう。
- 切土や盛土による地形の改変は最小限にとどめましょう。
- 動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、野生動物に配慮した構造的な工夫を行いましょ。

農地

- 自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然型の水路としましょう。
- 自然透水に配慮して、必要最低限の簡易な舗装の農道としましょう。
- 土地の段差は、生物が生息できる空間を持つ石垣などを用いて処理しましょう。
- 必要に応じて、野生動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、構造的な工夫をしましょう。

河川

- 護岸整備にあたっては、自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然護岸とし、生物の生息環境の変化を最小限に抑えましょ。
- 現況河床の地形は治水計画の範囲内でできるだけ残しましょ。
- 水際や水底の形状を複雑にして、水の流れ方、水流の速度に変化を持たせることにより、生物が生息できる多様な水辺空間をつくりましょ。
- 河畔林や水生植物を保全・創出し、生物の生息環境や自然浄化機能を保持しましょ。
- 川の自然と周辺の自然がつながるように計画しましょ。
- 河床に段差があり魚などの移動が困難な場合、魚道を設けましょ。

湧水地

- 親水、触る親水、遊ぶ親水など、水辺の特性に適した親水方法に配慮して、様々な親水護岸をつくりましょ。
- 水辺周辺の緑の保全を行いながら、水と緑の空間軸を形成するとともに、自然の良さを味わえる散策路をつくりましょ。
- 誰もが楽しく利用できるように、湧水のある空間を憩いの場として整備し、湧水を通して人とのつながりを形成しましょ。

湿地

- 浮島ヶ原の湿地は、長い年月をかけて形成され、新たに創出することが難しい貴重な環境であり、多様な生物が生息していることから、保全を最優先に考えましょ。

3-2 開発における環境配慮指針

民間事業者による開発行為や建築物の建築、公共事業の実施時に取り組むべき環境配慮事項を以下に示します。

① 開発行為や建築物の建築における環境配慮指針

開発による環境影響の最小化

- 造成など土地の改変にあたっては、切土・盛土量を少なくするとともに、搬入した土砂などによる土壌汚染を防止しましょう。
- 大規模な開発の場合、発生交通量の抑制などにより大気汚染、騒音・振動、光害などを防止し、開発による環境への負荷を抑えましょう。
- 近隣の環境に配慮して、作業時間・営業時間を設定しましょう。
- 建設・解体工事の前には、周辺住民への説明を十分に行いましょう。
- 土砂崩れなどのおそれのある危険箇所での開発は行わないようにしましょう。
- 災害時の有害化学物質の漏えい防止対策を徹底しましょう。
- 建設・解体工事などにおける粉じんやアスベスト汚染の防止を徹底しましょう。

オープンスペースの確保

- 建物規模と用途に応じた適正な敷地面積（敷地のゆとり）を確保しましょう。
- 大規模な開発の場合、緑地、広場などを適切に確保しましょう。

環境への負荷の少ない製品・資材の使用

- 地元産の木材や木工製品を率先して使用しましょう。
- 再生品を使用しましょう。
- 健康に影響を及ぼすおそれのない資材を使用しましょう。
- 耐久性のある製品・資材を使用しましょう。

省エネルギーの推進

- 自然の光や風を取り入れるように工夫しましょう。
- 省エネルギーに配慮した照明・空調・換気・給湯・エレベーターなどの設備を導入しましょう。
- 太陽エネルギーや風力エネルギー、廃熱などの再生可能エネルギーを活用しましょう。

水の有効利用

- 雨水貯留槽を設置し、雨水を有効利用しましょう。
- 地質の状況に応じて雨水浸透施設を設置しましょう。
- 節水型の設備を導入しましょう。

緑化の推進

- 土地利用事業や公共施設については、相当程度の緑地面積を確保しましょう。
- 計画地内の既存樹木は、安易に伐採せずに可能な限り保全・移植しましょう。
- 敷地内や道路に面した部分などは、生け垣や樹木・草花などにより緑化し、その際、その土地本来の自然植生に基づく樹種を選定しましょう。
- 施工区域内の表土を活用しましょう。
- 駐車場は緑化ブロックの使用や高木を植栽するなどの対策をするとともに、雨水の浸透を促進する施工を行いましょう。

**周囲に調和する
建築景観**

- 建築物や屋外広告物、煙突などの形態や色彩は、富士山の眺望や周囲の景観と調和するようにしましょう。
- 建築物や煙突などは、「富士市景観計画」に基づき、色彩が周辺環境に調和するようにしましょう。
- 市街化区域以外の区域における建築物の高さはできるだけ低層としましょう。

②工事による廃棄物の減量化・再資源化（共通事項）

**廃棄物の
発生抑制**

- 廃棄物の発生を抑制する工法を採用しましょう。
- 包装・梱包材の簡素化を徹底させましょう。
- 型枠の利用回数を増やしたり、型枠不要な工法を検討したりしましょう。
- 型枠の材料として、熱帯木材以外の木材を使用しましょう。

**廃棄物の再利
用・再資源化**

- 建設発生土を再利用しましょう。
- 可能な範囲でコンクリート塊、スラグ、廃ガラスなどを材料とする再生材を利用しましょう。
- コンクリート、アスファルト、建設発生木材などの廃棄物の分別を徹底し、適正な保管・処理・資源化を図りましょう。

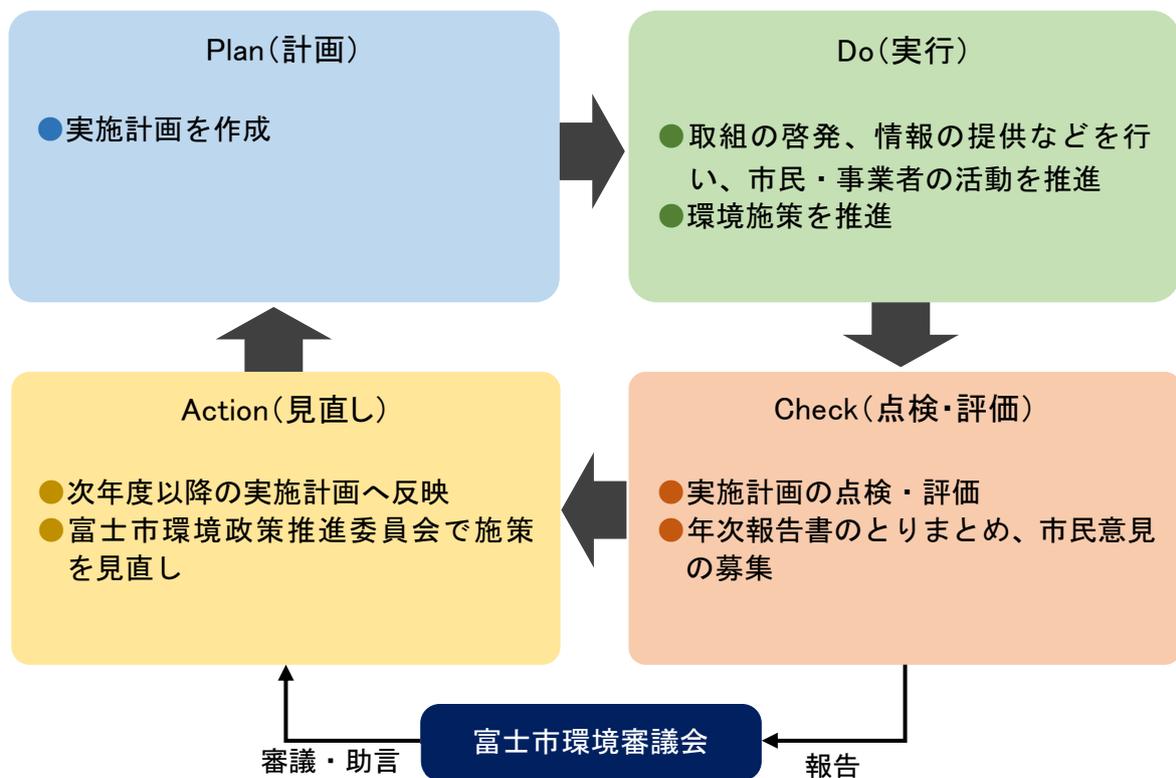
第6章 計画の進行管理

第1節 計画の進行管理



本計画における市の施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、個々の施策の進捗状況を点検・評価し、定期的に見直しを図っていくことにより、計画の適切な進行管理を行います。

Plan (計画)	●各担当課により年次の実施計画を作成します。
Do (実行)	●年次実施計画に基づき、環境施策を推進するとともに、市民・事業者への取組の啓発、情報提供を行い、個々の活動を推進していきます。
Check (点検・評価)	●各担当課は、年度末に実施計画の進捗状況の点検・評価を行い、事務局に提出します。 ●事務局は、年次報告書を取りまとめ、市民・事業者に公表し、意見を募集します。 ●富士市環境審議会は、年次報告書に基づき、環境基本計画の取組状況の評価及び次年度以降の課題などについて審議します。
Action (見直し)	●富士市環境審議会の審議結果を受け、富士市環境政策推進委員会は、必要に応じて施策への反映に向けた審議を行います。



進行管理の流れ

第2節 計画の推進体制



本計画を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による環境活動に取り組んでいくことが重要です。このため、富士市環境審議会などと連携して計画を推進します。

また、市の機関相互の調整・連携による取組を実施していくため、富士市環境政策推進委員会による横断的な体制を継続していきます。

■市民・事業者・市による協働

市民・事業者との協働に向けた調整を図るとともに、各主体への啓発、情報提供などを通じて自発的な環境保全活動を促進し、取組を支援していきます。

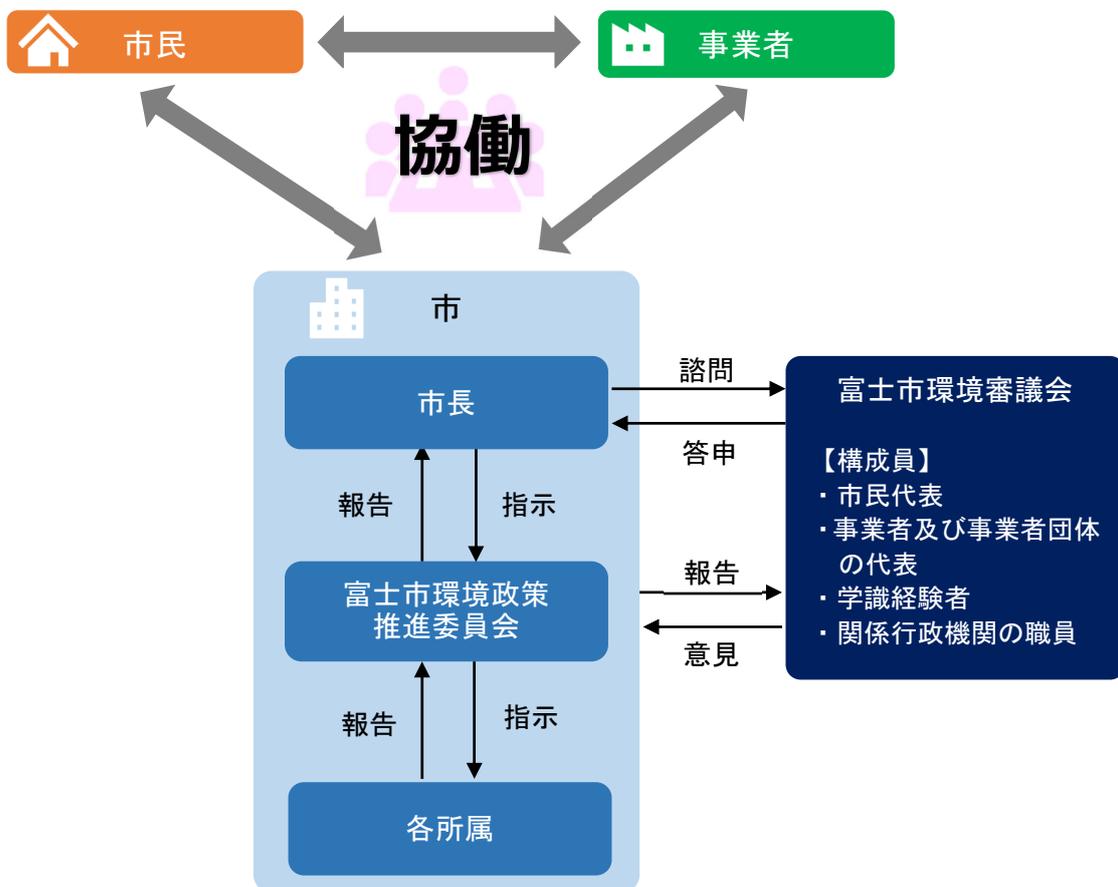
主な取組内容：環境情報の提供、協働の場づくり、自主的な環境保全活動の支援等

■富士市環境審議会 【計画全体の点検・評価】

「富士市環境基本条例」第24条の規定に基づき、富士市環境審議会を設置しています。本組織は、市民代表、事業者及び事業者団体の代表、学識経験者などで構成され、環境基本計画の年次報告書、環境の保全及び創造に関する事項などについて、専門的な見地から調査・審議を行います。

■富士市環境政策推進委員会 【市の環境施策の推進と進行管理】

「富士市環境基本条例」第23条の規定に基づき、市の行政組織を横断する体制として富士市環境政策推進委員会を設置しています。市の機関相互の連携及び取組の調整を図ります。



計画の推進体制図

資料編



1 策定の経緯



2019年度（令和元年度）

7月 19日	第1回富士市環境審議会	○諮問 ◇第三次富士市環境基本計画の策定について
8月 27日	第1回富士市環境政策推進委員会	◇第三次富士市環境基本計画の策定について
9月 24日	第1回区域施策編改定部会	◇現行計画の評価について ◇次期計画の方向性について
10月 28日	第2回富士市環境政策推進委員会	◇現況調査結果について ◇骨子案について
11月 7日	第2回富士市環境審議会	◇現況調査結果について ◇骨子案について
12月 17日 19日	各課施策調査	◇現行計画の評価について ◇今後の施策の展開について
12月 18日	第2回区域施策編改定部会	◇適応策について ◇取組施策及び重点施策について
1月 下旬	市民・事業者アンケート調査	◇市民 回答率：32.8%（656人/2,000人） ◇事業者 回答率 34.2%（171社/500社）
2月 3日	第3回富士市環境政策推進委員会	◇現行計画の評価と見直しについて
2月 27日	第3回富士市環境審議会	◇現行計画の評価と見直しについて
3月 25日	第3回区域施策編改定部会	◇市域温室効果ガス排出量推計について ◇適応策及び施策案について

2020年度（令和2年度）

6月 10日	第4回区域施策編改定部会	◇長期目標及びゼロカーボンシティの表明について ◇区域施策編（案）について
7月 22日	第1回富士市環境政策推進委員会	◇アンケート調査結果について ◇第三次富士市環境基本計画素案について
8月 中旬	第1回富士市環境審議会 （書面開催）	◇アンケート調査結果について ◇第三次富士市環境基本計画素案について
9月 下旬	第2回富士市環境審議会 （書面開催）	◇第三次富士市環境基本計画（案）について
10月 13日 26日	第2回富士市環境政策推進委員会 第3回富士市環境審議会	◇第三次富士市環境基本計画（案）について ◇第三次富士市環境基本計画（案）の決定について ○答申
11月 30日	富士市議会環境経済委員会協議会	◇第三次富士市環境基本計画（案）の報告
12月 15日	パブリックコメント	◇12月15日～1月15日
2月 中旬	第3回富士市環境政策推進委員会 （書面開催）	◇パブリックコメントの結果について
3月 19日	第4回富士市環境審議会 策定	◇第三次富士市環境基本計画の報告について

2 委員名簿



■ 富士市環境審議会

区分	氏名	委員現職
学識経験者	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
	石黒 智彦	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会顧問
	成田 尚史	東海大学海洋学部教授
	小川 浩	常葉大学名誉教授
	水谷 洋一	静岡大学地域創造教育センター教授
	小野寺 郷子	(一社) 「会議ファシリテーター普及協会」副代表理事
事業者及び事業者団体の代表	古郡 英治	富士商工会議所専務理事
	山口 和基	(一社) 静岡県紙業協会会員
市民代表	荻野 克雄	富士環境衛生自治推進協会会長
	田中 富子	富士市消費者運動連絡会理事
	小澤 緑	富士自然観察の会会長
	佐藤 直美	市民公募委員
	田中 由里子	市民公募委員
	中村 菜穂美	市民公募委員
関係行政機関の職員	小池 秀幸	東部健康福祉センター 環境部長



富環総発第242号
令和元年7月19日

富士市環境審議会
会長 石黒 智彦 様

富士市長 小長井 義正



第三次富士市環境基本計画の策定について（諮問）

富士市環境基本条例（平成12年12月12日条例第55号）第25条第1項第1号に基づく、富士市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（第二次富士市環境基本計画）は、令和2年度に目標達成期間を迎えるため、改定にあたり、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び富士市生物多様性地域戦略を包含する令和12年度までの次期計画について貴審議会に諮問します。

令和2年10月26日

富士市長 小長井 義正 様

富士市環境審議会
会長 石黒 智彦



第三次富士市環境基本計画の策定について（答申）

令和元年7月19日付け富環総発第242号により、本審議会に諮問のありました「第三次富士市環境基本計画の策定」について、別添のとおり答申いたします。

本審議会では、将来の世代へより良好な環境を継承するため、関連計画との整合を図り、社会情勢等の変化を踏まえつつ、新たに「生物多様性ふじ戦略」や「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を包含するなど、多面的な視点から積極的かつ慎重に審議を重ねてまいりました。

今後の計画の推進に当たっては、下記の点について十分な配慮のもと、本計画を確実に進められることを期待します。

記

1. 市民、事業者等の理解のもと、十分に連携・協働するとともに、庁内各部門の横断的な連携を図り、各環境施策を総合的かつ計画的に展開すること。
2. 市の関連する諸計画との整合・連携に基づき、環境の保全及び創造を推進すること。
3. 「富士市環境基本計画」を実効性あるものとするために、年次報告書による適正な進行管理を行うとともに、計画の進捗状況を市民等に公表すること。

4 富士市環境基本条例



平成 12 年 12 月 12 日
条例第 55 号

目次

前文
第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
第 1 節 基本方針 (第 7 条)
第 2 節 環境基本計画等 (第 8 条—第 10 条)
第 3 節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策 (第 11 条—第 23 条)
第 3 章 環境審議会 (第 24 条—第 31 条)
第 4 章 雑則 (第 32 条)
附則

私たちのまち富士市は、雄大な富士山と駿河湾に抱かれ、温暖な気候と豊富な地下水や森林資源に恵まれ、古くから紙のまちとして発展を遂げてきた。しかしながら、20 世紀後半、産業の飛躍的発展の過程において、多くの環境問題を誘発する結果となった。

近年私たちは、日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを追求するあまり、多くの資源とエネルギーを消費している。私たちは、この地球上の生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けている反面、自らは地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。私たちは、このことを深く認識し、現在の生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、すべての人々が協力しながら、それぞれの責務を果たしていかなければならない。

ここに、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「富士山の恵み」とは、富士山から駿河湾に至るまでの森林、地下水、水産資源、地形、景観、歴史、文化等の有形又は無形の恵みをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境が資源として有限であることを認識して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、富士山の恵みにより暮らしていることを認識して、この恵みを良好な状態で永遠に継承していくことを目的に行われなければならない。

5 環境の保全及び創造は、地域環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、すべての日常生活や事業活動において、地球環境保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、富士山の恵みを生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 産業型公害、都市・生活型公害等を防止するとともに、新たな環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺、地下水等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。

(3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び環境配慮型の施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(4) 市、市民及び事業者が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、体系的な環境教育等の振興を図ること。

(5) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市民等は、年次報告書についての意見書を提出することができる。

3 市長は、年次報告書について、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市民等の意見書が提出されているときは、市長は、これを当該審議会に報告しなければならない。

4 市長は、年次報告書について富士市環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条に規定する市民等の活動の促進並びに第14条に規定する教育及び学習の振興に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に率先して取り組むものとする。

(規制の措置)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者に係る環境への事前配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行うとする事業者があらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境政策推進委員会)

第23条 市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、富士市環境政策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 前2項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、富士市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境基本計画の年次報告書に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において必要と認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べるることができる。

(組織等)

第 26 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 事業者及び事業者団体の代表
 - (3) 市民代表
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 5 委員の再任は、妨げない。
- 6 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (一部改正〔平成 26 年条例 35 号・30 年 43 号〕)

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 28 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(追加〔平成 30 年条例 43 号〕)

(部会)

第 29 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(一部改正〔平成 30 年条例 43 号〕)

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境部環境総務課で処理する。

(一部改正〔平成 15 年条例 3 号・16 年 3 号・19 年 26 号・30 年 43 号〕)

(補則)

第 31 条 この章に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成 30 年条例 43 号〕)

第 4 章 雑則

(委任)

第 32 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成 30 年条例 43 号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。
- (富士市環境審議会条例の廃止)
- 2 富士市環境審議会条例(平成 6 年富士市条例第 29 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に富士市環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命されている者は、この条例の施行の日に第 26 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第 26 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 14 年 7 月 31 日までとする。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

- 4 富士川町の編入の日以後第 26 条第 2 項の規定により最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年 7 月 31 日までとする。

(追加〔平成 20 年条例 61 号〕)

附 則 (平成 15 年 3 月 26 日条例第 3 号)
この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 23 日条例第 3 号)
この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 28 日条例第 26 号)
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日条例第 61 号)
この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 9 日条例第 35 号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 29 日条例第 43 号)
この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

5 用語解説



あ行

アスベスト

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱材、保温材など優れた性質を有しており、建築用材料を中心に広範囲な製品に使用されてきた。しかし、人体に対する有害な作用があり、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こす可能性がある。このため、「大気汚染防止法」により特定粉じんとして規制を受けている。

アダプション・プログラム

「アダプション (adoption)」は、英語で「養子縁組」を指し、公共の場を「養子」に例え、市民や事業者が愛情と責任をもって、美しい地域をつくり上げるという意味が込められている。市民や事業者が道路や公園などの管理を行う代わりに、行政は必要な用具の支給、保険への加入といった支援を行う。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィスなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

雨水浸透ます

屋根に降った雨水を、雨どいを通じて受ける地中のますで、側面や底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のものをいう。

雨水貯留槽

雨どいから雨水を取り込み、貯めるタンクで、植木のやり水や庭の散水などに利用できる。

エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うと、燃料消費を最大 10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

エコアクション 21

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも簡単に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が 1996 (平成 8) 年に環境マネジメントシステムとして策定した。

エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、(財)日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚等を図ることを目的としている。



エコラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。具体的には「エコマーク」などがある。

汚水処理人口普及率

下水道、浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設などの各汚水処理人口の総人口に対する割合。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。

か行

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備、施設のこと。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境アドバイザー

地域の方が集まる勉強会や講演会の講師、自然観察活動の際の指導者や、学校での総合学習時の講師など、市を通じて派遣する環境のスペシャリスト。具体的な派遣内容の例として、①環境に関する勉強会の講師、②自然観察の指導員、③ビオトープ作りのアドバイス、④工場・事業所・家庭の省エネアドバイス、⑤工場の排水・ばい煙など公害防止に関するアドバイスなどがある。

環境基準

「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境負荷

環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション 21 などがある。

クールチョイス

2020 (令和 2) 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮

らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

クールチョイス 22

クールチョイスについて、富士市民が取り組むとよいと思われる 22 種類の賢い選択の総称。

クリーンエネルギー

石油、石炭などの化石燃料の利用などによる温室効果ガス排出などの環境への負荷をできるだけ低減するための、自然現象などから得られる新たなエネルギー源であり、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などがある。

クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

公害

「環境基本法」において、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受け、光化学反応をおこして生成するオゾン、アセトアルデヒドなどの総称で、主成分はオゾン。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグという。

公共下水道

「下水道法」において、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義される。

こどもエコクラブ

子どもなら誰でも参加できる環境活動クラブ。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里山

奥山地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

正式名称は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で、1979（昭和 54）年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業場のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度などを定めている。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活において資源やエネルギーを効率的に利用すること。

自立分散型エネルギー

エネルギーの地産地消を実現し、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステム。家庭や工場、地域などでエネルギーを自給するなど、エネルギーを使用する場所で発電・利用することで、送電ロスを防ぐ、災害時に自立可能、エネルギーの安定供給に有効などのメリットがある。

生物多様性

生き物の「個性」と「つながり」を表す言葉。森林、里地里山、河川、湿地、干潟などの生態系の多様性や動植物から細菌などの微生物にいたる様々な種類の生き物が存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性を示している。

潜熱回収型給湯器

従来の給湯器では約 80%が限界だった給湯熱効率を、排気熱・潜熱回収システムにより約 95%までに向上させ、大幅なランニングコストの削減につながる給湯器。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の 3 種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

太陽熱温水器

太陽熱温水器（自然循環型）は、太陽集熱器と貯湯槽が一体となった構造で、屋根上に設置される。集熱部で温められた水が自然循環しながらお湯となって最上部の貯湯タンクに蓄えられる。太陽熱温水器（真空貯湯型）は、集熱部と貯部が一体となっており、水道直結式で地上設置も出来る。真空断熱により、集めた熱が外へ逃げにくい。

脱炭素社会

地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会のこと。2050（令和 32）年に向け、脱炭素社会を目指す国や地域、事業者などが増えている。

チームちょこ美

富士市を「好きになる」「誇りに思う」「自慢したくなる」よう、一人ひとりが日ごろのちょこっと美化を心掛け、無理の無い範囲で、ごみが落ちていたら見逃さない、ごみの無い美しいまちづくりを推進していくチーム。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止への国際的な動きや「気候変動枠組条約」を踏まえ、これを推進するための国内法で環境省が主管する。

低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車や天然ガス自動車などがある。

低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

電磁波

電界（電気の力が働く場）と磁界（磁気の力が働く場）の大きさと向きが、時間とともに周期的に変わり、その変化が遠くまで伝わるような波のこと。携帯電話など、その信号が医療機器の誤動作を引き起こす可能性と、発生する熱が人体に与える影響が懸念されている。

都市公園

基本的には、都市計画区域に定められた都市施設として地方公共団体により設置される公園や緑地を指す。

な行

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。主要な大気汚染物質のひとつであり、NOx とともに酸性雨の原因物質である。

二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。2001（平成 13）年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。

は行

排水性舗装

雨水を路面に滞水させることなく、舗装体内部から排水施設に排水させる舗装方法。スリップ・沿道への水ハネなどの防止および走行音の低減に効果がある。

発電効率

発電する際に投入した燃料が本来持っているエネルギーのうち、どの程度を電気に変換できるかを示す割合のこと。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器である。このため、お湯を沸かす為に必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは 3 分の 1 程度である。

ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio(生き物)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表している。

光害

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響。

富士山麓ブナ林創造事業

富士山麓の貴重な自然を適正に保全・創造し、後世に継承していくための広葉樹の植樹事業。1994（平成 6）年度より毎年 4 月 29 日に実施している。

不法投棄

家電製品などのごみが、山林や河川敷など、定められた場所以外に廃棄されること。

フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

フォッサマグナ

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地。このフォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地区であり、植物地理学においてこの地区をフォッサマグナ地区と呼ぶ。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。

ま行

マイバッグ

消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集・運搬、処分の流れを事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するための制度。産業廃棄物を処理業者に委託する事業者に義務付けられている。マニフェストは「産業廃棄物管理票」のこと。

や行

有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。地表面の被覆が進んでいる都市部では、雨水の浸透不足による地下水位の低下に加え、トンネルやビル、地下鉄などの地下構築物による地下水の流れの遮断や、開発の影響により湧水地点そのものが失われてしまうこともある。

英数・アルファベット

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの言葉の頭文字をとったもの。

BEMS (Building and Energy Management System)

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムで、ビルにおける空調・衛生設備、電気・照明設備、防災設備、セキュリティ設備などの建築設備を対象とし、各種センサ、メータにより、室内環境や設備の状況をモニタリングし、運転管理および自動制御を行う計測制御システム。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のこと。微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しいとされる。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

GAP (Good Agricultural Practice) 認証

GAP (農業生産工程管理) とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。GAP 認証には、①JGAP、②ASIAGAP、③GLOBAL G.A.P. などがあり、①②は一般財団法人日本 GAP 協会、③は FoodPLUS 社 (ドイツ) が運営している。

HEMS (Home Energy Management System)

住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、IT 技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御する計測制御システム。家庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えることができる。

ISO14001 (International Organization for Standardization 14001)

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で 1999 (平成 11) 年 7 月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR (化学物質排出移動量届出) 制度ともいう。

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。



第三次富士市環境基本計画

- 生物多様性ふじ戦略
- 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画

富士市環境部環境総務課

2021年（令和3年）3月

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2901 FAX 0545-51-0522
e-mail : ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
URL : <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号
R2-49

この冊子は、印刷用の紙にリサイクルできます。